

独立行政法人造幣局 事業年度評価の項目別評価シート（1）

大項目：I. 業務運営の効率化に関する目標を達成するための措置

中項目：1. 事務及び事業の見直し

小項目：（1）貨幣製造業務等の経費の縮減に向けた取組

<p>中期目標</p>	<p>① 貨幣及び勲章類製造業務の経費の縮減に向けた取組</p> <p>貨幣及び勲章類製造業務については、偽造防止・品質維持等の優先課題に十分留意の上、業務の効率化につながる場合には、外部委託を推進するものとする。</p> <p>② 貨幣及び勲章類以外の製造業務等の経費の縮減に向けた取組</p> <p>貨幣及び勲章類以外の製造業務については、偽造防止技術を始めとする貨幣製造技術の維持・向上のため行っているものと位置付け、このために必要な範囲内において行うものとし、一般向け商品である金・銀盃及び装身具の製造からは撤退するものとする。</p> <p>また、貨幣及び勲章類以外の製造業務について、偽造防止・品質維持等の優先課題に十分留意の上、業務の効率化につながる場合には、外部委託を推進するものとする。</p> <p>さらに、貨幣セット販売に関する業務については、事務・事業の質の維持や、効率性、コスト削減、民間ノウハウの活用等の観点を踏まえつつ、民間競争入札も含めた競争入札を行う対象・内容等について検討するものとする。</p>
<p>中期計画</p>	<p>造幣局は、経費削減の程度及び経営上の判断に必要な指標については、造幣局の効率化に関する努力が客観的に反映され、かつ、造幣局の管理困難な売上高に影響されにくい「固定的な経費」と、経営環境の変化等で貨幣等の製造数量が急速に落ち込んだ場合などにおいても、円滑な業務運営が行えるよう財務体質の強化を図れる「経常収支比率」とします。（I. 5.（1）「効率化目標の設定」及びⅢ.「予算（人件費の見積りを含む）、収支計画、資金計画」参照）</p> <p>なお、工場における固定的な経費の削減にも取り組みます。（I. 2.（1）「工場の業務の効率化及び生産性の向上に向けた取組」参照）</p> <p>また、民間企業で行われている経営手法である ISO9001 の確実な認証の維持に努めるとともに、品質マネジメントシステム及び ERP システム（統合業務システム）を一層活用すること等により、業務の効率化を図り、経費の縮減に取り組む中で、以下の措置を講じます。</p> <p>（注1）固定的な経費の定義は以下のとおり</p> <p style="margin-left: 20px;">固定的な経費＝営業費用－変動費</p> <p style="margin-left: 20px;">変動費＝原材料費＋外注加工費＋時間外手当＋貨幣販売国庫納付金</p> <p>（注2）地方自治法施行 60 周年記念貨幣に伴う設備投資等の経費については別に管理するものとします。</p> <p>（注3）大幅な業務量の変動等、中期計画策定時に想定されなかった事象が生じた場合には、固定的な経費の構成要素ごとに必要な修正を行うものとします。</p> <p>（注4）資産債務改革の趣旨を踏まえた保有資産の見直しにより発生する費用及び環境対策投資により発生する費用については固定的な経費から除くものとします。</p>

	<p>(注5) 経常収支比率 $\text{経常収益} \div \text{経常費用} \times 100$</p> <p>① 貨幣及び勲章類製造業務の経費の縮減に向けた取組 貨幣及び勲章類製造業務については、偽造防止技術が外部に流出することがない仕組の中で、技術的な品質要求を損なわない範囲で業務の効率化につながる場合には、外部委託を推進します。</p> <p>② 貨幣及び勲章類以外の製造業務等の経費の縮減に向けた取組 貨幣及び勲章類以外の製造業務については、偽造防止技術をはじめとする貨幣製造技術の維持・向上のため行っているものであり、このために金属工芸品については、偽造防止技術の維持・向上につながる製品の製造に注力することとし、一般向け商品である金・銀盃及び装身具の製造からは撤退します。</p> <p>また、貨幣及び勲章類以外の製造業務について、偽造防止技術が外部に流出することがない仕組の中で、技術的な品質要求を損なわない範囲で、業務の効率化につながる場合には、外部委託を推進します。</p> <p>さらに、貨幣セット販売に関する業務については、事務・事業の質の維持や、効率性、コスト削減、民間ノウハウの活用等の観点を踏まえつつ、民間競争入札も含めた競争入札を行う対象・内容等について検討します。</p>
<p>(参 考) 年度計画</p>	<p>① 貨幣及び勲章類製造業務の経費の縮減に向けた取組 貨幣及び勲章類製造業務については、偽造防止技術が外部に流出することがない仕組の中で、技術的な品質要求を損なわない範囲で業務の効率化につながる場合には、外部委託を推進します。</p> <p>② 貨幣及び勲章類以外の製造業務等の経費の縮減に向けた取組 貨幣及び勲章類以外の製造業務については、偽造防止技術をはじめとする貨幣製造技術の維持・向上のため行っているものであり、このために金属工芸品については、偽造防止技術の維持・向上につながる製品の製造に注力します。</p> <p>また、貨幣及び勲章類以外の製造業務については、偽造防止技術が外部に流出することがない仕組の中で、技術的な品質要求を損なわない範囲で、業務の効率化につながる場合には、外部委託を推進します。</p> <p>さらに、貨幣セット販売に関する業務については、現在行っている民間委託の業務実績を踏まえた上で、事務・事業の質の維持や、効率性、コスト削減、民間ノウハウの活用等の観点から、民間競争入札も含めた競争入札を行う対象・内容等について、引き続き検討を行います。</p>

<p>業務の実績</p>	<p>貨幣製造業務等の経費の縮減については、偽造防止技術が外部に流出することがない仕組の中で、技術的な品質要求を損なわない範囲で、業務の効率化のため、以下のとおり外部調達及び外部委託を行った。</p> <p>①貨幣及び勲章類製造業務の経費の縮減に向けた取組</p> <p>○貨幣及び勲章類製造業務における外部委託推進の状況</p> <p>貨幣の製造業務について、鋳塊、円形等貨幣材の一部を外部から調達することにより、貨幣製造数量の増減などに柔軟に対応した。</p> <p>勲章類の製造業務について、造幣局以外の者でも行うことが可能な特段の熟練技術を要しない定型的な部品の加工作業のうち、経費の縮減が図れるものを外部委託した。なお、品質維持の観点から、造幣局が実施する技術審査に合格した者のみを外部委託の対象者とするとともに、受託業者の行う当該作業について技術指導を行った。</p> <p>②貨幣及び勲章類以外の製造業務等の経費の縮減に向けた取組</p> <p>○偽造防止技術の維持・向上に向けた金属工芸品の製造の取組状況</p> <p>平成23年度においても、裏面に金剛吼菩薩像（こんごうくぼさつぞう）の背景の火焰光背（かえんこうはい）を潜像技術により表現した国宝章牌『高野山 金剛峯寺』（白金・銀）を製造するなど、偽造防止技術の維持・向上につながる金属工芸品の製造に注力した。</p> <p>○貨幣及び勲章類以外の製造業務における外部委託推進の状況</p> <p>金属工芸品の製造業務について、偽造防止技術には直接的には関係せず造幣局以外の者でも行うことが可能な特段の熟練技術を要しない定型的な加工作業のうち、外部委託により経費の縮減が図れるものを外部委託した。なお、品質維持の観点から、受託業者の行う当該作業について技術指導を行った。</p> <p>○貨幣セット販売における民間競争入札も含めた競争入札の対象・内容等についての検討状況</p> <p>貨幣セット販売の案内に関する発送業務などこれまで実施している民間委託に加えて、平成21年度からは従来造幣局職員が直接行ってきた造幣局IN等の行事における貨幣セット等の店頭販売を民間委託しており、平成23年度においてもこれらの業務について引き続き民間委託を行った。これらの民間委託の業務実績を踏まえた上で、事務・事業の質の維持や、効率性、コスト削減、民間ノウハウの活用等の観点から、民間競争入札も含めた競争入札を行う対象・内容等について、引き続き検討を行うこととしている。</p>
--------------	--

	<p>③その他</p> <p>○ISO9001の認証の維持の状況</p> <p>1. ISO9001の認証を維持し、その活用を図るべく次の活動を実施した。</p> <p>(ア) 各課室は、ISO9001に基づく品質マネジメントシステムの下、業務の効率化や品質管理等に関する年次改善目標を定め、その目標達成に向けて取組んだ。(平成23年4月～)</p> <p>(イ) 品質マネジメントシステムの維持及びその有効性の改善に関する事項について、内部監査員による内部監査を実施した。(平成23年7月及び平成24年1月)</p> <p>(ウ) 品質マネジメントシステムの適切性、有効性等について検証を行うため、理事長その他の役員及び幹部職員によるマネジメントレビュー(検証会議)を実施した。(平成23年9月及び平成24年3月)</p> <p>2. 以上の活動を経て、平成23年9月に外部審査登録機関によるISO9001の更新審査を受審した結果、品質マネジメントシステムが包括的に継続して有効であるとの判定を受け、平成24年3月に登録が更新された。</p> <p>なお、環境マネジメントシステムの要求事項を規定するISO14001の登録も維持し、環境保全に取り組んでいる(VII. 4. (4)「○ISO14001の認証の維持の状況」を参照)。</p> <p>(参考) ISO9001</p> <p>製品の品質管理・保証と顧客の満足、それらの改善を含む組織の指揮・管理まで踏み込んだ品質マネジメントシステムの要求事項を規定した国際規格。</p>
<p>評価の指標</p>	<p>①貨幣及び勲章類製造業務の経費の縮減に向けた取組</p> <p>○貨幣及び勲章類製造業務における外部委託推進の状況</p> <p>②貨幣及び勲章類以外の製造業務等の経費の縮減に向けた取組</p> <p>○偽造防止技術の維持・向上に向けた金属工芸品の製造の取組状況</p> <p>○貨幣及び勲章類以外の製造業務における外部委託推進の状況</p> <p>○貨幣セット販売における民間競争入札も含めた競争入札の対象・内容等についての検討状況</p> <p>③その他</p> <p>○ISO9001の認証の維持の状況</p>

評 価 等	評 定	(理由・指摘事項等)
	A	<p>貨幣の製造業務について、貨幣材の一部を引き続き外部から調達することにより製造数量の増減や記念貨幣の追加発行などに柔軟に対応している。また、勲章及び金属工芸品の製造において、特段の熟練技術を要しない定型的な加工作業のうち経費の削減が図られるものを外部委託するほか、貨幣セットの販売について、引き続き民間委託を行うなど、業務全般にわたって経費の節減に努めている。なお、品質維持の観点から、受託業者に対し技術指導を行うなど経費節減と品質維持のバランスをとりながら適切に行っている。</p> <p>業務の効率化や品質管理等に関する年次改善目標の達成等に取り組んだ結果、品質マネジメントシステムが包括的に継続して有効であるとの判定を受け、ISO9001 の認証が更新されている。また、環境マネジメントシステムに関する ISO14001 の認証も維持されており、環境保全に取り組んでいる。</p> <p>以上を総合的に勘案して、本項目の評定をAとする。</p>

独立行政法人造幣局 事業年度評価の項目別評価シート（２）

大項目：Ⅰ. 業務運営の効率化に関する目標を達成するための措置

中項目：1. 事務及び事業の見直し

小項目：(2) 品位証明業務等の収支相償に向けた取組

中期目標	<p>貴金属の品位証明業務については、平成20年度までの収支相償を目標として、業務の抜本的な改善策を内容とするアクションプログラムを着実に実行するものとする。</p> <p>また、地金及び鉱物の分析業務についても、アクションプログラムを策定の上、収支改善を含む業務の抜本的な改善を図るものとする。</p> <p>本中期目標期間においては、これらのアクションプログラムに基づき、収支相償を図るものとする。</p>
中期計画	<p>貴金属の品位証明業務については、平成20年度までの収支相償を目標として、人員削減等の業務の抜本的な改善策を内容とするアクションプログラムを着実に実行します。</p> <p>また、地金及び鉱物の分析業務についても、業務実施局の集中及び手数料の見直し等の業務の抜本的な見直しを内容としたアクションプログラムを策定の上、収支改善を含む業務の改善を図ります。</p> <p>本中期目標期間においては、これらのアクションプログラムに基づき、収支相償を図ります。</p>
(参考) 年度計画	<p>貴金属の品位証明業務については、引き続き業務を効率的に運営し、収支相償を図ることとします。また、品位証明制度の普及のため、消費者関連団体等に対する周知活動を継続します。</p> <p>地金及び鉱物の分析業務についても、引き続き業務を効率的に運営し、収支相償を図ることとします。</p>
業務の実績	<p>貴金属製品の品位証明業務と地金及び鉱物の分析業務のそれぞれについて、平成21年度に収支相償を達成しており、平成23年度においても収支相償を達成した。</p> <p>○貴金属の品位証明業務におけるアクションプログラムの取組状況及び収支相償の状況</p> <p>貴金属製品の品位証明業務については、作業要員削減等の業務の抜本的な改善策を内容とするアクションプログラムを実行し、さらに、そのフォローアップ措置として作業要員の課内多能工化の推進などの収支改善策を実施した結果、平成21年度に収支相償を達成した。</p> <p>平成23年度においても、下表のとおり平成22年度と比べて受託個数は微減したものの、作業体制の効率的な運用を図ることによって業務効率を維持し、引き続き収支相</p>

償を達成した。

品位証明制度を普及させるための消費者関連団体等に対する周知活動については、後出「Ⅱ. 3. (2) 貴金属の品位証明・地金及び鉱物の分析業務」を参照。

(参考) 貴金属の品位証明業務の受託及び収支状況

(単位：百万円)

—	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
数量(千個)	294	281	264	179	170
売上高	51	48	45	34	33
売上原価	65	69	40	30	29
売上総利益	△14	△20	5	4	4

○地金及び鉱物の分析業務におけるアクションプログラムの取組状況及び収支相償の状況
地金及び鉱物の分析業務については、業務実施局の統合及び手数料の見直し等の業務の抜本的な見直しを内容としたアクションプログラムを平成20年11月から実行し、さらに、貴金属製品の品位証明業務のフォローアップ措置と連動した作業要員の課内多能工化等の取組を推進したところ、平成21年度に収支相償を達成した。

平成23年度においても、作業体制の効率的な運用を図ることによって業務効率を維持し、引き続き収支相償を達成した。

(参考) 地金及び鉱物の分析業務の受託及び収支状況

(単位：千円)

—	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
受託数量(成分)	208	156	89	103	68
売上高	4,739	4,564	3,734	4,566	3,717
売上原価	24,864	8,955	3,358	3,472	3,359
売上総利益	△20,125	△4,391	376	1,094	358

評価の指標

○貴金属の品位証明業務におけるアクションプログラムの取組状況及び収支相償の状況
○地金及び鉱物の分析業務におけるアクションプログラムの取組状況及び収支相償の状況

評価等

評 定

(理由・指摘事項等)

A

貴金属の品位証明業務並びに地金及び鉱物の分析業務については、アクションプログラム等に基づき作業要員の多能工化の推進などの収支改善策を実行した結果、引き続き収支相償を達成している。

一方、売上高については減少傾向にあり留意する必要がある。

以上を総合的に勘案して、本項目の評定をAとする。

独立行政法人造幣局 事業年度評価の項目別評価シート（3）

大項目：I. 業務運営の効率化に関する目標を達成するための措置

中項目：2. 組織の見直し

中期目標	<p>(1) 工場の業務の効率化及び生産性の向上に向けた取組</p> <p>事務及び事業の見直しの結果、経費削減の程度及び経営上の判断に必要な指標を設定するものとしたことから、本中期計画等においては、製造需要予測、製造体制、施設・設備、配置人員等を踏まえた工場の経費削減等の具体的目標を設定し、業務の効率化及び生産性の向上を図るものとする。</p> <p>また、造幣局の評価を行う機関において、これらの目標の達成状況について、毎年度、分析、検討及び評価を厳格に実施するものとする。</p> <p>東京支局については、豊島区の存置の意向等を踏まえつつ、国の資産債務改革、土地の機会費用等の観点から、更なる有効活用の可能性について検討するものとする。</p> <p>(2) 人員の削減</p> <p>① 総人員数の削減</p> <p>本中期目標期間においては、総人員数削減に積極的に取り組むものとし、平成17年度末を基準として、平成18年度からの5年間の削減率が10%以上となるよう取り組むものとする。</p> <p>② 間接部門の人員数の削減</p> <p>本局及び支局における間接部門については、事務処理の効率化等の一層の促進により、本中期目標期間において、総人員数の削減率を上回る削減を図るものとする。</p> <p>(3) 保養所の廃止等</p> <p>① 保養所の廃止</p> <p>職員の福利厚生事業の一環として保有している保養所については、本中期目標期間中に段階的に廃止するものとする。</p> <p>② 職員宿舍の廃止・集約化</p> <p>職員宿舍については、本中期目標期間中に必要戸数を精査しつつ、建設後の経年劣化も踏まえ、職員宿舍の廃止・集約化に係る計画を策定し、可能なものから、廃止・集約するものとする。</p> <p>③ 庁舎分室の有効活用</p> <p>職員の出張及び研修時の宿泊用施設として保有している庁舎分室のうち、東京支局大塚寮については、本中期目標期間中に、旅費規程上の宿泊料を支給すること等による廃止の可能性について検討するものとする。</p>
------	---

中期計画

(1) 工場の業務の効率化及び生産性の向上に向けた取組

下記5.(1)「効率化目標の設定」の固定的な経費の削減目標を達成するため、工場別の固定的な経費について、本中期目標期間中の固定的な経費の平均額が、前中期目標期間中の平均額を下回るように努め、業務の効率化及び生産性の向上を図ります。

東京支局については、豊島区が東京支局の存置、及び街づくりに貢献する形での有効活用についての意向を示していること等を踏まえつつ、国の資産債務改革、土地の機会費用、造幣局全体の効率化等の観点から、更なる有効活用の可能性について検討します。この検討に当たっては、更なる業務の効率化及び生産性の向上を図ることができるように努めます。

また、現場における創意工夫を生かし、効率化を推進するため、業務改善活動を推進し、本中期目標の期間中、1,400件以上の業務改善事例の件数が行われるよう努めます。

(注1) 固定的な経費の定義は以下のとおり

固定的な経費＝営業費用－変動費

変動費＝原材料費＋外注加工費＋時間外手当＋貨幣販売国庫納付金

(注2) 地方自治法施行60周年記念貨幣に伴う設備投資等の経費については別に管理するものとします。

(注3) 大幅な業務量の変動等、中期計画策定時に想定されなかった事象が生じた場合には、固定的な経費の構成要素ごとに必要な修正を行うものとします。

(注4) 資産債務改革の趣旨を踏まえた保有資産の見直しにより発生する費用及び環境対策投資により発生する費用については固定的な経費から除くものとします。

(2) 人員の削減

① 総人員数の削減

業務の効率化や業務量等に応じた適正な人員配置を行いつつ、業務の質の低下を招かないよう配慮し、本中期目標期間を通じて総人員数削減に積極的に取り組みます。

削減率については、平成17年度末を基準として、平成18年度からの5年間の削減率が10%以上となるよう取り組みます。

さらに、東京支局の更なる有効活用の検討に当たり、更なる業務の効率化および生産性の向上を図ること等を踏まえ、本中期目標期間中の人員計画を策定します。

(参考) 17年度期末の人員 1,112人

23年度期末の人員の見込み 1,000人以下

(注) 削減対象となる「人員」は、常勤役員及び常勤職員の合計数とします。

② 間接部門の人員数の削減

本局及び支局における間接部門については、事務処理の効率化等の一層の促進により、本中期目標期間において、総人員数の削減率を上回る削減を図ります。

	<p>(3) 保養所の廃止等</p> <p>① 保養所の廃止 職員の福利厚生事業の一環として保有している保養所については、本中期目標期間中に段階的に廃止します。</p> <p>② 職員宿舎の廃止・集約化 職員宿舎については、本中期目標期間中に今後の業務体制に基づく必要戸数を精査しつつ、建設後の経年劣化も踏まえ、職員宿舎の廃止・集約化に係る計画を策定し、可能なものから廃止・集約します。</p> <p>③ 庁舎分室の有効活用 職員の出張及び研修時の宿泊用施設として保有している庁舎分室のうち、東京支局大塚寮については、本中期目標期間中に、旅費規程上の宿泊料を支給することによるコストなどの観点から、廃止の可能性について検討します。</p>
<p>(参 考) 年度 計 画</p>	<p>(1) 工場の業務の効率化及び生産性の向上に向けた取組</p> <p>下記5.(1)「効率化目標の設定」の固定的な経費の削減目標を達成するため、平成23年度の本支局別の固定的な経費が、前中期目標期間中の本支局別の固定的な経費の平均額を下回るように努めます。</p> <p>東京支局については、豊島区が東京支局の存置、及び街づくりに貢献する形での有効活用についての意向を示していること等を踏まえつつ、国の資産債務改革、土地の機会費用、造幣局全体の効率化等の観点から、豊島区が都市計画手続き等に向けた検討を行うために平成21年度に立ち上げた「協議会」に引き続き参画し、検討を進めます。この検討に当たっては、更なる業務の効率化及び生産性の向上を図ることができるよう努めます。</p> <p>また、現場における創意工夫を生かし、効率化を推進するため、業務改善活動を推進します。</p> <p>平成23年度においては、業務改善事例の内容の充実に努めるとともに、より一層改善意識の徹底を図ることにより、業務の効率化及び生産性の向上を図ることとします。</p> <p>(2) 人員の削減</p> <p>① 総人員数の削減 業務の効率化や業務量等に応じた適正な人員配置を行いつつ、業務の質の低下を招かないよう配慮し、平成23年度においても、中期計画に定めた削減目標を上回って確実に達成するよう人員の削減に努めます。</p> <p>② 間接部門の人員数の削減 平成23年度より、課室の再編統合を進めることにより、より少ない人員で円滑に事務処理を行います。こうした事務処理の効率化等の一層の促進により、本局及び支局</p>

における間接部門については、平成 20 年度期初人員を基準とし、平成 23 年度期末において、同部門の削減率が総人員数の削減率を上回る削減を図ります。

(3) 保養所の廃止等

職員宿舎の廃止・集約については、引き続き取り組むこととし、広島支局観音宿舎 4 号棟を平成 23 年度末に廃止することとします。

なお、東京支局北宿舎及び南宿舎については、豊島区の再開発事業の進捗にあわせ廃止することとし、建替え・集約化等については、国家公務員宿舎の検討状況を踏まえ対処します。

業務の実績

(1) 工場の業務の効率化及び生産性の向上に向けた取組

一般管理費及び事業費に係る効率化目標として設定した固定的な経費の削減を達成するため、経費の効率的使用に努めた結果、平成 23 年度の本支局別の固定的な経費については、前中期目標期間中の本支局別の固定的な経費の平均額を大幅に下回った。

東京支局については、平成 23 年 5 月に豊島区から移転を含めた幅広い選択肢も視野に入れた有効活用の検討が要請されたことを踏まえ、検討を進めた。

また、現場における創意工夫を生かし、業務の効率化を推進するため、業務改善活動を推進した。

これらの具体的な取り組み状況は、以下のとおりである。

○工場別の固定的な経費の削減率

本支局別に固定的な経費の実績を把握し、目標との比較・分析を行うことにより、造幣局全体での経費の効率的使用に努めた。平成 23 年度の固定的な経費の削減率を本支局別に見ると、前中期目標期間中の本支局別の固定的な経費の平均額をそれぞれ大幅に下回った。

(参考) 工場別の固定的経費の実績

(単位：百万円)

	本 局	東京支局	広島支局	計
前中期目標期間中の平均額①	10,924	2,356	4,131	17,411
平成 23 年度実績額②	8,840	1,432	3,634	13,905
削減率 (②-①) / ①	△19.1%	△39.2%	△12.0%	△20.1%

(注) 平成 23 年度実績は、第 2 期中期計画に基づいて、①地方自治法施行 60 周年記念貨幣に伴う経費(本局 736 百万円、東京支局 89 百万円、計 825 百万円)、②資産債務改革の趣旨を踏まえた保有資産の見直しにより発生する費用(実績なし)及び環境対策投資による発生費用(本局 5 百万円、広島支局 3 百万円、計 8 百万円)を控除して計算した金額。

○東京支局における更なる有効活用の可能性の検討状況

東京支局については、豊島区の存置の意向等を踏まえ、豊島区が平成21年度に立ち上げた「東池袋まちづくり協議会」に正式メンバーとして参画する等、東京支局敷地の更なる有効活用の可能性について検討してきた。

こうした中、平成23年3月に東日本大震災が発生し、豊島区の街づくりにおける防災の視点を改めて浮き彫りにする結果となり、都市防災機能の格段の向上を図るためには、東京支局敷地の有効活用による都市再生事業の早期展開が必要不可欠であるとして、同年5月に豊島区から、「東京支局敷地の移転を含めた幅広い選択肢も視野に入れた有効活用の検討」について要望があった。

これを踏まえ、職員に対しては説明会を開催して状況を十分に説明しつつ、東京支局のあり方について検討を進めた。

○業務改善活動の推進状況

1. QCサークル活動

職員がその従事する業務にかかる問題点を発見し、その解決に向けて継続的かつ自主的に取り組む小集団活動（QCサークル活動）について、以下のとおり推進した。

（ア）本局、東京支局及び広島支局においてQCサークル活動地方発表会を開催した（平成23年3月～4月）。また、各地方発表会で優秀な成績を収めたサークルによる中央発表会を本局で開催した（6月）。これらの発表会については職員に聴講させ、改善活動の水平展開及び相互啓発を図った。

（イ）中央発表会において最も優秀な成績を収めたサークルを、QCサークル本部及び（財）日本科学技術連盟が主催する全国大会に造幣局代表として派遣し、発表させた（12月、於：沖縄）。また、QCサークル関東支部京浜地区が主催する大会に東京支局のサークルを派遣して発表させたほか、職員に近隣地区の発表会を聴講させ、QCサークル活動の更なるレベルアップ及び活動自体の活発化を図った。

2. 業務改善事例報告

創意工夫による業務改善を全職員に促し、その結果を改善事例として報告させる活動について、以下のとおり推進した。

（ア）6月及び12月を業務改善強化月間と位置付け、文書の配布やイントラネットを通じて全職員に業務改善への積極的な取組を呼びかけた。強化月間終了後は、部所支局別の改善事例報告件数及び報告のあった業務改善事例の一部について文書配布を行うとともに、報告のあった全改善事例をイントラネットに掲載し、職員が引き続き業務改善に取り組むように促した。

（イ）9月及び3月を「効率化」を重点テーマとする業務改善チャレンジ月間と位置付け、全職員を対象に、事務手続き等の業務手順を見直し、より効率的な仕事の仕組みを考えるよう呼びかけた。チャレンジ月間の開始に当たっては、職員の参考となるよう、効率化に関する過去の優れた業務改善事例を文書配布した。また、チャレンジ月間終了後は、部所支局別の改善事例報告件数及び報告のあった業務改善事例の一部について文書配布を行うとともに、報告のあった全改善事例をイントラネットに掲載し、職員が引き続き業務改善に取り組むように促した。

（ウ）係長研修、技能長研修等の階層別研修において業務改善担当職員が講義を行う際、研修生に対し業務改善の意義を説明し、業務改善事例の提出を促した。

（エ）四半期毎に課別の業務改善事例報告件数を集計し、件数の芳しくない課に対し

ては業務改善の意義を改めて説明し、積極的な取組を促した。

(オ) 優れた業務改善を行った職員を創業記念式典（４月）において表彰し、職員の業務改善に関する意識の高揚を図った。

○業務改善事例の件数

上記の取組の結果、平成２３年度における業務改善事例の件数は９５９件となり、本中期目標期間中の業務改善事例の件数は３，０５３件となった。

(参考１) 過去５年間の業務改善事例の件数

(単位：件)

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
451	490	758	846	959

(参考２) 主な業務改善事例

- ① 勲章の製造工程において、圧延板からドーナツ型の円形を圧穿する際に、これまでは圧延板から円形を圧穿する工程と、その円形の中心に穴を開ける工程の２工程必要だったが、円形と中心の穴を同時に圧穿することができるダイセットを考案・製作した結果、２工程が１工程になり、圧穿にかかる時間を短縮することができた。
- ② 貨幣の成形工程において、機械的なトラブルにより発生した不全円形を選別する際に、これまではラインを止めて選別作業を実施していたが、工程の変更を行い、ラインを止めずに選別作業ができる専用のスペースを確保した結果、選別作業に係る時間を短縮することができた。
- ③ 職員のパソコンのソフトウェア更新を行う際、大幅なアップデートを伴うために自動更新が困難なものについては、従来は情報システム担当職員が業務時間中に各職場を回り、１台ずつインストール作業を行っていたが、パソコンを入れ替える際に遠隔操作が可能な機種を選定するとともに、自動更新プログラムを作成したことにより、職員がパソコンを使用していない深夜に遠隔操作でソフトウェアの更新を行えるようになり、情報システム担当職員の作業量を削減することができた。

(２) 人員の削減

①総人員数の削減

○総人員数の削減状況

総人員（常勤役員及び常勤職員の合計数）については、平成２３年度期初人員９５５人から常勤職員２３人を削減し、平成２４年度期初人員は９３２人となった。

平成１７年度末の人員１，１１２人を基準として、平成１８年度からの５年間の削減率を１０％以上とする中期計画については、平成２２年度末に目標を大幅に上回る１５．２％の削減を達成しているが、更に削減を進めた結果、平成２３年度末の削減率は１７．４％となった。

(参考) 総人員の削減状況

(単位：人)

	17年度末 (基準人員)	20年度末	21年度末	22年度末	23年度末	(参考) 24年度期初
人員数	1,112	993	967	943	918	932
削減率	—	△10.7%	△13.0%	△15.2%	△17.4%	△16.2%

(注) 常勤役員6人を含む。

②間接部門の人員数の削減

○間接部門における事務処理の効率化等の状況

間接部門においては、退職者の補充を抑制して事務処理の効率化に努めた。

また、課室の再編統合を進め、より少ない人員で円滑に事務処理を行うこととしており、平成23年度は以下の措置を実施した。

- ・平成24年1月に東京支局の総務課と経理管財課を、平成24年4月に広島支局の総務課と経理管財課をそれぞれ統合するとともに、支局の経理及び契約関係事務を本局経理課へ集約化。(5人削減)

○間接部門における人員数の削減状況

間接部門における人員(常勤役員及び常勤職員の合計数)については、平成23年度期初人員434人から常勤職員8人の削減を図り、平成24年度期初人員は426人となった。

平成20年度期初人員を基準とし、平成23年度期末において間接部門の削減率が総人員数の削減率を上回る削減を図るという年度計画については、総人員の削減率12.6%に対して、間接部門の削減率は18.7%となり、目標を達成した。また、平成24年度期初においても、総人員の削減率11.2%に対して、間接部門はこれを上回る削減率16.3%となっている。

(参考) 間接部門の人員の削減状況

(単位：人)

		20年度期初 (基準人員)	23年度 期初	23年度 期末	24年度 期初
間接部門 の人員	人員数	509	434	414	426
	削減率	—	△14.7%	△18.7%	△16.3%
〔参考〕 総人員	人員数	1,050	955	918	932
	削減率	—	△9.0%	△12.6%	△11.2%

(注) 常勤役員6人を含む。

(3) 保養所の廃止等

職員の福利厚生事業の一環として保有していた三つの保養所(白浜・伊東・宮島分室)については、全て平成20年度末をもって廃止した。

職員の出張及び研修時の宿泊用施設として保有している庁舎分室のうち、東京支局庁

	<p>舎分室については平成20年度末をもって、広島支局庁舎分室については平成22年度末をもってそれぞれ廃止した。残る本局庁舎分室については一部を男子寮に転用して有効活用を図っている。</p> <p>廃止した資産の処分の状況については、後出「I. 3. 保有資産の見直し」を参照。</p> <p>○職員宿舎の廃止・集約化に向けた取組状況</p> <p>1. 職員宿舎については、平成21年3月に策定した職員宿舎廃止・集約化計画に沿った取組を着実に実施する一方、その後も自主的な見直しを不断に行い、平成23年度末には広島支局観音宿舎4号棟を廃止した。廃止した資産の処分の状況については、後出「I. 3. 保有資産の見直し」を参照。</p> <p>2. 東京支局北宿舎及び南宿舎については、東京支局の有効活用の検討にあわせて検討を行っている。なお、東京支局の有効活用の検討については、前出の「○東京支局における更なる有効活用の可能性の検討状況」を参照。</p> <p>3. 職員宿舎の廃止・集約については、上記1. のとおり着実に取り組んできたが、行政改革実行本部が平成24年3月に「独立行政法人の職員宿舎の見直しに係る基本的な考え方」を決定し、同年4月に更に「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」を決定したことから、これらの方針に基づき、職員宿舎の必要性等について改めて検証している。</p>
<p>評価の指標</p>	<p>(1) 工場の業務の効率化及び生産性の向上に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○工場別の固定的な経費の削減率 ○東京支局における更なる有効活用の可能性の検討状況 ○業務改善活動の推進状況 ○業務改善事例の件数 <p>(2) 人員の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 総人員数の削減 <ul style="list-style-type: none"> ○総人員数の削減状況 ② 間接部門の人員数の削減 <ul style="list-style-type: none"> ○間接部門における事務処理の効率化等の状況 ○間接部門における人員数の削減状況 <p>(3) 保養所の廃止等</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 保養所の廃止 <ul style="list-style-type: none"> ○保養所の廃止に向けた取組状況 ② 職員宿舎の廃止・集約化 <ul style="list-style-type: none"> ○職員宿舎の廃止・集約化に向けた取組状況 ③ 庁舎分室の有効活用 <ul style="list-style-type: none"> ○東京支局大塚寮の廃止の可能性についての検討状況

評 価 等	評 定	(理由・指摘事項等)
	A	<p>工場別の固定的な経費については、3工場すべてにおいて前中期目標期間中の平均額を大幅に下回っており、業務の効率化及び生産性の向上に努めている。</p> <p>東京支局については、東池袋まちづくり協議会に引き続き参画するとともに、豊島区から「東京支局敷地の移転を含めた幅広い選択肢も視野に入れた有効活用の検討」について要望があったことを踏まえ、そのあり方について検討を進めた。</p> <p>業務改善活動については、QCサークル（業務にかかる問題点の解決に向けて、継続的かつ自主的に取り組む小集団）全国大会に出場させるなど、現場における創意工夫を活かし、効率化を推進させた結果、業務改善事例の件数は平成23年度末において、累積3,053件となり、中期計画における目標1,400件を大幅に上回って達成している。</p> <p>人員削減については、既に中期計画の目標（平成17年度末の総人員数に対して、平成18年度から5年間で10%以上削減）を達成している総人員数について、更なる削減を進めており、平成23年度末においては17.4%削減となっている。また、間接部門の人員数の削減についても、平成20年度初に対して、平成23年度末で18.7%減と、総人員数の削減（12.6%）を上回っており、目標を達成している。</p> <p>職員宿舎については、平成23年度末には広島支局観音宿舎4号棟を廃止するなど、平成21年3月に策定した廃止・集約化計画に沿って取組みを着実に実施するとともに、その後も自主的な見直しを不断に行ってきたが、「独立行政法人の職員宿舎の見直しに係る基本的な考え方」（平成24年3月行政改革実行本部）等を踏まえ、職員宿舎の必要性について改めて検証することとしている。</p> <p>以上を総合的に勘案して、本項目の評定をAとする。</p>

独立行政法人造幣局 事業年度評価の項目別評価シート（４）

大項目：Ⅰ. 業務運営の効率化に関する目標を達成するための措置

中項目：3. 保有資産の見直し

中期目標	<p>(1) 遊休資産の処分 造幣局が保有する資産については、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、上記2. 組織の見直しの結果、遊休資産が生ずる場合、当該遊休資産について、将来の事業再編や経営戦略上必要となるものを除き、処分を行うものとする。</p> <p>(2) 保有資産の見直し等による国庫返納 上記2. 組織の見直し及び3. 保有資産の見直しにより、今後10年間を目途として財政再建に資する国庫への貢献を行うものとする。</p>
中期計画	<p>(1) 遊休資産の処分 造幣局が保有する資産については、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、組織の見直しの結果、遊休資産が生ずる場合、当該遊休資産について、将来の事業再編や経営戦略上必要となるものを除き、処分を行います。</p> <p>(2) 保有資産の見直し等による国庫返納 組織の見直し及び保有資産の見直しにより、今後10年間を目途として財政再建に資する国庫への貢献を行います。</p>
(参考) 年度計画	<p>(1) 遊休資産の処分 造幣局が保有する資産については、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、組織の見直しの結果、遊休資産が生ずる場合、当該遊休資産について、将来の事業再編や経営戦略上必要となるものを除き、処分を行います。 平成23年度は、既に廃止している伊東保養所、宮島保養所、本局四条畷宿舎及び枚方宿舎の資産について、国庫返納を行います。また、平成22年度末に廃止した東京支局男子寮の資産について、処分を行います。さらに、平成22年度末に廃止した広島支局観音寮の資産について、処分に向けた検討を行います。</p> <p>(2) 保有資産の見直し等による国庫返納 組織の見直し及び保有資産の見直しにより生じた遊休資産の国庫返納を進め、国庫への貢献を行います。</p>

<p>業務の実績</p>	<p>(1) 遊休資産の処分</p> <p>○遊休資産の処分の状況</p> <p>1. 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、平成22年度中に処分し、売却収入を国庫納付することとされていた伊東・宮島分室については、平成23年1月に一般競争入札を予定していたが不調に終わったため、平成23年7月に現物を国庫納付した。</p> <p>同じく、平成23年度中に国庫納付することとされていた四条畷宿舎等については平成23年7月に、枚方宿舎については同年12月に、現物を国庫納付した。</p> <p>2. 平成22年度末に廃止した東京支局男子寮については、平成24年5月に財務大臣へ譲渡の認可申請をしており、認可され次第、売却に向けた手続きを進めることとしている。</p> <p>3. 平成22年度末に廃止した広島支局庁舎分室(観音寮)については、無道路地であるため処分が難しいことから、これに隣接し、平成23年度末に廃止した観音宿舎4号棟と併せて、平成24年度に国庫納付することとしている。</p> <p>(2) 保有資産の見直し等による国庫返納</p> <p>○保有資産の見直し等による国庫返納の状況</p> <p>1. 前項「(1) 遊休資産の処分」のとおり、伊東・宮島分室及び四条畷宿舎等については平成23年7月に、枚方宿舎については同年12月に、現物を国庫納付した。</p> <p>2. 適正な在庫管理の観点から売却を行った地金の売却収入のうち、今後の業務の用に供する見込みがない現金8.7億円を不要財産として平成23年7月に国庫納付した。また、更なる精査の結果、地金の売却収入及び金属工芸品の売却収入のうち、今後の業務の用に供する見込みがない現金12.4億円を不要財産として平成23年12月に国庫納付した。さらに、東京支局の一部を東京都豊島区へ道路用地として譲渡した際に得た物件移転補償金のうち、不要財産にあたる0.1億円を平成23年12月に国庫納付した。</p> <p>(3) 知的財産</p> <p>造幣局では貨幣等製造事業に必要な研究開発を行っており、その中で発明が行われた場合は、特許出願により権利化を図るか、あるいは公開されることを前提とする出願は行わずに内部の「ノウハウ」として秘匿するか、一定の手続きを経て決定することとしている。</p> <p>偽造防止技術に関連する発明については、「ノウハウ」として秘匿することを原則としているが、500円ニッケル黄銅貨幣に用いられている「斜めギザ(ヘリカルギザ)」のように、現物からその製造原理が容易に推測できる発明等については、特許出願を行う</p>
--------------	--

	<p>ことにより、他者が先に権利化することを防ぎ、造幣局による利用の確保を図っている。</p> <p>なお、上記のとおり、造幣局が所有する特許権等の知的財産は内部での使用を目的としたものであり、また、その使用に係る外部からの要望等もほとんど認められないことから、実施許諾等を進める取組は行っていない。</p>	
評価の指標	<p>(1) 遊休資産の処分 ○遊休資産の処分の状況</p> <p>(2) 保有資産の見直し等による国庫返納 ○保有資産の見直し等による国庫返納の状況</p> <p>(3) 知的財産</p>	
評価等	評定	(理由・指摘事項等)
	A	<p>「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、平成22年度中に処分し、売却収入を国庫納付することとされていた伊東・宮島分室については、平成23年1月に一般競争入札を実施したが不調に終わったため、平成23年7月に現物を国庫納付する等、着実に取組みを進めた。</p> <p>偽造防止技術に関連する発明については、内部の「ノウハウ」として秘匿することを原則としているが、一部については特許出願を行うことにより権利化を図り、造幣局による利用の確保を図っている。</p> <p>以上を総合的に勘案して、本項目の評定をAとする。</p>

独立行政法人造幣局 事業年度評価の項目別評価シート（5）

大項目：I. 業務運営の効率化に関する目標を達成するための措置

中項目：4. 内部管理体制の強化

中期目標	造幣局は、社会・経済活動において重要な通貨を製造している法人であることから、職員に対するコンプライアンスに関する研修の実施、監事による監査体制の強化等、コンプライアンスの確保に一層積極的に取り組むものとする。
中期計画	<p>造幣局は、社会・経済活動において重要な通貨を製造していることから、コンプライアンスの確保、製造の管理、情報の管理などを行うことにより、内部管理体制を強化します。具体的には、以下の事項に取り組みます。</p> <p>(1) コンプライアンスの確保 職員に対するコンプライアンスに関する研修の実施、監事による監査体制の強化等、コンプライアンスの確保に一層積極的に取り組みます。</p> <p>(2) 物品の管理 製造工程においては、工程間での物品の移動に際しての数量管理の徹底や、管理区域への入退出時に際してのセキュリティチェック等警備体制の強化を図り、製造工程内の物品の管理を万全に行います。</p> <p>(3) 情報の管理 貨幣の偽造防止技術に関する情報は、流出すれば真貨に近い偽貨の製造が可能となり、通貨の信認に深刻な影響を与えかねないものであることから、万全の流出防止策を講じ、その管理を徹底します。</p> <p>(4) 危機管理 万が一災害等の事故が発生した場合でも、速やかな業務回復ができるよう危機管理体制の維持・充実に努めます。</p>
(参考) 年度計画	<p>(1) コンプライアンスの確保 コンプライアンス・マニュアルを活用した研修の実施、コンプライアンス委員会での議論を踏まえたコンプライアンス態勢の充実、監事による監査における厳格なチェックを受けること等を引き続き行い、コンプライアンスの確保に一層積極的に取り組みます。</p> <p>(2) 物品の管理 製造工程においては、物流管理システムによるなど工程間での物品の移動に際しての</p>

数量管理の徹底や、管理区域への入退出時に際しては、引き続き個人認証システムにより入退出室者の照合確認を行うなどのセキュリティチェック等警備体制の維持・強化を図り、製造工程内の物品の管理を万全に行います。

(3) 情報の管理

貨幣の偽造防止技術に関する情報は、流出すれば真貨に近い偽貨の製造が可能となり、通貨の信認に深刻な影響を与えかねないものであることから、万全の流出防止策を講じ、その管理を徹底します。

(4) 危機管理

危機管理会議を開催し、危機管理の現状を検証、危機管理の継続的な改善を図るとともに、万が一災害等の事故が発生した場合でも、速やかに業務を回復し損害が最小限になるよう危機管理体制の維持・充実に努めます。

業務の実績

(1) コンプライアンスの確保

コンプライアンス委員会の開催、コンプライアンス研修の実施、監事による厳格な監査を受けること等、以下のとおり取り組んだ。

○コンプライアンスの確保に向けた取組状況

1. 平成23年度は、コンプライアンス委員会を6月に開催し、その審議結果を踏まえ、コンプライアンスの確保に向けて以下の取組を実施した。

- ・ 階層別研修11件（新規採用職員研修・係長研修・採用職員3年次研修・技能長研修（本局・東京支局合同）・作業長研修・技能長研修（広島支局）・一般総合研修・新規採用（10月採用）職員研修・課長補佐研修・課長研修・中堅技能職員研修）において、造幣局コンプライアンス・マニュアルに沿った研修を実施した。
- ・ 反社会的勢力に関する契約手続きの対応について、局内規程（造幣局契約事務規程）の整備を行い、反社会的勢力は入札における競争参加資格がないことを入札説明書に記載するとともに、落札又は契約締結後であっても、その相手方に競争参加資格がないことが判明した場合には、落札決定の取り消し、又は直ちに契約を解除できる旨の契約条項を契約書に入れることとした。

（参考）平成23年度コンプライアンス委員会開催状況

開催日	議 題
6月27日	反社会的勢力に関する契約手続きの対応、地域との共存、他

2. 階層別研修等 11 件（新規採用職員研修・係長研修・採用職員 3 年次研修・技能長研修（本局・東京支局合同）・貨幣部門総合技能研修・作業長研修・技能長研修（広島支局）・一般総合研修・新規採用（10 月採用）職員研修・課長補佐研修・中堅技能職員研修）において、職員の非行行為の発生防止を目的とした予防監察の講義を行った。

その際には、人事院職員福祉局が発表した、国家公務員に関する「平成 22 年における懲戒処分の状況について」及び「懲戒処分の指針（職職-68 平成 12 年 3 月 31 日付）の一部改正（平成 20 年 4 月 1 日付）」に関する資料を配布し、服務規律の遵守意識が高まるよう取組んだ。

また、研修終了後に受講者へのアンケート調査を行い、理解度の把握をするとともに、今後の研修内容に活用することとした。

3. 法令遵守の徹底を図るため、各課室が所掌事務を遂行する際の適用法令及び条項を整理した一覧をイントラネットに掲載しており、これを平成 23 年度版に更新した。

4. ゴールデンウィーク、夏季休暇、年末年始の休暇前に、管理者を通じて全職員に対し、交通法規の遵守及び非行行為発生防止のための注意喚起を行った。

5. 全局の課室の長に対して平成 23 年 6 月と 12 月に服務監察を実施し、管理者としてのコンプライアンスについての認識の確認を行うとともに、各課室の長による部下職員の身上把握・職員の服務規律の遵守意識を高めるためのコンプライアンス・マニュアルに則った指導内容を確認した。

あわせて、下記事項について要請を行った。

- ・ 所属職員が服務規律を遵守するよう、引き続き指導を行うこと。
- ・ 夏季休暇及び年末年始を迎えるにあたり、自転車も含め交通法規を守り安全運転を心掛けるよう、特に、飲酒運転は厳罰に処せられることから絶対にしないように指導を行うこと。

6. 造幣局の公益通報制度について、上記予防監察の講義における説明、局内報への案内掲載などにより、引き続き職員への周知に努めた。

○研修の実施状況

平成23年度の階層別研修におけるコンプライアンス研修受講者は124人であり、その内訳は次のとおりである。

新規採用職員研修	12人
係長研修	6人
採用職員3年次研修	25人
技能長研修（本局・東京支局合同）	17人
作業長研修	13人
技能長研修（広島支局）	11人
一般総合研修	10人
新規採用（10月採用）職員研修	5人
課長補佐研修	8人
課長研修	8人
中堅技能職員研修	9人
計	124人

○監事による監査体制の強化等の状況

監事監査の実施状況等については、後出の「(5) 監事監査」を参照。

(2) 物品の管理

製造工程においては、工程間での物品の移動に際しての数量管理の徹底や、管理区域への入退出時に際しては個人認証システムにより入退出者の照合確認を行うなど、以下のとおり、厳格なセキュリティチェック等を実施し、製造工程内の物品の管理を万全に行った。

○各工程、各部門におけるチェック体制の状況

1. 管理区域への入退出管理

引き続き、以下のとおり管理区域への入退出管理を徹底した。

- (ア) 事務所及び工場等の出入りに際しては、オートロック錠と連動した個人認証システムにより入退出者の照合確認と規制を行い、記録すること。
- (イ) 特に貨幣及び貴金属を扱う工場については金属探知機により、金属類の持込み・持出しのチェックを厳重に実施すること。
- (ウ) 資材搬入口等については常時、施錠管理し、監視カメラにより作業状況や物品の保管状況を監視し、夜間等についてはセンサーによる監視体制を敷くこと。
- (エ) 鍵の管理については、権限の委任された者のみが取り扱うことが可能となるシステムキーボックスにより使用者を限定すること。

2. 物品の管理

各作業責任者の責任区分を明確に定めた規程に基づき、物品の管理責任者による管理を徹底した。

また、物品の受渡しに際しては、製造から保管までを一元的に管理する物流管理システムにより物流情報が自動的に登録されるもの以外は、たな卸資産管理規程に基づく「物品受渡確認票」による受け方と渡し方との相互確認を徹底するとともに、その確認後、所属課長が報告を受けること等により、厳格に管理した。

3. 内部監査

平成23年7月下旬及び平成24年1月中旬から下旬にかけて、貨幣等製造工程における数量の管理状況、貨幣セット等の販売管理状況、防犯機器の運用状況並びに特定化学物質及び毒物・劇物の管理状況についての実地監査を実施した。

○セキュリティ及び警備体制の強化の状況

上記で説明したとおり、管理区域への入退出管理等セキュリティには万全なチェック体制を整えているところである。また、警備体制についても、24時間警備体制の下、引き続き、以下のような対策を実施した。

- (ア) 構内における外来者と職員との識別をより明確にし、不審者のチェックに万全を期するため、職員は身分証明書を携帯すること。
- (イ) 来訪者に対しては、外来者入門証に氏名、住所、会社名、用件、行先等の記入の上、来客札の着用を義務付けること。
- (ウ) 正門等においては、不審者や不審車両の侵入を阻止するため、警備職員及びガードマンが立哨し、警戒すること。
- (エ) 敷地内を警備職員及びガードマンが巡視し、不審者等の警戒に当たること。
- (オ) 構内困障周りに設置している赤外線センサー、テンションセンサーの発報点検を定期的実施すること。
- (カ) 警備職員を外部研修に参加させ、資質の向上を図ること。

(参考) 主な研修内容

- ・ 事故発生時の警察機関等への連絡及び応急措置
- ・ 不審者を発見した場合の対応
- ・ 警戒棒の利用方法、巡回の方法等
- ・ 警報装置その他警備業務を実施するために使用する機器の使用方法
- ・ 警備業務を適正に実施するために必要な知識・技術に関すること

(3) 情報の管理

貨幣の偽造防止技術に関する情報は、流出すれば真貨に近い偽貨の製造が可能となり、通貨の信認に深刻な影響を与えかねないものであることから、万全の流出防止策を講じ、以下のとおり、情報の管理を徹底した。

なお、造幣局の業務上の情報システムに関するセキュリティの現状を検証し、情報セキュリティの継続的な改善のために必要な施策を実施するため、平成23年6月に情報セキュリティ委員会を開催し、造幣局情報セキュリティ対策基準の改訂について審議し、平成23年度造幣局情報セキュリティに関する自己点検計画、平成23年度造幣局情報

セキュリティ対策の教育計画、平成23年度造幣局情報セキュリティに関する監査計画について報告した。この審議結果に基づき、造幣局情報セキュリティ対策管理基準及び技術基準を制定するとともに、平成23年度の情報セキュリティに関する自己点検、教育及び監査を実施した。

また、販売管理システムについて、不正アクセスによる顧客個人情報の漏洩を防止するため、平成23年度はセキュリティに関する診断を計4回実施し、その結果を踏まえ、同システムのセキュリティの維持向上を図った。

○偽造防止技術に関する情報の管理状況

「研究開発に関する秘密の技術情報取扱規程」に基づき、指定した貨幣の偽造防止技術の情報を含む機密の技術情報については、次のとおり厳格な管理を徹底している。

その結果、情報の管理について問題は生じなかった。

(ア) 文書については、所定の書庫に施錠の上厳重保管し、当該書庫の鍵をシステムキーボックスにより管理し、当該鍵は、予め指定された責任者のみが使用ができるものとし、文書や電子情報を持ち出す場合又は返却する場合には、指定された責任者が同行し、所定の帳票に記入することにより管理を行うこと。

また、書庫があるフロアへの入退出についても、カード式入退出管理システムによる規制を行うこと。

(イ) 成果物については、保管場所に施錠の上、保管し、成果物を使用している間は、当該場所に施錠するなど、関係者以外が立ち入れないように管理を行うこと。

また、不要となった成果物はないか確認し、不要となった成果物は適正に処分すること。

(ウ) 電子情報については、ネットワークを通じた研究所の外部からの不正アクセス等に対する防御策として、外部とは遮断された研究所専用のネットワークで構成された「研究ファイル管理システム」を使用し、情報が流出しないようにするとともに、USBポート等を経由したシステム外へのデータ持出しを制限したうえ、当該データを暗号処理すること。

(エ) 偽造防止技術に関する電子データが記録されている装置の使用は、ネットワークから遮断された状態で行うこと等偽造防止技術に関する電子データの取扱いを厳重に行うこと。

○製造途中の貨幣の管理区域外への流出の有無
流出なし。

○偽造防止技術に関する秘密情報の漏洩の有無
漏洩なし。

(4) 危機管理

○危機管理体制の維持・充実の取組状況

1. 危機管理会議の開催等

平成23年度第1回危機管理会議を平成23年12月に開催し、危機発生時における役職員の行動基準となる危機対応マニュアルの制定について審議した。

また、平成23年度第2回危機管理会議を平成24年3月に開催し、平成23年度に発生した事例を基に危機管理の現状の検証を行うとともに、危機対応マニュアルの制定及び大規模災害発生時における初期対応等について審議した。

この審議の結果に基づき、平成24年3月に危機対応マニュアルを制定した。

2. 防災訓練等の実施

防災週間（8月30日～9月5日）に全職員を対象とした防災訓練を実施した。また、火災予防運動（11月9日～15日）の期間に消火訓練、煙中避難訓練等を実施した。なお、防災訓練は地震発生を想定し、平成23年3月に導入した緊急地震速報システムを活用して実施した。

(5) 監事監査

1. 監事による監査の状況

平成23年8月～9月の上期監事監査及び平成24年2月～3月の下期監事監査において、内部管理予算の執行状況、保有資産の見直し状況、給与水準の適正化、契約事務の執行状況、コンプライアンスの確保のための取組状況等を含む造幣局の業務全般について、監事による厳格な監査を受けた。

また、部所支局長以上の決裁文書等について、本局では随時の、支局では定期的な書面監査を受けた。

以上のほか、理事会等の重要な会議の席上などで、必要に応じて監事から意見を述べてもらった。

2. 監事監査の結果への取組

監事による監査の結果については、年2回書面で理事長に報告されており、その中で業務運営上改善すべき事項等の意見があったときは、当該意見について十分な検討を行い、その結果、妥当であると認めたときは、速やかに所要の是正措置を講じ、書面をもって当該是正措置の顛末を監事に報告することとしている。また、当該意見が不当であると認めたときは、速やかに書面をもってその旨を監事に疎明することとしている。

<p>評価の指標</p>	<p>(1) コンプライアンスの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○コンプライアンスの確保に向けた取組状況 ○研修の実施状況 ○監事による監査体制の強化等の状況 <p>(2) 物品の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各工程、各部門におけるチェック体制の状況 ○セキュリティ及び警備体制の強化の状況 <p>(3) 情報の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ○偽造防止技術に関する情報の管理状況 ○製造途中の貨幣の管理区域外への流出の有無 ○偽造防止技術に関する秘密情報の漏洩の有無 <p>(4) 危機管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ○危機管理体制の維持・充実の取組状況 	
<p>評価等</p>	<p>評 定</p> <p>A</p>	<p>(理由・指摘事項等)</p> <p>コンプライアンス委員会の開催、造幣局コンプライアンス・マニュアルに沿った研修、反社会勢力に関する契約手続きの対応についての局内規程の整備及び監事による厳格な監査等が実施され、理事長のリーダーシップの下、着実なコンプライアンスに関する取組みが実施されている。</p> <p>物品の管理については、数量管理の徹底や、入退出者の照合確認など厳格なセキュリティチェック等を行っており、適切に実施されている。</p> <p>情報の管理については、貨幣の偽造防止技術に関する情報管理の徹底を図るため、情報セキュリティの継続的な改善に必要な施策を実施できるよう、造幣局情報セキュリティ対策管理基準及び技術基準を制定した。</p> <p>危機管理体制の維持・充実を図るため、理事長を議長とした危機管理会議において、大規模災害発生時における初期対応等について審議を行い、平成 24 年 3 月に危機対応マニュアルを制定している。</p> <p>以上を総合的に勘案して、本項目の評定を A とする。</p>

独立行政法人造幣局 事業年度評価の項目別評価シート（6）

大項目：I. 業務運営の効率化に関する目標を達成するための措置

中項目：5. その他の業務全般に関する見直し

中期目標	<p>上記1. から4. に加え、業務全般について、以下の取組を行うものとする。</p> <p>(1) 効率化目標の設定</p> <p style="padding-left: 20px;">一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。</p> <p>(2) 給与水準の適正化等</p> <p style="padding-left: 20px;">総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づく平成18年度からの5年間で5%以上を基本とする削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を平成23年度まで継続するものとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">また、造幣局の給与水準（平成18年度、事務・技術職員）は対国家公務員指数で95.4となっているが、当該給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを踏まえた適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表するものとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">① 類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。</p> <p style="padding-left: 20px;">② その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。</p> <p>(3) 随意契約の見直し</p> <p style="padding-left: 20px;">契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進するものとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">① 造幣局が策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。</p> <p style="padding-left: 20px;">② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。</p> <p style="padding-left: 20px;">また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けるものとする。</p> <p>(4) 業務・システムの最適化計画の実施</p> <p style="padding-left: 20px;">平成19年度中に策定した「独立行政法人造幣局会計システム(ERPシステム)の業務・システム最適化計画」に基づき、業務プロセスの継続的な改革を通じた更なる効率化に取り組むものとする。</p>
------	--

<p>中期計画</p>	<p>上記1. から4. に加え、業務全般について、以下の取組を行うものとします。</p> <p>(1) 効率化目標の設定</p> <p>一般管理費及び事業費に係る効率化目標については、固定的な経費を削減目標として設定し、本中期目標期間中の固定的な経費の平均額が、前中期目標期間中の平均額と比較し、8%以上削減するよう努めます。(1. (1)「貨幣製造業務等の経費の縮減に向けた取組」参照)</p> <p>なお、工場における固定的な経費の削減にも取り組みます。(I. 2. (1)「工場の業務の効率化及び生産性の向上に向けた取組」参照)</p> <p>(参考) 前中期目標期間中の固定的な経費の平均額(見込み) 174億円</p> <p>(2) 給与水準の適正化等</p> <p>総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)等に基づく平成18年度からの5年間(平成17年度を基準として、平成18年度から平成22年度まで)で5%以上を基本とする削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、人件費改革の取組を平成23年度まで継続します。</p> <p>また、造幣局の給与水準について、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らすなどの検証を行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況について公表します。</p> <p>(参考) 平成17年度の総人件費7,686百万円</p> <p>(3) 随意契約の見直し</p> <p>契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進します。</p> <p>① 「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を造幣局ホームページに公表すること。</p> <p>② 一般競争入札等について、制限的な仕様、参加資格等を設定することにより競争性を阻害していないか等の点検を行い、より競争性、透明性の高い契約方式によりこれを実施すること。</p> <p>また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けます。</p> <p>(4) 業務・システムの最適化計画の実施</p> <p>平成19年12月28日に策定した「独立行政法人造幣局会計システム(ERPシステム)に係る業務・システム最適化計画」に基づき、システムの機能性・利便性の向上、情報セキュリティの確保を図るとともに、業務プロセスの見直しなどを行い、業務処理の効率化・迅速化に努めます。</p>
-------------	---

<p>(参 考) 年度計画</p>	<p>(1) 効率化目標の設定</p> <p>一般管理費及び事業費に係る効率化目標については、平成 23 年度の固定的な経費が、前中期目標期間中の平均額と比較し、10%以上削減できるように努めます。</p> <p>また、地方自治法施行 60 周年記念貨幣に伴う設備投資等の経費については別に管理することとしますが、効率的な製造に努めます。</p> <p>(2) 給与水準の適正化等</p> <p>総人件費について、中期計画に沿って取組を継続します。</p> <p>また、造幣局の給与水準について、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らすなどの検証を継続し、これを踏まえた適正化に取り組むとともにその検証結果や取組状況については公表します。</p> <p>さらに、監事による給与水準についてのチェックを受けます。</p> <p>(3) 随意契約の見直し</p> <p>契約については、原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募）によるものとし、「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況について、進捗を把握するためフォローアップを行い、これを造幣局ホームページに公表します。</p> <p>一般競争入札等について、制限的な仕様、参加資格等を設定することにより競争性を阻害していないか等の点検を行い、より競争性、透明性の高い契約方式によりこれを実施します。</p> <p>また、監事及び外部有識者による契約監視委員会を開催し、随意契約、一者応札、一者応募、複数年度契約等についての点検及び見直しを実施するとともに、その結果を造幣局ホームページに公表します。</p> <p>さらに、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けます。</p> <p>(4) 業務・システムの最適化計画の実施</p> <p>平成 19 年 12 月 28 日に策定した「独立行政法人造幣局会計システム（ERP システム）に係る業務・システム最適化計画」に基づき、システムの機能性・利便性の向上、情報セキュリティの確保を図るとともに、習熟度の向上、安全性・信頼性の向上に引き続き努めます。</p> <p>(5) 内部統制の充実・強化</p> <p>平成 23 年度において造幣局のミッションを遂行するため、平成 22 年 12 月末に理事長より平成 23 年度の経営上の重点項目を明示し、各部署においては、これを受けて、平成 23 年 1 月中にそれぞれのレベルの組織目標を作成したところです。平成 23 年度には全職員がこれらを認識した上で業務に取り組みます。</p> <p>また、目標管理の考え方を採り入れた新たな人事評価制度において、職員が個人の目標</p>
-----------------------	--

を設定するに当たって、これらの組織目標との関係を踏まえることとしたところであり、人事評価制度の運用において、造幣局のミッションを遂行する上での職員自らの役割を十分に認識できるようにします。

平成23年度の貨幣製造の作業計画、貨幣セットの販売計画等の重要事項については、各部門や経営陣で十分に議論し、それぞれの課題やリスクを認識した上で決定しました。経営陣は、このようにして設定した組織目標、諸計画が達成できるよう、幹部会、理事会、理事懇談会及び各種委員会等を通じて各部門の現状を把握するとともに、品質マネジメントシステム ISO9001 に基づく検証会議を開催し、全部門の運営状況を検証し、必要な対策を講じます。また、監事や首席監査官による業務監査の結果に対し、改善の取組を行います。

内部統制の整備及び運用状況について、監事によるチェックを受けます。

業務の実績

(1) 効率化目標の設定

○固定的な経費の削減率

年度当初から、平成23年度の固定的な経費の削減目標（前中期目標期間中の平均額と比較して10%以上削減）に沿った一般管理費及び事業費の効率的使用に取組んだ結果、平成23年度の本支局全体の固定的な経費は139.1億円で、前中期目標期間中の平均額174.1億円に比して20.1%減の大幅な削減となった。削減額35.1億円の内訳は、人件費が15.0億円（16.1%減）、減価償却費が11.8億円（30.2%減）、その他経費（支払修繕料、機械部品費等）が8.2億円（19.8%減）となっている。

（注）本支局別の固定的な経費の削減状況は、前出（I. 2. (1)）の「○工場別の固定的な経費の削減率」を参照。

（参考）固定的な経費の削減状況

（単位：百万円）

区分	前中期目標 期間中の平均額 (基準額) ①	22年度実績		23年度実績	
		金額②	削減率 (②-①/①)	金額③	削減率 (③-①/①)
人件費	9,342	7,917	△15.3%	7,840	△16.1%
減価償却費	3,924	2,943	△25.0%	2,741	△30.2%
その他経費	4,145	3,246	△21.7%	3,324	△19.8%
計	17,411	14,105	△19.0%	13,905	△20.1%
年度計画における目標削減率	—	—	△8%以上	—	△10%以上

（注）平成23年度実績は、第2期中期計画に基づいて、①地方自治法施行60周年記念貨幣に伴う経費（825百万円）、②資産債務改革の趣旨を踏まえた保有資産の見直しにより発生する費用（実績なし）及び環境対策投資による発生費用（8百万円）を控除して計算した金額。

(2) 給与水準の適正化等

○総人件費の削減率

総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づく平成18年度からの5年間（平成17年度を基準として、平成18年度から平成22年度まで）で5%以上を基本とする削減に対し、平成22年度に17.0%の削減を達成したところ、引き続き削減の取組を実施した結果、平成23年度の総人件費（常勤役員に支給した報酬・給与、賞与、その他の諸手当の合計額）は6,255百万円となり、平成17年度の総人件費7,686百万円に比して18.6%の削減となった。

○給与水準の適正化の取組状況

1. 造幣局の対国家公務員ラスパイレス指数（事務・技術職員）は、平成22年度98.0であるが、給与水準の適正化に取り組むため、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等との比較・検証を行った。

具体的には、公表されている統計資料のうち、ラスパイレス比較が可能な「賃金構造基本統計調査（厚生労働省）」を用い、比較産業は、貨幣及び勲章の製造等を行っている業務の実態を踏まえ「製造業」とするとともに、総務大臣が策定する「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について（ガイドライン）」（平成20年3月18日改定）に基づく国家公務員給与との比較方法や、人事院の「官民給与の比較方法の在り方に関する研究会報告書」などを参考にして、民間事業者の給与水準との比較・検証を行った。

なお、比較方法については、造幣局職員と同様の雇用形態にある正社員・正職員との年齢ラスパイレス比較（全国平均）のほか、造幣局の事務所を特定の地域に置いていることを踏まえ、勤務地域別の給与水準が公表されている常用労働者（正社員・正職員以外の者を含む。）との年齢・勤務地域ラスパイレス比較を行った。

(参考) 賃金構造基本統計調査

厚生労働省が、主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を労働者の雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数及び経験年数別に明らかにすることを目的として、毎年6月の状況を調査しているもの。

2. 法定外福利厚生費については、平成20年度の実施をもって年末年始勤務者に対する給食を廃止するなど、既に国民の理解を得られるよう見直しを行ってきており、平成23年度においても当該見直しによる運用を継続している。
3. 平成23年の上期及び下期監事監査において、給与水準の適正化について厳格な監査を受けた。

○給与水準についての公表

造幣局職員の22年度における給与水準について、上記の総務大臣が定めるガイドラインに基づいて、平成23年6月30日に「独立行政法人造幣局の役職員の報酬・給与等について」により、一般職国家公務員と比較した結果を公表した。また、平成24年3月26日に「独立行政法人造幣局の職員の給与水準について」により、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準との比較・検証の取組状況やその結果を公表した。

(参考) 造幣局職員の給与水準(22年度分ラスパイレス指数)

造幣局一般職員	対国家公務員	98.0
造幣局一般職員及び技能職員	対民間事業者	
	(全国平均)	105.1
	(勤務地域別)	105.0 ^(注2)

(注1) 対国家公務員ラスパイレス指数は、行政職俸給表(一)適用職員と比較可能な「一般職員」を比較した。対民間事業者ラスパイレス指数は、「賃金構造基本統計調査」(厚生労働省)の「製造業」の管理・事務・技術・生産労働者と比較可能な「一般職員及び技能職員」を比較した。

(注2) 対民間事業者(勤務地域別)については、雇用期間の定めのない正社員・正職員では勤務地域別の給与水準データが公表されていないため、都道府県単位のデータが公表されている、正社員・正職員以外の者も含む常用労働者の給与水準と比較した。

(3) 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況をフォローアップし、造幣局ホームページに公表した。

一般競争入札についても、制限的な仕様、参加資格等を設定することにより競争性を阻害していないか等の点検を行い、より競争性、透明性の高い契約方式とするよう取り組んだ。

また、監事2名および外部有識者3名で構成される契約監視委員会において、競争性のない随意契約及び一者応札・一者応募契約等の点検・見直し状況について、点検を行った。

さらに、監事及び会計監査人から監査を受けるなど、具体的な取組状況は、以下のとおりである。

○随意契約見直し計画に基づく取組状況

1. 平成22年5月に造幣局ホームページで公表した「随意契約等見直し計画」に基づき、随意契約の削減のため、以下の取組を実施した。

(ア) 仕様書の内容の見直し

仕様書の内容を次のとおり見直し、随意契約によっていたものを極力競争入札に移

行するよう努めた。

- ① 特殊仕様となっているものでも代替可能な市販品がないか市場調査に努め、できる限り互換性のあるものとする。
- ② 納入後の改造、保守等に備え、納入業者からできる限り設計図書やソースプログラム等のドキュメントを提出させる。
- ③ 競争を事実上制限することのないよう、性能・機能はできる限り具体的で分かりやすいものとする。

(イ) 総合評価落札方式の実施

価格競争のみによる一般競争入札により難しいものについて、総合評価落札方式（競争に付す契約において、価格以外の要素、すなわち契約の目的に係る性能、機能、技術及び創意等と価格とを総合的に評価して契約の相手方を決定する方式）による競争入札の実施を図った。その結果、平成23年度の総合評価落札方式による入札は4件となった。

(ウ) 企画競争への移行

競争性のある随意契約である企画競争（複数の者に企画書の提出を求め、その内容について審査を行い、随意契約の相手方を決定する方法）に移行できるものはないか検討を行った。その結果、平成23年度における企画競争は2件となった。

(エ) 公募の実施

特殊な技術等を要するため随意契約となっているものについて、公募により広く契約可能な相手先を募るようにした。その結果、平成23年度における公募は23件となった。

2. 上記取組を実施するにあたり、契約担当理事及び技術担当理事を中心とする「競争促進プロジェクトチーム」及び「一者応札解消プロジェクトチーム」において、調達・契約部門と製造・技術部門が一体となり、競争性のない随意契約となっている案件について、仕様書の見直しや契約方式の変更等の具体的な検討を行った。

3. 上記の取組により競争性のある入札の実施を促進し、それでも競争性のない随意契約により調達しようとする場合はその理由について厳格な審査を実施した結果、平成23年度における競争性のない随意契約は16件となった。当該16件の内訳は、偽造防止等の観点から造幣局の行為を秘密にする必要があるものが2件、特殊な機械設備の調査・保守作業など、調達先が限定されるものが5件、ガス、水道、電話及び後納郵便料金が9件であった。なお、調達先が限定されるもののうち1件（貨幣検査機点検）については、特許等の権利関係を精査した結果、契約方式を見直す上での障害とはならないことが判明したため、平成24年3月に公募へ移行した。また、平成23年度を目途に競争入札に移行する予定としていた東京支局のガス供給契約1件については、平成23年11月に一般競争入札による調達を実施した。

なお、「随意契約等見直し計画」の対象となった随意契約のその後の見直し状況としては、同計画の対象である平成20年度に締結した競争性のない随意契約37件のうち、同計画において競争入札等に移行することとした19件については、契約がなかった6

件及び造幣局で内製化した1件を除く12件について、すべてが競争入札又は公募に移行済となった。

以上について、平成23年12月及び平成24年5月に開催された契約監視委員会点検を受けた（点検の結果については後出「○契約監視委員会による契約状況の点検」を参照）。

（参考）平成23年度における競争入札及び随意契約の状況

区分	平成20年度 実績	平成21年度 実績	平成22年度 実績	平成23年度 実績
競争性のある契約	318件(89.6%) 8,418百万円	296件(93.7%) 4,529百万円	297件(92.0%) 7,390百万円	292件(94.8%) 7,636百万円
競争入札	303件(85.4%) 8,237百万円	274件(86.7%) 4,349百万円	271件(83.9%) 7,061百万円	266件(86.4%) 7,305百万円
企画競争、公募等	15件(4.2%) 181百万円	22件(7.0%) 180百万円	26件(8.0%) 329百万円	26件(8.4%) 331百万円
競争性のない随意契約	37件(10.4%) 1,792百万円	20件(6.3%) 636百万円	26件(8.0%) 746百万円	16件(5.2%) 468百万円
合 計	355件(100%) 10,210百万円	316件(100%) 5,165百万円	323件(100%) 8,136百万円	308件(100%) 8,104百万円

（注）（ ）書は件数割合。随意契約は少額随意契約を除いたもの。

○随意契約見直し計画に基づく取組状況の公表

1. 造幣局ホームページにおいて、契約に係る情報を月次で公表したほか、次の公表を行った。

（ア）平成23年6月に開催した平成23年度第1回契約監視委員会の議事概要を公表（平成23年7月）

（イ）平成22年度及び23年度第1四半期～第3四半期に締結した「競争性のない随意契約」に係る契約情報の公表（平成23年9月、12月、平成24年3月）

（ウ）平成23年12月に開催した平成23年度第2回契約監視委員会の議事概要を公表（平成24年1月）

2. 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）

において、「独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める」とされていることから、このような条件に該当する法人と契約した場合は、当該情報を造幣局ホームページに掲載することとした。

なお、平成23年度において、当該条件に該当する法人との契約はなかったため、ホームページへの情報掲載は行っていない。

○一般競争入札等の点検及び、より競争性、透明性の高い契約方式の取組状況

1. 平成22年5月に造幣局ホームページで公表した「随意契約等見直し計画」に基づき、一者応札・一者応募の削減のため、以下の取組を実施した。

(ア) 公告期間の十分な確保

原則として10営業日以上公告期間を確保した。

(イ) 公告周知方法の改善

より広範な情報提供の場を確保するため、業界団体等に照会を行った。

(ウ) 仕様書の内容の見直し

仕様書の内容を次の観点から見直すこととし、より多くの者が入札に参加できるように努めた。

① 特殊仕様となっているものでも代替可能な市販品がないか市場調査に努め、できる限り互換性のあるものとする。

② 納入後の改造、保守等に備え、納入業者からできる限り設計図書やソースプログラム等のドキュメントを提出させる。

③ 競争を事実上制限することのないよう、性能・機能はできる限り具体的で分かりやすいものとする。

(エ) 業務等準備期間の十分な確保

落札決定後の準備期間を考慮したうえで契約期間等を設定すること、また、年度当初から業務等が開始されるものについて、落札決定から業務等開始までに十分な時間を設けられるよう入札時期を設定することにより、新規参入を促した。

(オ) 業者等からの聴き取り

入札不参加業者等から、その理由及び参加が可能となる条件等について聴き取りを行い、以後の入札に反映できるようにした。

(カ) 過去に契約実績のある者及び特殊な技術、特定の情報を有する者に有利となっているものへの対応

当該業務が適切な発注単位となっているか検討を行い、一括調達への移行を検討するなど、競争性の確保に努めた。

2. 上記取組を実施するにあたっては、随意契約に対する取組と同様に「競争促進プロジェクトチーム」及び「一者応札解消プロジェクトチーム」において、調達・契約部門と製造・技術部門が一体となり、一者応札・一者応募となっている案件について、仕様書の見直し等の具体的な検討を行った。

3. 上記の取組の結果、平成23年度において実施した競争性のある契約のうち、一者応札になったものは12件、一者応募となったものは23件であった。

また、平成20年度に締結した競争性のある契約のうち、一者応札・一者応募となったものについて、随意契約等見直し計画において、①仕様書の変更を行うとした11件のうち契約のあった9件中6件については仕様書の変更を行い（注）、②公告期間を見直すとした24件のうち契約のあった19件すべてについて公告期間の延長を行い、③これら以外の新規業者の開拓等を行うとした3件についてすべてを計画どおり実施し

た。

(注) 残りの3件は、貨幣材料（アルミ円形）の調達であり、仕様書を変更して材料地金の支給率を上げることにより、落札業者が抱えることになる地金価格の変動リスクを下げ、複数業者による応札を促そうとしていたが、発注数量が当初の見込みより大幅に減となり、この場合に材料支給を行うと輸送等の経費が割高になるため、材料支給を行うことができなかったことから、仕様書の変更ができなかったものである。

以上について、平成23年12月及び平成24年5月に開催された契約監視委員会で点検を受けた（点検の結果については後出「○契約監視委員会による契約状況の点検」を参照）。

(参考) 競争性のある契約における一者応札・一者応募の実績

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
競争性のある契約	318件 8,418百万円	296件 4,529百万円	297件 7,390百万円	292件 7,636百万円
うち一者応札	17件 (5.3%) 541百万円	12件 (4.1%) 860百万円	9件 (3.0%) 272百万円	12件 (4.1%) 487百万円
うち一者応募	12件 (3.8%) 98百万円	20件 (6.8%) 154百万円	25件 (8.4%) 320百万円	23件 (7.9%) 276百万円

(注) () 書は競争性のある契約に対する件数割合を示す。

○契約監視委員会による契約状況の点検

監事2名及び外部有識者3名による契約監視委員会を以下のとおり開催し、平成22年5月に策定した随意契約等見直し計画の実施状況並びに平成23年度上半期・下半期における競争性のない随意契約16件、一者応札・一者応募契約35件及び当該35件のうち平成22年度に引き続き2か年度連続して一者応札・一者応募となった18件についての点検・見直しが適切なものになっているかについて点検を受けた。

その結果、2か年度連続して一者応札・一者応募となった契約のうち3件（すべて貨幣材料（青銅鑄塊）の調達）について、引き続き公告等により新規業者の開拓に向け努力をされたいとの指摘があったことから、改善に向けて更なる努力を行うこととした。

①開催日 平成23年12月13日

審議対象

- (1) 「随意契約等見直し計画」（平成22年5月）の実施状況
- (2) 平成23年度上半期における競争性のない随意契約等の点検・見直し
 - ・平成23年度上半期における「競争性のない随意契約」 9件
 - ・平成23年度上半期における「一者応札・一者応募契約」 9件
- (3) 2か年度連続して一者応札・一者応募となった案件 4件

②開催日 平成24年5月31日

審議対象

- (1) 「随意契約等見直し計画」(平成22年5月)の実施状況
- (2) 平成23年度下半期における競争性のない随意契約等の点検・見直し
 - ・平成23年度下半期における「競争性のない随意契約」 7件
 - ・平成23年度下半期における「一者応札・一者応募契約」 26件
- (3) 2か年度連続して一者応札・一者応募となった案件 14件

○監事及び会計監査人による監査の状況

平成23年の上期及び下期監事監査において、随意契約及び一者応札契約等の適正化を含めた入札・契約の状況及び情報開示の状況について厳格な監査を受けた。

また、会計監査人による監査において、契約事務に関する内部統制について監査を受けた。

以上の監査を受けたほか、随意契約の妥当性、一者応札の改善等、契約の執行状況について内部監査を実施した。

(4) 業務・システムの最適化計画の実施

「独立行政法人造幣局会計システム(ERPシステム)に係る業務・システム最適化計画」に基づき、以下のとおり、システムの機能性・利便性の向上、情報セキュリティの確保を図るとともに、ERPシステムに係る保守・運用体制の見直しによる経費の削減、習熟度の向上、安全性・信頼性の向上に努めた。

○業務・システム最適化計画の実施状況

1. 平成20年度においてERPシステムの保守・運用に係る外注要員の削減を実施し、平成23年度においてもその人員数を継続するとともに、平成21年度からERPシステムの保守支援業務を複数年契約としたことにより、平成23年度のERPシステム保守・運用に係る委託経費は、最適化実施前の平成19年度と比較して21,080千円の削減となった。
2. 職員のERPシステムに関する習熟度の向上について、問合せ件数の多い購買に係るERPシステム研修を本支局で実施するなどの取組を行った結果、平成23年度の問合せ件数は966件となり、前年度の1,035件に比べて6.7%減少した。
3. 造幣局情報セキュリティ対策管理基準及び技術基準を制定し、これに基づく実施手順によりERPシステムの運用を行い、会計システムの安全性・信頼性の向上を図ることに努めた。

○業務プロセスの見直しなどの状況

ERPシステムの操作性の向上を図るため、入力制限による誤入力・誤登録操作の防

止策の付加やデータの一括変更機能の追加による処理時間の短縮などの改善を行った。

(5) 内部統制の充実・強化

1. 平成24年度の組織方針を明確にすべく、造幣局に与えられたミッションを再確認し、造幣局を取り巻く環境や課題を把握し、これらを踏まえて経営上の重点項目及び各部所支局が特に取り組むべき項目を平成23年12月末に決定し、理事長から各部所支局に指示した。決定に至るまでには、平成23年8月に経営陣が原案を示し、各部門においてこれを議論し、その結果を踏まえて11月に経営陣が修正案を示し、各部門において再度議論するなど、経営陣と各部門が十分に議論を積み重ねた。

平成24年1月には、各部所支局がこうした議論と指示された重点項目等に基づきそれぞれの組織目標を定め、さらに各課室においてもこれらを踏まえた組織目標を定めた。

これらの組織目標等については、イントラネットへの掲載及び職場での掲示により、職員への周知を図った。

2. 理事長が経営責任者として適切な判断や指示を行えるよう、必要な情報は担当者から迅速に理事長、理事及び関係職員に伝えられており、また、各理事が分担して業務を所掌し理事長を補佐するとともに、幹部会、理事懇談会、理事会及び各種委員会（コンプライアンス委員会、安全衛生委員会、契約監視委員会及び省エネルギー対策委員会）等において情報の共有や作業の進捗管理、意見交換等を行っている。

具体的には、中期目標、中期計画及び貨幣・勲章製造に係る国の予算等を踏まえ、作業計画や販売計画等、年間の業務に係る計画を策定し、それらを効率的に達成できるよう執行予算（内部管理予算）や標準原価並びに年度計画を策定している。さらに、ISO9001に基づく検証会議を年2回開催し、全部門の運営状況を検証し、必要な対策について審議している。また、監事や首席監査官による業務監査の結果が理事長へ報告され、それらを踏まえた改善取組みを行っている。

(参考) 検証会議について

ISO9001に基づく検証会議は、役員及び幹部職員が議員として出席し、内部監査の概要報告を首席監査官から受けるとともに、外部から寄せられた苦情、各課室年次改善目標の達成状況、法令等の遵守状況、これまでの検証会議において要改善項目とされた事項への対応状況等について各部所支局から報告を受け、事業が適切に運営されているか否かを検証するとともに、必要な対策について審議することにより、事業運営の継続的改善に資することを目的として開催されるものである。

なお、会議の内容については、席上配付された報告資料及び議事録をイントラネットに掲載することにより、職員に周知している。

3. 次年度の各部門の作業計画及び販売計画等について、策定作業を平成22年度から例年よりも前倒しして9月から開始しており、平成23年度においても各部門や経営陣で十分に議論し、それぞれの課題やリスクを認識した上で11月に原案を策定し、その後更に議論を積み重ね、3月に最終的な決定を行った。

具体的には、各部門において平成23年度の各計画の進捗状況を確認しつつ検討、議論を積み重ね、また、関係する部署との協議を通じて各部門の実情を共有することにより、整合性がとれ、かつ、実行可能な計画案が作成されるようにした。また、各部門と経営陣が説明、議論を重ねることにより、各部門の実情が経営陣に理解されるとともに、経営陣から各部門に対し造幣局を取り巻く環境及びそれを踏まえた今後の方向性等について情報発信が行われ、各種計画にこれらが反映されるようにした。

4. 平成23年度の年度計画について、進捗状況及び目標達成の見通しを11月に取りまとめ経営陣に報告し、上記1. のとおり平成24年度の経営上の重点項目等を決定する際の検討材料とした。また、平成24年度の年度計画を策定するにあたっては、この重点項目等及び上記1. の組織目標が反映されるようにした。

5. 目標管理の考え方を採り入れた人事評価制度において、職員が個人の目標を設定するにあたっては、上記1. の組織目標等との関係を踏まえることとし、評価者である上司が職員と面談し、個人の目標が組織の目標と整合性が取れたものとなるように確認及び指導を行った。

6. 内部統制の整備及び運用状況について、監事監査及び検証会議等への出席を通じて、監事によるチェックを受けた。

(6) 公益法人等へ支出する会費の見直し

「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」(平成24年3月23日行政改革実行本部決定)において、

- ・ 独立行政法人の業務の遂行のために真に必要なものを除き、公益法人等への会費の支出は行わない。
- ・ 真に必要な会費の支出を行う場合であっても、必要最低限のものとし、支出する額がそれにより得られる便益に見合っているかについて精査する。

こととされたことを受けて、平成24年度以降における会費等の支出について、以下のとおり見直すこととした。

- ・ 真に必要なものであっても、必要最低限のものに限定できないか、会員に入会せずに同程度の情報が入手できないか、あるいは講習会等への参加は可能かどうか、その場合の費用と便益などを精査のうえ見直す。
- ・ 本局及び支局から同一の公益法人等に対して支出されている会費について、集約できないかどうか、その場合の費用と便益などを精査のうえ見直す。

<p>評価の指標</p>	<p>(1) 効率化目標の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○固定的な経費の削減率 <p>(2) 給与水準の適正化等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○総人件費の削減率 ○給与水準の適正化の取組状況 ○給与水準についての公表 <p>(3) 随意契約の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ○随意契約見直し計画に基づく取組状況 ○随意契約見直し計画に基づく取組状況の公表 ○一般競争入札等の点検及び、より競争性、透明性の高い契約方式の取組状況 ○契約監視委員会による契約状況の点検 ○監事及び会計監査人による監査の状況 <p>(4) 業務・システムの最適化計画の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○業務・システム最適化計画の実施状況 ○業務プロセスの見直しなどの状況 	
<p>評価等</p>	<p>評定</p> <p style="text-align: center;">A</p>	<p>(理由・指摘事項等)</p> <p>固定的な経費の削減については、一般管理費及び事業費の効率的使用に取り組んだ結果、前中期目標期間中の平均に対して 20.1%削減と中期計画の目標である 8%以上削減を大幅に上回って達成する見込みである。</p> <p>総人件費の削減については、平成 17 年度実績に対して 18.6%削減し、中期計画の目標である 5%以上削減を達成している。</p> <p>国の取扱いに準じて見直しを行った法定外福利費について、見直し後の運用を継続している。また、給与水準について、国家公務員及び類似の業務を行っている民間事業者との比較・検証を行い、その結果をホームページにおいて公表している。</p> <p>契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、「随意契約等見直し計画」に基づく取組みを実施し、その取組状況のフォローアップを行うとともにホームページにおいて公表している。</p> <p>平成 24 年度の組織方針を明確にすべく、造幣局に与えられたミッションを再確認し、造幣局を取り巻く環境や課題を把握した上で、経営上の重点項目及び各部局等が特に取り組むべき項目を決定し、理事長が指示した。これを受けて各部局等においても組織目標を設定した。造幣局に与えられたミッション、造幣局を取り巻く環境や課題、経営上の重点項目、組織目標等については、イントラネットへの掲載や職場での掲示により、職員への周知を図った。</p> <p>以上を総合的に勘案して、本項目の評定を A とする。</p>

独立行政法人造幣局 事業年度評価の項目別評価シート（7）

大項目：Ⅱ. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

中項目：1. 通貨行政への参画

中期目標	<p>(1) 貨幣の動向に関する調査と貨幣に関する企画</p> <p>造幣局は、内外における貨幣の動向について調査を行うとともに、加工技術の向上や物価状況等の社会経済情勢の変化を見据え、貨幣の種類、様式等に関する改善について、偽造防止や使いやすさの確保に加え、目の不自由な人のための製品仕様、製造時の環境への影響、国内外において通用する卓越したデザイン等、国の政策的な観点から必要とされる特性も考慮の上、財務省とも連携しつつ、不断に検討を行うものとする。</p> <p>このうち、貨幣の動向についての調査にあたっては、貨幣の流通に関する変化を踏まえた効率的・効果的な貨幣流通システムのあり方、汚損・磨耗等の状況を踏まえた市中流通貨の引揚と新貨発行のあり方、近年急速に普及している電子マネーの動向と貨幣需要への影響、金属市場の動向等についても、海外の動向も含めて対象とし、業務に反映させていくことが必要である。</p> <p>また、記念貨幣に関しては、記念事業の性格に対応した素材、品位、量目、様式の検討、国家的な記念事業に相応しい卓越したデザイン、効率化と合理的コスト管理に基づく適切な価格設定、国内外の購入者の需要に対応した販売方法、記念対象となる事業の時期を踏まえた迅速・確実な製造等、そのあり方について、調査・検討を行うものとする。</p> <p>(2) 偽造防止技術等の効率的かつ効果的な研究開発等</p> <p>造幣局は、貨幣について、前中期目標期間に策定した調査及び研究開発の基本計画について、財務省とも連携しつつ、その成果やIT技術の進展等を踏まえた改定を行うものとする。</p> <p>基本計画においては、費用対効果を十分勘案のうえ、民間からの技術導入、国内外の研究交流や会議への参加などを含め、独自の偽造防止技術の維持・向上や製造工程の効率化を図ることとし、これを確実に実施するものとする。</p> <p>研究開発については、事前、中間、事後の評価を更に徹底するとともに、その結果に基づき計画の必要な見直しを行うものとする。</p> <p>(3) 海外当局との情報交換、通貨の真偽鑑定等</p> <p>国際的な広がりを見せる通貨偽造に対抗していくため、財務省と一体として、内外の通貨関係当局及び捜査当局等と積極的に情報交換を行い、偽造の抑止を図る。通貨偽造事件に際しては、迅速・確実に内外当局等と協力して真偽鑑定を実施できるような体制を整備するとともに、緊急改鋳への対応も想定しつつ、内外当局等との全面的な協力体制を整えるものとする。</p> <p>(4) 貨幣の信頼の維持等に必要な情報の提供</p> <p>貨幣への信頼維持のためには、貨幣の特徴など、貨幣に係る情報が国民にわかりやすく</p>
------	---

	<p>提供されるとともに、必要に応じて現金取扱機器の製造業者等に対し機密保持に配慮したうえで的確な情報が提供される必要がある。</p> <p>このため、造幣局は、通貨関係当局と連携し、これらに必要な情報を提供するものとする。</p> <p>(5) 国際対応の強化</p> <p>上記のような国際的な課題に対応し、積極的な国際協力を行うことなどにより、通貨行政や貨幣の製造等について国際的な水準を維持していくものとする。</p> <p>(6) デザイン力の強化</p> <p>貨幣のデザインは貨幣の最も重要な要素の一つであり、特に、記念貨幣については、国家的な記念事業に相応しい卓越したデザインが求められる。通貨に対する信頼や我が国のイメージの向上につながるよう、デザイン力の強化に努めることとする。</p>
<p>中期計画</p>	<p>(1) 貨幣の動向に関する調査と貨幣に関する企画</p> <p>内外における貨幣の動向について調査を行うとともに、加工技術の向上や物価状況等の社会経済情勢の変化を見据え、貨幣の種類、様式等に関する改善について、偽造防止や使いやすさの確保に加え、目の不自由な人のための製品仕様、製造時の環境への影響、国内外において通用する卓越したデザイン等、国の政策的な観点から必要とされる特性も考慮の上、財務省とも連携しつつ、不断に検討を行います。</p> <p>このうち、貨幣の動向についての調査においては、貨幣の流通に関する変化を踏まえた効率的・効果的な貨幣流通システムのあり方、汚損・磨耗等の状況を踏まえた市中流通貨の引揚と新貨発行のあり方、近年急速に普及している電子マネーの動向と貨幣需要への影響、金属市場の動向等についても、海外の動向も含めて対象とし、業務に反映させていきます。</p> <p>また、記念貨幣に関しては、記念事業の性格に対応した素材、品位、量目、様式の検討、国家的な記念事業に相応しい卓越したデザイン、効率化と合理的コスト管理に基づく適切な価格設定、国内外の購入者の需要に対応した販売方法、記念対象となる事業の時期を踏まえた迅速・確実な製造等、そのあり方について、調査・検討を行います。</p> <p>(2) 偽造防止技術等の効率的かつ効果的な研究開発等</p> <p>貨幣の偽造防止技術等の研究開発については、国内外の研究交流や各種会議への参加などを通じて得られた様々な情報を活用しつつ、費用対効果や民間からの技術導入も十分勘案した上で、独自の偽造防止技術の維持向上を図るとともに、貨幣及び勲章製造技術の一層の高度化及び製造工程の効率化を図るため、重点分野が明確化された調査及び研究開発の基本計画を立案し、これを確実に実施します。</p> <p>基本計画の立案に当たっては、前中期目標期間に策定した調査及び研究開発の基本計画を参考に、財務省とも連携しつつ、その成果やIT技術の進展等を踏まえて行うものとします。また、流通貨幣及び記念貨幣に関する国内外の種々の情報や金属加工及び試験分析</p>

等に関する幅広い分野の情報を調査・収集し、これらを整理してデータベース化するとともに、得られた情報を行政部門を含む国民各層に還元するなど積極的に業務に活用します。

さらに、世界造幣局長会議をはじめとした貨幣製造技術や分析技術等に関する国際会議へ積極的に参加し、海外の貨幣製造技術や偽造防止技術等に関する最新の様々な情報を交換することにより、造幣事業に関する国際交流を図ります。

本中期目標の期間中、国内外の会議、学会等での発表・参画が50件以上となるよう努めます。

研究開発は、定期的実施する研究管理会議により、事前、中間、事後の評価を確実にを行い、その結果に基づき必要に応じて計画の見直しを行います。

(3) 海外当局との情報交換、通貨の真偽鑑定等

国際的な広がりを見せる通貨偽造に対抗していくため、財務省と一体として、内外の通貨関係当局及び捜査当局等と積極的に情報交換を行い、偽造の抑止を図ります。

また、通貨偽造事件に際しては、迅速・確実に内外当局等と協力して真偽鑑定を実施できるよう、組織を整備するとともに、緊急改鋳への対応も想定しつつ、内外当局等との全面的な協力体制を整えます。

(4) 貨幣の信頼の維持等に必要な情報の提供

国民各層に造幣事業や貨幣に関する知識や理解を深めるため、造幣局のホームページにおいて貨幣の特徴等、各種情報の発信を行うとともにその内容も分かりやすく魅力的なものになるよう常に配慮します。

また、工場見学の積極的な受入れ、造幣博物館の展示内容の充実及び地方博覧会等への出展、桜の通り抜け等のイベントの機会を活用して、造幣局と国民が直接触れ合う機会を幅広く提供します。

このほか、機密保持に配慮した上で、通貨関係当局と連携し、現金取扱機器の製造業者等に必要な情報を提供します。

(5) 国際対応の強化

上記のような国際的な課題に対応し、積極的な国際協力を行うことなどにより、通貨行政や貨幣の製造等について国際的な水準を維持します。

(6) デザイン力の強化

貨幣のデザインは貨幣の最も重要な要素の一つであり、特に、記念貨幣については、国家的な記念事業に相応しい卓越したデザインが求められます。そこで、通貨に対する信頼や我が国のイメージの向上につながるよう、外部専門家からの指導、担当職員の研修の充実等により、デザイン力の一層の強化に努めます。

<p>(参考) 年度計画</p>	<p>(1) 貨幣の動向に関する調査と貨幣に関する企画</p> <p>内外における貨幣の動向について調査を行うとともに、加工技術の向上や物価状況等の社会経済情勢の変化を見据え、貨幣の種類、様式等に関する改善について、偽造防止や使いやすさの確保に加え、目の不自由な人のための製品仕様、製造時の環境への影響、国内外において通用する卓越したデザイン等、国の政策的な観点から必要とされる特性も考慮の上、財務省とも連携しつつ、不断に検討を行います。</p> <p>このうち、貨幣の動向についての調査においては、貨幣の流通に関する変化を踏まえた効率的・効果的な貨幣流通システムのあり方、汚損・磨耗等の状況を踏まえた市中流通貨の引揚と新貨発行のあり方、近年急速に普及している電子マネーの動向と貨幣需要への影響、金属市場の動向等についても、海外の動向も含めて対象とし、業務に反映させていきます。</p> <p>特に、市中に流通している貨幣について、重量・直径・厚さ・汚損度等に関する品質調査を行うとともに、偽造貨幣の流通を防止するための環境整備について検討を進めます。これに加えて、これまでに実施した流通貨幣の品質調査の結果、特に 100 円貨については摩耗したものが相当数流通していることが判明したことから、その対応策についての調査・検討を行います。</p> <p>また、記念貨幣に関しては、記念事業の性格に対応した素材、品位、量目、様式の検討、国家的な記念事業に相応しい卓越したデザイン、効率化と合理的コスト管理に基づく適切な価格設定、国内外の購入者の需要に対応した販売方法、記念対象となる事業の時期を踏まえた迅速・確実な製造等、そのあり方について、調査・検討を行います。</p> <p>(2) 偽造防止技術等の効率的かつ効果的な研究開発等</p> <p>貨幣の偽造防止技術等の研究開発については、国内外の研究交流や各種会議への参加などを通じて得られた様々な情報を活用しつつ、費用対効果や民間からの技術導入も十分勘案した上で、独自の偽造防止技術の維持向上を図るとともに、貨幣及び勲章製造技術の一層の高度化及び製造工程の効率化を図るため、重点分野が明確化された調査及び研究開発の基本計画に基づき、これを確実に実施します。</p> <p>また、流通貨幣及び記念貨幣に関する国内外の種々の情報や金属加工及び試験分析等に関する幅広い分野の情報を調査・収集し、これらを整理してデータベース化するとともに、得られた情報を行政部門を含む国民各層に還元するなど積極的に業務に活用します。</p> <p>さらに、世界造幣局長会議技術委員会などに参画し、海外造幣局と積極的な国際交流を図ります。</p> <p>平成 23 年度において、国内外の会議、学会等での発表、参画が 10 件以上となるよう努めます。</p> <p>研究開発は、定期的に関催する研究管理会議により、研究目標・研究手法の妥当性等を評価する事前評価、研究開発の進捗状況及び研究手法の妥当性を評価する中間評価、各課題の研究成果及び今後の進め方について評価する事後評価を確実にを行い、その結果に基づき必要に応じて研究開発の計画を見直します。</p>
----------------------	--

	<p>(3) 海外当局との情報交換、通貨の真偽鑑定等</p> <p>国内外における貨幣の偽造動向・最新の技術情報及び平成 23 年度に実施した研究開発の成果等についての報告書を財務省に提出します。また、国際的な広がりを見せる通貨偽造に対して、国際調整室において造幣局における国際業務に係る情報の一元化を推進し、財務省と一体として、内外の通貨関係当局及び捜査当局等と積極的に情報交換を行い、偽造の抑止を図ります。</p> <p>通貨偽造事件に際しては、迅速・確実に内外当局等と協力して真偽鑑定を実施するとともに、緊急改鋳への対応も想定しつつ、内外当局等との全面的な協力体制を整えます。</p> <p>(4) 貨幣の信頼の維持等に必要な情報の提供</p> <p>国民各層に造幣事業や貨幣に関する知識や理解を深めるため、造幣局のホームページにおいて偽造防止技術を含めた貨幣の特徴、貨幣セット・販売ニュース等各種情報の発信を行うとともに、その内容も分かりやすく魅力的なものになるよう常に配慮します。</p> <p>また、工場見学の積極的な受入れ、造幣博物館の展示内容の充実及び地方博覧会等への出展、桜の通り抜け等のイベントの機会を活用して、造幣局と国民が直接触れ合う機会を幅広く提供します。</p> <p>このほか、機密保持に配慮した上で、通貨関係当局と連携し、現金取扱機器の製造業界や貨幣の流通に携わっている関係者と意見交換を行います。</p> <p>(5) 国際対応の強化</p> <p>上記のような国際的な課題に対応し、世界造幣局長会議技術委員会などに参画し、海外造幣局と積極的な国際協力を行うことにより、通貨行政や貨幣の製造等について国際的な水準を維持します。</p> <p>(6) デザイン力の強化</p> <p>貨幣の最も重要な要素の一つである貨幣のデザイン力の一層の強化のため、担当職員の研修の充実等のほか、特に、記念貨幣については、国家的な記念事業に相応しい卓越したデザインとなるよう努めます。地方自治法施行 60 周年記念貨幣のデザインについて、記念貨幣のデザイン等に関する検討会を開催し、外部専門家の指導も受けつつ、デザイン力の一層の強化に努めます。</p>
業務の実績	<p>(1) 貨幣の動向に関する調査と貨幣に関する企画</p> <p>通貨行政に寄与するため、内外における貨幣の動向等について以下のとおり調査・検討を行うとともに、その成果について財務省へ提供した。</p> <p>○内外における貨幣の動向についての調査の状況</p> <p>1. 平成 23 年 5 月にシンガポールで開催されたアセアン造幣局技術会議に出席し、「DLC 膜による貨幣極印の表面改善」について発表を行い、各国造幣局等の参加者と意見交換を行った他、各セッションに参加し、各国の貨幣製造技術、貨幣材料の動向、貨幣製</p>

造設備等に関する最新情報の収集を行った。

2. 平成23年9月にカナダ造幣局（オタワ本局及びウィニペグ支局）、アメリカ造幣局（フィラデルフィア支局及びサンフランシスコ支局）の他、貨幣材料や現金取扱機器の製造業者等を訪問し、北米における流通貨幣の需給体制、偽造貨幣対策、貨幣改鋳の動向、クラッド素材の製造手法等について情報収集を行った。
3. 平成23年9月にカナダで開催されたロンドン地金市場協会（LBMA）年次総会に出席し、貴金属地金の市場動向に関する最新情報の収集を行った。
4. 平成23年11月に日本自動販売機工業会との技術交流会を開催し、情報・意見交換を行った。
5. 平成24年2月、ベルリン・ワールドマネーフェアに併せて開催された造幣技術フォーラムに出席し、貨幣製造に関する最新情報の収集を行った。また、会場内でオランダ、オーストラリア、イギリス及びドイツ・ミュンヘンの各造幣局と個別に会合を持ち、情報・意見交換を行った。
6. 偽造貨幣の流通を防止するための環境整備について検討を進めるため、市中に流通している貨幣について、重量・直径・厚さ・汚損度等に関する品質調査を実施した。
7. 流通貨幣の市中循環や回収プロセスについて、警備輸送会社等の関係先に個別にヒアリングを行い、実態の把握を行った。
8. 将来の貨幣需要の動向について、財務省と連携しつつ、学識者に対しヒアリングを行うなど、調査研究を行った。
9. 以下の機会を通じて、海外の貨幣の動向等について情報を収集した。
 - ①平成23年4月 ベトナム中央銀行訪問及びMDC技術会議・アセアン造幣局技術会議（シンガポール）出席
 - ②平成23年6月 イギリス造幣局来局
 - ③平成23年8月 アメリカ造幣局本局訪問
 - ④平成23年8～9月 MDC技術会議（ポーランド）出席及びフィンランド造幣局訪問
 - ⑤平成23年9月 タイ造幣局訪問
 - ⑥平成24年1月 東ティモール中央銀行訪問
 - ⑦平成24年3月 スリランカ中央銀行訪問

○貨幣の種類、様式等に関する改善についての検討状況

新しい貨幣仕様として考えられる偽造防止技術を盛り込んだ試作品を製造し、品質、作業性、耐環境性（衝撃、摩擦、汗）の調査を行う等、財務省と連携しつつ、貨幣の様式の改善について検討を行った。

○記念貨幣についての調査・検討の状況

1. 造幣局が出展したイベントへの来客者等に対して実施したアンケートの中で、記念貨幣に対する国民の意向把握に努めた。
2. 上記イベントの機会及び記念貨幣等の購入申込みが販売予定数を上回った場合に実施する抽選会の機会をとらえて、イベント来客者及び抽選の立会者として選出した購入申込者等との懇談会を開催し、記念貨幣に対する購入者の意向把握に努めた（平成23年度は計14回開催）。
3. 以下の機会を通じて、諸外国における記念貨幣の発行状況等について情報収集を行った。

- ①平成23年5月 東京国際コイン・コンヴェンション参加
- ②平成23年8月 アメリカ貨幣協会・世界貨幣フェア参加、同会場で開催されたMDCマーケティング委員会への出席、同会場におけるオーストリア、カナダ及びオランダの各造幣局との個別会合、アメリカ造幣局本局訪問
- ③平成24年2月 ベルリン・ワールドマネーフェア参加、同会場で開催されたMDCマーケティング委員会への出席、同会場におけるオランダ、オーストラリア、イギリス及びドイツ・ミュンヘンの各造幣局との個別会合

（注）記念貨幣に相応しい卓越したデザインについての取組は、後出の「（6）デザイン力の強化」を参照。

（2）偽造防止技術等の効率的かつ効果的な研究開発等

○調査及び研究開発の基本計画の立案状況

貨幣の偽造防止等の研究開発については、「第2期中期目標期間における調査及び研究開発の基本計画」において、「新しい偽造防止技術の研究開発」、「新製品開発に寄与する研究開発」及び「各事業分野に共通する合理化・効率化に寄与する研究開発」の3つを基本方針としており、これに基づき平成23年度の研究テーマ18件（新規3件、継続15件）を決定し、平成23年3月に具体的な研究開発計画を策定した。

○調査及び研究開発の実施状況

上記のとおり策定した平成23年度における研究開発計画に従って、18件の研究テ

ーマについて調査及び研究開発を実施した（研究テーマの実施状況の評価については、後出の「○研究開発の事前、中間、事後評価の状況」を参照）。

なお、これまでの研究成果として平成23年度において実用化、製品化されたものは次のものがある。

- ・ 表面のデザインの一部にチタン発色技術（チタンを酸化させるとその表面に薄い酸化膜が生成され、その酸化膜が、光の干渉により、あたかも着色されたかのように見えるという特性を利用し、チタン表面の酸化膜の厚さをきわめて精緻に調整することで、様々な色彩を表現する技術）を施したメダルをプルーフ貨幣セット用の年銘板として実用化した。
- ・ 表面のデザインの一部に梨地加工技術（表面に細かな凹凸を刻むことにより光を乱反射させ、梨の表面のような質感に仕上げる加工技術）を施したメダルをプルーフ貨幣セット用の年銘板として実用化した。

○種々の情報の調査・収集状況

企業、研究機関及び大学等の研究者・技術者から貨幣の製造技術等に関連する情報を調査・収集するとともに、講演会及び学会へ参加し最新の専門的な情報を収集した。

また、アセアン造幣局技術会議及びMDC技術委員会への参画、国際見本市への出席、技術雑誌等により情報収集を積極的に行った。

さらに、前出の「○内外における貨幣の動向についての調査の状況」のとおり、カナダ及びアメリカの造幣局、貨幣材料製造業者、現金取扱機器製造業者等を訪問し、貨幣に関する種々の情報を収集した。

貴金属の分析については、多種多様な分析対象試料に対応できるよう、民間企業から分析作業手順に関する情報を収集した。また、造幣局は、金鑄塊及び銀鑄塊の製造者としてLBMAの資格認定を受けており、同協会のリスト（グッドデリバリーリスト）（注）に登録されているが、平成23年度においては、LBMAが主催するセミナーに参加して資格認定制度の最新動向や分析技術について情報を入手したほか、金鑄塊及び銀鑄塊の製造者資格について更新審査を受審し、合格した。

（注）LBMAのグッドデリバリーリスト

LBMAはロンドン金市場・銀市場で流通する金鑄塊及び銀鑄塊の規格の制定及び管理を行うとともに、厳格な審査に合格した企業等を資格認定し、「グッドデリバリーリスト」に登録している。この登録リストは世界の市場や取引所においても採用され、事実上の世界標準とされていることから、リストに登録された業者の金鑄塊及び銀鑄塊は世界の市場での流通が可能となっている。

造幣局は、銀鑄塊については昭和20年頃、金鑄塊については平成19年12月に資格認定され、リストに登録されている。

○調査・収集した情報のデータベース化の状況

過去に調査・収集した流通貨幣及び記念貨幣に関する国内外の種々の情報や、貨幣製造等に係わる金属加工及び素材分析等の情報を整理し、データベース化を行ってきており、紙媒体のみであった情報の電子媒体化は、平成21年度をもって完了している。

これらの情報の管理については、新規情報と共に技術情報システムへ入力し、利用者を制限する等の厳格な管理を行っている。

○得られた情報の、行政部門を含む国民各層への還元等の活用状況

1. 造幣局が入手した国内外における貨幣の偽造動向・最新の技術情報及び造幣局が実施した研究開発の成果等については、通貨当局である財務省に提供している。
2. 調査・収集した情報は、造幣局ホームページ、リーフレットなどにより、偽造・変造貨幣の見分け方を分かりやすく紹介する際や、よくある質問に関する貨幣Q&A、工場見学・博物館見学・各種イベント開催のご案内、貨幣セット等販売のお知らせを作成する際に活用することを通じて、国民各層へ還元している。

○造幣事業に関する国際交流の状況

1. 平成23年度においては、前出の「○内外における貨幣の動向についての調査の状況」及び「○記念貨幣についての調査・検討の状況」で述べた諸外国の造幣局等との会議開催、国際会議への出席などを通じて、偽造防止技術、記念貨幣の製造、貨幣販売等造幣事業に関して意見交換や情報提供を行い、積極的に国際交流を行った。

2. インドネシア造幣局職員に対し技術研修を実施

インドネシア造幣局から、同局職員に対する技術研修の要望があったことから、平成23年12月及び平成24年1月に2名ずつ研修生を受け入れ、各5日間の日程で、マシニングセンタによる種印・極印の加工技術、日本の記念貨幣等に用いられているパッド印刷技術、日本の勲章等に用いられている七宝技術及び純正画一な貨幣製造のための品質管理について指導を行った。

○国内外の会議・学会等での発表・参画件数

平成23年度において、以下のとおり国内外の会議、学会等での発表、参画を10件行った。本中期目標期間中の発表等件数を50件以上とする目標に対し、平成23年度までの実績は46件となった。

- ①MDC技術委員会（平成23年4月29日～30日、於：シンガポール）
「種印と極印」小委員会の責任者として発表を行った。また、「極印鋼材と命数」等4つの小委員会に参画した。
- ②アセアン造幣局技術会議（TEMAN）（平成23年5月3日、於：シンガポール）
「DLC膜による貨幣極印の表面改善」について発表した。
- ③（社）日本溶接協会・表面改質技術研究委員会での講演（平成23年5月18日、於：大阪）
「貨幣用金型への表面処理技術」について発表した。
- ④大阪大学工学部との交流会（平成23年6月6日、於：造幣局）
大阪大学工学部応用理工学科マテリアル科学コースの准教授及び学生（46人）に、貨幣製造技術を中心とした造幣局における研究開発業務について説明し、意

見交換を行った。

⑤MDCマーケティング委員会（平成23年8月18日、於：シカゴ）

「電子マネーと収集用貨幣販売」グループの責任者として会合を主催した。

⑥MDC技術委員会（平成23年8月29日～30日、於：ワルシャワ）

「種印と極印」小委員会の責任者として発表を行った。また、「極印鋼材と命数」等4つの小委員会に参画した。

⑦インドネシア造幣局との技術交流会（平成23年9月6日～7日、於：造幣局）

インドネシア造幣局の貨幣製造部長及び極印製造ユニット長に日本造幣局の技術について説明し、意見交換を行った。

⑧日本自動販売機工業会との技術交流会（平成23年11月9日、於：造幣局）

⑨MDCマーケティング委員会（平成24年2月2日、於：ベルリン）

「電子マネーの発達と貨幣収集」について発表した。

⑩大阪府立産業技術総合研究所との交流会（平成24年3月2日、於：大阪府立産業技術総合研究所）

造幣局の「電子線描画技術」及び大阪府立産業技術総合研究所の「計算機ホログラム技術」、「微細回折格子素子の作製技術」について技術交流を行った。

○研究開発の事前、中間、事後評価の状況

外部技術アドバイザー（2名）による第三者の高度な専門的な評価を受けながら、本局各部・支局代表も参画し、以下のような評価を行い、研究開発業務を行っている。

1. 事前評価（平成23年5月26日、27日）

第1回研究管理会議において、特に新規テーマに重点を置き、研究目標・研究手法の妥当性、さらに研究計画の妥当性について事前評価を実施した。

2. 中間評価（平成23年10月20日、21日）

第2回研究管理会議において、研究開発の進捗状況及び研究手法の妥当性について中間評価を実施し、問題点への対処策を検討した。

3. 事後評価（平成24年2月16日、17日）

第3回研究管理会議において、成果の確認及び次年度への研究継続の是非について検討し、各研究テーマの方向性を定めた。

○事後評価を踏まえた研究開発計画の見直しの状況

事後評価の結果、平成24年度の研究テーマについては、平成23年度の研究テーマのうち15件について継続研究すると共に、分岐テーマ1件、円形洗浄技術に関する調査研究など3件のテーマについて研究することとした。

(3) 海外当局との情報交換、通貨の真偽鑑定等

国内外における貨幣の偽造動向・最新の技術情報及び平成23年度に実施した研究開発の成果等について、報告書を財務省に提出した。

また、国際的な広がりを見せる通貨偽造に対して、国際調整室において造幣局における

国際業務に係る情報の一元化を推進した。

○内外の通貨関係当局及び捜査当局等との情報交換の状況

1. 平成23年度においては、前出の「○内外における貨幣の動向についての調査の状況」にあるほか、通貨関係当局及び捜査関係当局との連絡会議に出席するなど、財務省と一体として、内外の通貨関係当局等と、偽造貨幣の動向や対策等について、積極的に情報交換を行った。
2. 市中に流通する貨幣で汚損しているものも含めて真偽鑑定の依頼を受けており、迅速に鑑定するとともに、その情報を通貨当局に提供した。

○通貨偽造事件に際しての真偽鑑定のための組織及び内外当局との協力体制の整備の状況

真偽鑑定の処理は造幣局研究所が厳格に情報を管理しながら行っている。具体的には、研究管理課が、真偽鑑定の依頼受付、鑑定業務の進行管理、依頼先への報告を行い、試験鑑定課が真偽鑑定の作業を行い、内外当局からの鑑定依頼等に迅速・適切に対応している。また、真偽鑑定の結果得られた偽造貨幣に関する情報については財務省に報告を行っている。このほか、内外の捜査当局等から要請があれば担当職員を現地に派遣する等、協力体制を整えている。

(4) 貨幣の信頼の維持等に必要な情報の提供

国民各層に造幣事業や貨幣に関する知識や理解を深めていただくため、造幣局のホームページにおいて貨幣の特徴、貨幣セット・販売ニュース等各種情報の発信をするほか、造幣事業に関する最新情報を掲載している。その内容も分かりやすく魅力的なものとするなど、具体的な実施状況は、以下のとおりである。

○ホームページの内容の充実の状況

平成23年度においても、造幣事業に関する最新情報を迅速に掲載するとともに、以下のとおり内容の充実を図った。

- ・ 子どもに記念貨幣に対する関心を持っていただくため、「ぞうへいきょく探検隊」のなかに「ぬりえ（地方自治法施行60周年記念千円銀貨幣）」のパソコン版を新たに作成し、パソコン上でぬりえを楽しんでいただけるようにした。
- ・ 東日本大震災復興事業記念貨幣に関するコンテンツを作成し、記念貨幣の発行決定及びデザイン公募について周知を図った。

また、高齢者や障害のある方に対する配慮を更に高めたホームページへのリニューアルを平成24年度に予定しており、平成23年度においては12月に総合評価落札方式で製作者を決定するなど、その準備作業を進めた。

○ホームページによる情報提供の状況

1. 平成23年度において、ホームページを以下のように更新し、造幣事業の最新情報を迅速に提供した。

項目	件数	備考
記念貨幣情報	16件	地方自治法施行60周年記念貨幣（含：打初め式）、東日本大震災復興事業記念貨幣（含：デザイン公募）
販売情報	64件	貨幣セット、金属工芸品（含：抽選会・お客様との懇談会）
イベント情報	21件	造幣局フェア、製造貨幣大試験、国際コイン・デザイン・コンペティション、桜の通り抜け、花のまわりみち
公開情報	20件	年度計画、業務実績評価、財務諸表
調達情報	370件	入札・落札・政府調達状況
その他	43件	表彰、贈呈、博物館特別開館、親子見学会、その他
合計	534件	

2. 平成23年度におけるホームページへのアクセス件数は、以下のとおりであった。

（参考）ホームページのアクセス件数（トップページビュー数）

（単位：件）

平成21年度	平成22年度	平成23年度
3,733,271	3,765,573	3,809,720

3. また、メールマガジンを発行しており、平成23年度においても貨幣セットの販売やイベントの開催等のほか、東日本大震災復興事業記念貨幣の発行及びデザイン公募についても情報をお知らせした。

（参考）メールマガジン登録者の推移

（単位：人）

平成19年度末	平成20年度末	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末
3,395	4,752	7,410	8,143	8,628

○工場見学の受入の状況

1. 工場見学の周知

工場見学に関する取材等に積極的に対応して、多くの情報誌やホームページなどに紹介された。

また、工場見学及び造幣博物館・展示室を紹介するリーフレットを、造幣局IN等の

イベント会場で来場者に配布したほか、外部の博物館等と相互に広報資料を常置すること等により、博物館と併せて工場見学の広報を行った。

局 別	内 容
本 局	<ul style="list-style-type: none"> ① 正門受付、造幣博物館及び造幣局製品販売所にリーフレットを常置。 ② リーフレットを日本銀行大阪支店、大阪歴史博物館、大阪水上バス及びキッズプラザ大阪の各施設に常置。 ③ 京阪電鉄を通じて京都市内の小中学校にリーフレットを送付。 ④ 各種イベント（造幣局 I N等）会場においてリーフレットを配布。 ⑤ 依頼があった旅行関連会社等にリーフレットを送付。 ⑥ 情報誌等からの依頼により、工場見学についての情報を提供。
東京支局	<ul style="list-style-type: none"> ① 東門受付にリーフレットを常置。 ② リーフレットを豊島区の施設（区役所、観光情報センター、図書館、舞台芸術センター（あうるすぽっと）、郷土資料館）、国立印刷局（お金と切手の博物館、王子展示室）、日本銀行金融研究所「貨幣博物館」、近隣博物館（古代オリエント博物館、紙の博物館）、金融機関設置の資料館（三菱東京UFJ銀行貨幣資料館、七十七銀行金融資料館など8箇所）に常置。 ③ 豊島区官公庁等連絡協議会に対して、工場見学のPR。 ④ 豊島区ホームページ“企業支援サイト”への掲載。 ⑤ 各種イベント（東京国際コイン・コンヴェンション、くらしフェスタ東京、造幣東京フェア、等）会場においてリーフレットを配布。 ⑥ 依頼があった旅行関連会社にリーフレットを送付。 ⑦ 過去に見学申込があった旅行会社にリーフレットを送付。 ⑧ 過去に見学申込があった学校にリーフレットを送付。 ⑨ 情報誌等からの依頼により、工場見学についての情報を提供。
広島支局	<ul style="list-style-type: none"> ① 造幣展示室にリーフレットを常置。 ② 広島市役所、平和公園内レストハウス及び佐伯区役所にリーフレットを常置。 ③ 依頼があった旅行関連会社にリーフレットを送付。 ④ 情報誌等からの依頼により、工場見学についての情報を提供。

2. 工場見学会の実施

春休み、夏休みやイベントに合わせた工場見学会を企画し、次のとおり実施した。

件 名	内 容	実 施 日	参加人数
春休み親子工場見学会（本局）	春休み期間中に、親子工場見学会を実施した。通常の工場見学に加えて、ミニ講座や貨幣に関するクイズを行い、小学生等の子ども向けに解りやすく造幣局の事業を紹介した。	4月5日	111人
親子工場見学会（本局）	小学校の振替休日が見込まれる月曜日（6月の日曜参観と10月の運動会）に親子工場見学会を実施した。通常の工場見学に加えて、ミニ講座や貨幣に関するクイズを行い、小学生等の	6月13日 10月3日	56人 70人 計126人

		子ども向けに解りやすく造幣局の事業を紹介した。		
	第9回大阪コインショー工場見学会（本局）	大阪コインショーの会場において、来場者を対象とした当日受付（事前予約なし）による工場見学会を実施した。	6月24日	100人
	夏休み親子工場見学会（本局）	夏休み期間中に、親子工場見学会を実施した。通常の工場見学に加えて、ミニ講座や貨幣に関するクイズを行い、小学生等の子ども向けに解りやすく造幣局の事業を紹介した。	7月27日 8月2日 8月29日	85人 55人 94人 計234人
	子どもと学ぶ夏休み金融・株式スクール（本局）	夏休み期間中に、日本証券業協会、大阪証券取引所、大阪府金融広報委員会、日本銀行大阪支店と共催で、小学生の親子、中学生の親子（又は友人同士）を対象とした標記スクールを開催し、そのプログラムの中で工場見学を行った。	7月28日 8月1日	46人 43人 計89人
	夏休み特別工場見学会（広島支局）	夏休み期間中に、当日受付（事前予約なし）による工場見学会を実施した。見学終了後は、造幣事業や貨幣に関するクイズを行い、工場見学者に造幣局の事業等を紹介した。	8月8日 8月9日 8月10日	412人 514人 410人 計1,336人
	子ども霞ヶ関見学デー特別工場見学会（東京支局）	文部科学省をはじめとした府省庁等が連携して主催する同イベントにおいて、財務省からの依頼に基づき造幣局東京支局の見学会を実施した。	8月18日	59人
	造幣東京フェア特別工場見学会（東京支局）	造幣局東京支局構内で開催した造幣東京フェアにおいて、フェア来場者を対象とするプルーフ貨幣製造工程見学会を実施した。	10月22日 10月23日	1,709人 2,309人 計4,018人
	子どもと学ぶ春休み金融・株式スクール（本局）	春休み期間中に、日本証券業協会、大阪証券取引所、大阪府金融広報委員会、日本銀行大阪支店と共催で、小学生の親子を対象とした標記スクールを開催し、そのプログラムの中で工場見学を行った。	3月26日 3月27日	34人 42人 計76人

3. 平成23年度における本支局全体の工場見学者数は76,786人であった。

(参考) 過去5年間の工場見学者数

(単位:人)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
本局	26,164	11,444	28,092	31,835	39,513
東京支局	33,981	27,871	32,592	29,056	28,552
広島支局	4,601	6,438	7,504	7,424	8,721
合計	64,746	45,753	68,188	68,315	76,786

(注) 平成20年度については、本局の造幣博物館の改修期間中(平成20年3月～21年3月末)、工場見学の入場者を安全管理の観点から団体中心とすることとしたこともあり、工場見学者数は前年度を大きく下回っている。

○造幣博物館の展示内容の充実の状況

1. 造幣博物館は、開館40周年を記念した改修により、来館者が光や音の演出で貨幣の歴史を体感できる体験型展示をはじめとする展示方法の一新及びバリアフリー化を行い、平成21年4月28日にリニューアルオープンした。

展示内容については、話題性のある貨幣としてロンドンオリンピック記念貨幣を加えるなど、充実に努めた。

また、造幣博物館の収蔵品を広く国民に紹介するため、次のとおり特別展を開催するとともに、できるだけ多くの方々に来館していただけるよう、期間中は土日も開館した。

(参考) 平成23年度に開催した特別展等

イベント	日程	入館者数
「花のまわりみち」期間中の休日開館(広島支局)	4月17日・18日	10,740人
大塚駅主催「駅からハイキング・ウォーキングイベント」に伴う休日開館	6月11日	895人
第9回大阪コインショーに伴う休日開館(本局)	6月25日・26日	274人
特別展「江戸時代の珍しい収蔵品展 手本金と玩賞貨幣」(本局)	8月19日～31日	3,525人
造幣東京フェア2011(東京支局)	10月23日・24日	2,231人
特別展「世界の珍しい貨幣展～いろんな模様の貨幣があるよ～」(広島支局)	11月12日・13日	1,346人
「関西文化の日」休日開館(本局)	11月19日・20日	674人
特別展「国際コイン・デザイン・コンペティション(ICDC)2011応募作品展」(本局)	3月24日～4月5日	2,408人

2. 平成23年度の造幣博物館等入館者数は、123,470人であった。

(参考) 過去5年間の造幣博物館等の入館者数

(単位：人)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
造幣博物館	40,047	23,317	46,472	49,872	56,546
造幣東京博物館	39,207	33,296	39,920	34,701	35,606
広島造幣展示室	18,342	43,520	29,352	31,177	31,318
合計	97,596	100,133	115,744	115,750	123,470

○国民と直接触れ合う機会の設定の状況

1. 造幣局IN等のイベント

造幣事業を広く国民の皆様にご紹介し、理解を深めていただく機会として、全国の都市を回り造幣局が開催する造幣局INを開催するとともに、貨幣業者団体等が主催するイベントなどに後援・出展した。

また、地方自治法施行60周年記念貨幣が発行される県においては「地方自治記念貨幣展」等を開催し、記念貨幣及びその石膏原版のレプリカ等を展示して、対象県での記念貨幣の周知を図った。

(参考1) 平成23年度に後援・出展したイベント等

イ ベ ン ト	日 程	入場者数
① 造幣局主催		
桜の通り抜け(本局)(注1)	4月14日～20日	333,420人
花のまわりみち(広島支局)	4月15日～21日	60,258人
地方自治記念貨幣展(富山) ※	6月4日～6日	—
造幣局IN鳥取 ※	7月6日～12日	2,406人
地方自治記念貨幣展(熊本) ※	7月22日～24日	—
地方自治記念貨幣展(滋賀) ※	8月26日～28日	—
地方自治記念貨幣展(岩手) ※	10月8日～10日	—
造幣東京フェア(東京支局)	10月22日～23日	6,249人
地方自治記念貨幣展(秋田) ※	11月3日～6日	—
地方自治法施行60周年記念貨幣展(沖縄) ※	3月16日～18日	—
② 造幣局後援・出展		
東京国際コイン・コンヴェンション (ICDC表彰式)(注2)	4月29日～5月1日	10,100人
大阪コインショー	6月24日～26日	2,850人
世界の貨幣まつり(名古屋)	1月26日～30日	—
③ 造幣局・国立印刷局・(財)印刷朝陽会共催		

	お金と切手の展覧会（盛岡）	8月17日～23日	5,260人
④	造幣局出展		
	わかやま商工まつり	10月8日～9日	27,500人
	としまものづくりメッセ	3月1日～3日	17,094人

（注1）桜の通り抜けについては、東日本大震災の被災地を考慮し中止することも考えられたが、大勢の方々が心待ちにしている行事であることなどから、夜間ライトアップは中止して開催した。

（注2）I CDC（国際コイン・デザイン・コンペティション）表彰式は、後出「Oデザイン力の強化に向けた取組状況」の「3.」を参照。

（注3）※印は地方自治法施行60周年記念貨幣が発行される県で開催したイベントを示す。なお、地方自治記念貨幣展は、沖縄での開催よりイベント名を地方自治法施行60周年記念貨幣展に改めた。

（参考2）桜の通り抜け・花のまわりみちにおける募金箱の設置

桜の通り抜けにおいて、東日本大震災の被災地を支援するため募金箱を設置し、来場者からお預かりした募金 11,971,437 円を日本赤十字社大阪府支部にお渡しした。

花のまわりみちにおいても同様に募金箱を設置し、949,203 円を日本赤十字社広島県支部にお渡しした。

2. 出張造幣局の実施

造幣事業及び貨幣に関する知識や理解を深めてもらうために、大阪府下の小中学校等に造幣局職員が出向き、授業時間等を利用して貨幣の製造工程・お金の役割の説明、造幣事業のビデオ鑑賞等を行う出張造幣局を、平成23年度に3校及び2施設で行った。

また、「出張造幣局」の案内を近隣府県の市教育委員会へ送付するなど周知を図った。

（参考）平成23年度における出張造幣局の実施実績

訪問先	実施日	参加者
1. 大阪府立大型児童館（ビッグバン）	6月19日	約120人
2. （社）中津川法人会青年部会	8月24日	44人
3. 堺市立竹城台東小学校5・6年生	11月4日	84人
4. 大阪市立滝川小学校5年生	11月30日	35人
5. 大阪府立茨木支援学校	1月25日	18人

3. 講演活動

講演活動は、造幣博物館に収蔵されている貨幣（和同開珎から大判・小判等の古銭）や造幣局が製造してきた貨幣及びお金にまつわる話について、当局の職員が依頼先に出向いて講演を行うもので、平成23年度においては42件実施し、好評を博した。

(参考) 平成23年度における講演実績

出張講演先	講演日	参加者
1. 大阪タカラ販売(株)営業所社員	4月27日	95人
2. 西成区いちょう会	5月25日	76人
3. 岸和田市立常盤小学校6年生	6月24日	143人
4. 大阪府五団体協議会メンバー	6月25日	42人
5. 八尾市立南高安小学校6年生	7月4日	154人
6. NPO遺族支えあいネットワーク	7月9日	48人
7. 大阪商業大学石上教授ゼミ学生	7月14日	127人
8. 賀古の里大学OB「悠の会」	7月29日	172人
9. 岐阜信用金庫金融セミナー	8月2日	24人
10. 中・高校社会科担当教師(大阪府)	8月4日	42人
11. 倉敷市立真備図書館親子教室	8月10日	28人
12. お金と切手の展覧会(盛岡)	8月21日	30人
13. 北豊島小学校6年生	9月12日	89人
14. 大阪府高齢者大学同窓会八尾	9月13日	58人
15. MICビジネススクール受講者	9月16日	31人
16. 異業種経営者研修会	9月21日	25人
17. 福井市立郷土歴史博物館 親子教室(ワークショップ)	9月24日・25日	52人
18. 西宮市老人クラブ	9月30日	23人
19. 箕面市箕面シニア塾塾生	10月3日	36人
20. 門真市歴史資料館歴史研究会会員	10月16日	38人
21. 八尾市生涯学習市民講座	10月22日	65人
22. 佐伯区民まつり参加者	11月12日・13日	82人
23. 高槻市立北清水小学校4年生	11月18日	75人
24. 松原市立松原西小学校4年生	11月25日	65人
25. 宝塚市立逆瀬台小学校6年生	11月25日	52人
26. 神戸市生涯学習支援センター老人大学	12月16日	130人
27. 交野市立旭小学校6年生	12月19日	88人
28. 高石市立高石中学校1年生	1月25日	180人
29. MICビジネススクール受講者	1月27日	15人
30. 手話サークル虹	1月31日	21人
31. 八尾市立高美中学校1年生	2月10日	150人
32. 活動推進会市民学級	3月13日	70人

(以下、造幣博物館内で講演)

1. 親子工場見学会	4月5日	113人
2. シニアCITYカレッジ	4月6日	46人
3. 親子工場見学会	7月27日	91人
4. 大阪及び京都歴史研究会員	8月3日	17人
5. いずみ市民生協LPAの会	8月26日	30人
6. 親子工場見学会	8月29日	110人
7. 神戸婦人大学卒業生	9月28日	28人
8. 詩吟の会「翠川会」会員	9月29日	27人
9. 親子工場見学会	10月3日	44人
10. 富雄公民館生涯学習会員	10月13日	25人

延べ参加者 2,857人

4. 小・中学生等への分かりやすい情報提供

子供達に貨幣や造幣局に対する関心を深めてもらうため、かつて大蔵省印刷局（当時）が発行した小冊子「貨幣なぜなぜ質問箱」を造幣局でリニューアルし、小・中学生を対象に配布することとした。名称を「キラキラ☆コインズ探検隊」と改め、平成24年3月に完成させたところであり、平成24年度から造幣局が主催するイベントや工場見学者に無償で配布する予定としている。

また、小・中学校生向けに分かりやすく解説した事業案内ビデオの貸出を行っている（平成23年度実績23件）。

さらに、子供達に造幣事業の周知を図るとともに、偽造防止技術の紹介により貨幣の大切さなどについて理解を深めてもらうため、偽造防止技術、地方自治記念貨幣、クイズなどを盛り込んだパンフレットを作成し、造幣局が主催するイベント等で配布した。

（本局）

東京支局においては、夏休み期間中、子供達の自由研究の材料となるよう「5種類の貨幣豆知識」（リーフレット）を作成し、パンフレットスタンドに設置した。

5. 造幣局1日デザイン教室の開催

東日本大震災復興事業記念貨幣のデザイン公募期間中、工芸職員が小学校を訪問し、デザイン公募についてお知らせするとともに、貨幣の製造工程の説明などを通じて貨幣デザインの描き方をわかりやすく説明し、子供たちに貨幣に対して親しんでいただくとする趣旨の造幣局1日デザイン教室を開催した。

復興を推進する前向きな力の一助になれることを願い、以下のとおり、本局所在地である大阪市のほか、東日本大震災で甚大な被害を受けた地域を中心に開催した。

場 所	開催日	対 象
1. 大阪府大阪市立滝川小学校	2月24日	5年生1クラス
2. 福島県福島市立瀬上小学校	2月28日	6年生3クラス

3. 福島県桑折町立睦合小学校	2月29日	5年生・6年生合同1クラス
4. 宮城県仙台市立荒町小学校	3月1日	5年生2クラス
5. 岩手県釜石市立平田小学校	3月6日	6年生1クラス
6. 福島県福島市立荒井小学校	3月7日	5年生2クラス

○通貨関係当局と連携した現金取扱機器の製造業者等への情報の提供状況

前出の「○内外における貨幣の動向についての調査の状況」にあるとおり、日本自動車販売機工業会との技術交流会及び現金取扱機器製造業者や警備輸送会社との情報・意見交換を行っている。

(5) 国際対応の強化

○国際対応の強化の取組状況

1. 前出の「○内外における貨幣の動向についての調査の状況」等で説明したとおり、アジア造幣局技術会議及びMDC技術委員会等への参加、海外造幣局等との個別会合の開催等を通じて積極的に国際対応を行い、また、それらの成果に係る報告書等については局内での共有化及び財務省への提供を行うことにより、通貨行政や貨幣の製造等について国際的な水準を維持するように努めた。
2. 海外造幣局等から、偽造防止技術を含む貨幣製造技術に関する照会を受けており、財務省に情報を提供しつつ、可能な限りの協力を行っている。平成23年度においては、前出の「○造幣事業に関する国際交流の状況」で説明したとおり、インドネシア造幣局職員に対し技術指導を行った。

(6) デザイン力の強化

○デザイン力の強化に向けた取組状況

1. 外部専門家からの指導

平成20年度に始まった地方自治法施行60周年記念貨幣事業は、平成28年度までの間に47都道府県ごとに千円と500円の2貨種の記念貨幣を発行するものであり、貨幣のデザインについては、全国共通面の2種類の他、47の都道府県面の94種類を制作することとなっている。

これらの都道府県面のデザインは、貨幣の形状、字体など最低限のデザインの統一性は確保しつつ、デザインの選定にあたり各都道府県の創意工夫を尊重することとし、幅広く関心を持ってもらえるよう、各都道府県を代表するような風物、イベント等を織り込んだものとする事とされており、各都道府県と連携しつつ、平成20年1月に設置した「記念貨幣のデザイン等に関する検討会」の意見を踏まえて制作している。

平成23年度には、岩手県（平泉の文化遺産）、秋田県（白瀬中尉の南極探検100周年）、滋賀県（マザーレイク 恵み豊かな琵琶湖）、神奈川県（武家の古都・鎌倉）、宮崎県（宮崎県庁本館の景観重要建造物指定）及び沖縄県（沖縄復帰40周年）のデザイン計12種類が決定した。

貨幣のデザインに加えて、これらの貨幣を収納するパッケージなど数多くのデザインを制作しており、平成23年度におけるデザイン業務も多忙を極めたが、担当職員は我が国を代表する芸術家の方からの意見・指導を受けながら意欲的に業務に取り組んでおり、デザイン力は向上している。

(参考1)「記念貨幣のデザイン等に関する検討会」メンバー

池田 政治 東京藝術大学美術学部長

中川 衛 金沢美術工芸大学教授、重要無形文化財保持者

◎宮田 亮平 東京藝術大学学長

郵便事業株式会社 切手デザイン担当部長

財務省理財局国庫課長

総務省自治行政局行政課長

都道府県責任者

(注) ◎：座長

(参考2)「記念貨幣のデザイン等に関する検討会」の実施状況

—	実施日	検討事項
第10回	平成23年8月3日	神奈川県分、宮崎県分、沖縄県分
第11回	平成24年1月30日	栃木県分、兵庫県分、大分県分

2. 外部研修の受講等

斬新なアイデアと優れた技術を習得させるため、デザイン担当職員1名をアメリカ・ニューヨークの美術大学への1年間の留学に派遣し、グラフィック表現、世界一流のデザイナーの技術的、感覚的なデザイン等について学ばせた。

3. 国際コイン・デザイン・コンペティションの開催

平成10年より、貨幣デザインの芸術性の向上に寄与することを目的に、造幣局で国際コイン・デザイン・コンペティション（ICDC）を開催している。最優秀作品に選ばれたデザインについては、造幣局において、メダルを製造し、販売している。

ICDC2011は、一般部門には16か国から127作品、学生部門には7か国から174作品の応募があり、最優秀賞にはスロヴァキアからの作品が、優秀賞にはウクライナからの作品がそれぞれ選ばれた。また、佳作にはスロヴァキア、ブラジル及びウクライナからの作品が、学生部門のフューチャー賞には日本からの作品が、審査委員特別賞にはブルガリア及び日本からの作品が、それぞれ選出された。

これらの作品に触れることは、デザインを担当する職員にとって良い刺激となっている。

4. 東日本大震災復興事業記念貨幣のデザイン公募

平成27年度に発行される東日本大震災復興事業記念貨幣については、デザインを国

	<p>内外から広く募ることとなり、財務省と造幣局が、平成24年2月22日から同年3月21日までの間、募集を行った。その結果、全国43都道府県、海外13か国からの応募があり、一万円金貨幣で1,214点、千円銀貨幣で1,459点のデザインが集まった。</p> <p>これらのデザインについて、3月29日に財務省及び造幣局により予備審査を行い、金貨幣と銀貨幣各36点の最終選考作品を選出した。最終選考作品については財務省及び造幣局のホームページに掲載するとともに、財務省のホームページにおいてアンケートを実施した。</p> <p>その後、5月14日に開催したデザイン検討会による審議を経て、金貨幣と銀貨幣のデザイン各3点を選定した。</p> <p>(参考) 東日本大震災復興事業記念貨幣デザイン検討会審査員 池田 政治 東京藝術大学美術学部長 中川 衛 金沢美術工芸大学教授、重要無形文化財保持者 ◎宮田 亮平 東京藝術大学学長</p> <p>岩手県担当者 宮城県担当者 福島県担当者 復興庁担当者 財務省担当者 (注) ◎ : 座長</p>
<p>評価の指標</p>	<p>(1) 貨幣の動向に関する調査と貨幣に関する企画 ○内外における貨幣の動向についての調査の状況 ○貨幣の種類、様式等に関する改善についての検討状況 ○記念貨幣についての調査・検討の状況</p> <p>(2) 偽造防止技術等の効率的かつ効果的な研究開発等 ○調査及び研究開発の基本計画の立案状況 ○調査及び研究開発の実施状況 ○種々の情報の調査・収集状況 ○調査・収集した情報のデータベース化の状況 ○得られた情報の、行政部門を含む国民各層への還元等の活用状況 ○造幣事業に関する国際交流の状況 ○国内外の会議・学会等での発表・参画件数 ○研究開発の事前、中間、事後評価の状況 ○事後評価を踏まえた研究開発計画の見直しの状況</p> <p>(3) 海外当局との情報交換、通貨の真偽鑑定等 ○内外の通貨関係当局及び捜査当局等との情報交換の状況 ○通貨偽造事件に際しての真偽鑑定のための組織及び内外当局との協力体制の整備の状況</p>

	<p>(4) 貨幣の信頼の維持等に必要な情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ホームページの内容の充実の状況 ○ホームページによる情報提供の状況 ○工場見学の受入の状況 ○造幣博物館の展示内容の充実の状況 ○国民と直接触れ合う機会の設定の状況 ○通貨関係当局と連携した現金取扱機器の製造業者等への情報の提供状況 <p>(5) 国際対応の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国際対応の強化の取組状況 <p>(6) デザイン力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○デザイン力の強化に向けた取組状況 				
<p>評価等</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%; text-align: center;">評 定</th> <th style="text-align: left;">(理由・指摘事項等)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">A</td> <td> <p>内外における貨幣の動向等について、各種の会議、研究会に出席するなどして調査・検討を行うとともに、種々の情報はデータベース化した。なお、国内外の会議、学会等での発表・参画件数については、目標である中期計画の期間中50件以上に対し、平成23年度末において46件となった。</p> <p>偽造防止等の研究開発については、「新しい偽造防止技術の研究開発」、「新製品開発に寄与する研究開発」及び「各事業分野に共通する合理化・効率化に寄与する研究開発」の3つの方針に基づき策定された研究開発計画にしたがって実施されており、平成23年度に実用化・製品化されたものにチタン発色技術、梨地加工技術がある。</p> <p>インドネシア造幣局職員4名に対し、技術研修を実施した。</p> <p>工場見学に関する取材等にも積極的に対応して、多くの情報誌やホームページなどに紹介された結果、工場見学者数、造幣局博物館への入場者数は増加している。</p> <p>将来の外国貨幣の受注に備えるため、各種調査を行っている。</p> <p>外部専門家からの指導を受け、デザイン力の強化に向けて取り組んでいる。</p> <p>子供たちに貨幣や造幣局に対する関心を深めてもらうための小冊子の作成及び事業案内ビデオの貸出しを行った。また、東日本大震災復興事業記念貨幣のデザイン公募期間中、子供たちに貨幣に対する親しみを持っていただくことを目的として、東日本の地域を中心に造幣局1日デザイン教室を開催した。</p> <p>以上を総合的に勘案して、本項目の評定をAとする。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	評 定	(理由・指摘事項等)	A	<p>内外における貨幣の動向等について、各種の会議、研究会に出席するなどして調査・検討を行うとともに、種々の情報はデータベース化した。なお、国内外の会議、学会等での発表・参画件数については、目標である中期計画の期間中50件以上に対し、平成23年度末において46件となった。</p> <p>偽造防止等の研究開発については、「新しい偽造防止技術の研究開発」、「新製品開発に寄与する研究開発」及び「各事業分野に共通する合理化・効率化に寄与する研究開発」の3つの方針に基づき策定された研究開発計画にしたがって実施されており、平成23年度に実用化・製品化されたものにチタン発色技術、梨地加工技術がある。</p> <p>インドネシア造幣局職員4名に対し、技術研修を実施した。</p> <p>工場見学に関する取材等にも積極的に対応して、多くの情報誌やホームページなどに紹介された結果、工場見学者数、造幣局博物館への入場者数は増加している。</p> <p>将来の外国貨幣の受注に備えるため、各種調査を行っている。</p> <p>外部専門家からの指導を受け、デザイン力の強化に向けて取り組んでいる。</p> <p>子供たちに貨幣や造幣局に対する関心を深めてもらうための小冊子の作成及び事業案内ビデオの貸出しを行った。また、東日本大震災復興事業記念貨幣のデザイン公募期間中、子供たちに貨幣に対する親しみを持っていただくことを目的として、東日本の地域を中心に造幣局1日デザイン教室を開催した。</p> <p>以上を総合的に勘案して、本項目の評定をAとする。</p>
評 定	(理由・指摘事項等)				
A	<p>内外における貨幣の動向等について、各種の会議、研究会に出席するなどして調査・検討を行うとともに、種々の情報はデータベース化した。なお、国内外の会議、学会等での発表・参画件数については、目標である中期計画の期間中50件以上に対し、平成23年度末において46件となった。</p> <p>偽造防止等の研究開発については、「新しい偽造防止技術の研究開発」、「新製品開発に寄与する研究開発」及び「各事業分野に共通する合理化・効率化に寄与する研究開発」の3つの方針に基づき策定された研究開発計画にしたがって実施されており、平成23年度に実用化・製品化されたものにチタン発色技術、梨地加工技術がある。</p> <p>インドネシア造幣局職員4名に対し、技術研修を実施した。</p> <p>工場見学に関する取材等にも積極的に対応して、多くの情報誌やホームページなどに紹介された結果、工場見学者数、造幣局博物館への入場者数は増加している。</p> <p>将来の外国貨幣の受注に備えるため、各種調査を行っている。</p> <p>外部専門家からの指導を受け、デザイン力の強化に向けて取り組んでいる。</p> <p>子供たちに貨幣や造幣局に対する関心を深めてもらうための小冊子の作成及び事業案内ビデオの貸出しを行った。また、東日本大震災復興事業記念貨幣のデザイン公募期間中、子供たちに貨幣に対する親しみを持っていただくことを目的として、東日本の地域を中心に造幣局1日デザイン教室を開催した。</p> <p>以上を総合的に勘案して、本項目の評定をAとする。</p>				

第 2 期中期目標期間における調査及び研究開発の基本計画

独立行政法人造幣局は、「独立行政法人造幣局の中期計画」に基づき、第 2 期中期目標期間（平成 20 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日までの 5 年間）における調査及び研究開発の基本計画を次のように定める。

1. 調査及び研究開発の基本方針

第 2 期中期目標期間における調査及び研究開発については、第 1 期と同様、引き続き「新しい偽造防止技術の研究開発」、「新製品開発に寄与する研究開発」及び「各事業分野に共通する合理化・効率化に寄与する研究開発」の 3 つを基本方針とする。

なお、偽造問題は近年沈静化してはいるものの、偽造防止技術に関する研究開発は最重要課題であることに変わりはないことから、「新しい偽造防止技術の研究開発」を上記 3 つの基本方針の中の最重要課題と位置付けることとする。

また、「新製品開発に寄与する研究開発」及び「各事業分野に共通する合理化・効率化に寄与する研究開発」についても、各事業の発展に寄与し得る新製品開発や効率化・高品質化に資する研究成果が得られるよう、鋭意取り組むこととする。

2. 具体的な研究開発計画の策定・実施

各年度に行う具体的な研究開発計画の策定にあたっては、上記の基本方針を踏まえ、さらに次の 5 つの事項も勘案しつつ行い、これを確実に実行するものとする。

(1) 第 1 期中期目標期間中の研究成果の勘案

第 1 期中期目標期間で行った研究テーマの成果及び進捗状況を十分に踏まえた上で、新しい研究テーマの策定を行う。

(2) 実用性の重視

研究開発部門の役割としては、新技術等を製品に盛り込み国民へ提供する、又は製造部門への確実な技術移転を行う、の二つの点が重要と考えていることから、研究成果が実用化されることを最優先に考えて取り組むこととする。

(3) I T 技術の活用

近年の I T 技術の急速な発展を勘案し、研究テーマへの積極的な活用を図る。

(4) 費用対効果の勘案

研究開発、特に偽造防止技術に関する研究は費用対効果の算定が難しいものが多いが、極力費用対効果を勘案した研究の実施に心掛ける。

(5) 民間からの技術導入

偽造防止技術の中核技術であり情報漏えいの観点から好ましくないものを除き、民間技術の導入も積極的に図るものとする。

3. 研究開発の評価

定期的実施する研究管理会議により、事前、中間、事後の評価を確実に
行い、その結果に基づき必要に応じて各年度に行う具体的な研究開発計画の
見直しを行うこととする。

4. 第2期中期目標期間の指標

国内外の会議、学会等での発表・参画を50件以上とする。

独立行政法人造幣局 事業年度評価の項目別評価シート（８）

大項目：Ⅱ. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

中項目：2. 貨幣の製造等

小項目：（１）貨幣の製造

中期目標	<p>造幣局は、①製造量の減少にも対応し得る製造体制の合理化、効率化を図りつつ、財務大臣の定める貨幣製造計画を確実に達成すること、②緊急の場合を含め当初予見し難い製造数量の増減などによる製造計画の変更にも対応できる柔軟で機動的な製造体制を構築すること、③効率的に高品質で純正画一な貨幣を製造すべく製造工程における損率の改善に努めるとともに品質検査を徹底すること、④局内横断的にコスト管理の適正化に努め、コストの抑制を図ること、⑤環境問題への適切な対応に努めることが求められる。</p> <p>製造等にあたっては、国家機密としての性格を有する偽造防止技術について、カウンターインテリジェンス（情報防衛）的な観点も含めた情報管理を徹底するものとする。</p> <p>（注）損率とは、製造工程中の投入重量に対する減少重量の比率をいう。</p>
中期計画	<p>以下の点に留意して、高品質で純正画一な貨幣を確実に製造します。</p> <p>① 財務大臣の定める製造計画の達成</p> <p>作業の進捗管理、在庫管理等については、生産管理システム及びERPシステムの運用により、期日管理を含めた生産管理体制の一層の充実強化を行うとともに、設備管理について保守点検を厳格に行い、貨幣の製造量の減少にも対応しうる製造体制の合理化、自動化機械の活用をはじめとして、作業方法の見直しによる効率化を図りつつ、貨幣を安定的かつ確実に製造し、今後とも財務大臣の定める製造計画を確実に達成します。</p> <p>② 柔軟で機動的な製造体制の構築</p> <p>緊急の場合を含め当初予見しがたい貨幣製造数量の増減や記念貨幣の追加発行などによる製造計画の変更にも対応できる柔軟で機動的な製造体制の構築に努めます。また、業務運営の一層の効率化の観点から、今後の運営状況を踏まえ、組織・規程の見直しについて継続的に検討を行います。</p> <p>そのため、貨幣部門においては技能研修を実施し、幅広い業務に関する知識や技能を習得した職員を養成します。</p> <p>③ 高品質で純正画一な貨幣の効率的な製造</p> <p>品質マネジメントシステムISO9001を活用し、品質管理体制を充実させ、引き続き純正画一な貨幣の製造を行い、今後とも、納品後の返品件数ゼロを維持します。</p> <p>また、不良品の発生等、製造工程上のトラブルが発生した場合には、原因の究明、対応策の検討、製造工程へのフィードバック等の一連の対応を迅速に実施します。製造工程における損率の改善を図ります。損率改善の指標として500円ニッケル黄銅貨幣の歩留を</p>

	<p>採用することとし、本中期目標期間中の歩留の平均が前中期目標期間中の実績の平均値を上回るよう努めます。</p> <p>④ 局内横断的なコスト管理 ERPシステムの活用などにより、局内横断的なコスト管理の適正化に努め、コストの抑制を図ることとします。</p> <p>⑤ 貨幣製造に係る情報管理 貨幣の製造に当たっては、国家機密としての性格を有する偽造防止技術について、カウンターインテリジェンス（情報防衛）的な観点も含めた情報管理を徹底します。</p> <p>⑥ 環境問題への適切な対応 温室効果ガス排出量の削減に向けた設備投資や省資源・省エネルギー対策の実施などにより、地球温暖化などの環境問題に対応し、引き続き環境に配慮した製造を行います。 (Ⅶ. 4「環境保全に関する計画」参照)</p>
<p>(参考) 年度計画</p>	<p>① 財務大臣の定める製造計画の達成 作業の進捗管理、在庫管理等については、生産管理システム及びERPシステムから得られる在庫管理、生産管理の各データを活用して、貨幣の製造量の減少にも対応し、効率的な作業計画を迅速に策定します。 溶解・圧延工程については、設備の安定稼働に努めるとともに、溶解設備の更新を進め、安定的かつ確実な製造体制を維持します。また、貨幣の計数・袋詰め工程の自動化を着実に進め、効率化を図ります。 なお、平成22年度に引き続き、市中から回収された500円貨について、再使用することが適当な貨幣を選別し納品することとします。 これらによって、貨幣を安定的かつ確実に製造し、今後とも財務大臣の定める製造計画を確実に達成します。</p> <p>② 柔軟で機動的な製造体制の構築 緊急の場合を含め当初予見しがたい貨幣製造数量の増減や記念貨幣の追加発行などによる製造計画の変更にも対応できる柔軟で機動的な製造体制の構築に努めます。また、業務運営の一層の効率化の観点から、今後の運営状況を踏まえ、組織・規程の見直しについて継続的に検討を行います。 そのため、貨幣部門においては溶解工程から圧印検査工程まで幅広い業務に関する知識や技能を取得している職員を養成するため、貨幣部門における総合技能研修を今後とも引き続き実施します。</p> <p>③ 高品質で純正画一な貨幣の効率的な製造 造幣局は財務省に納品する貨幣については、品質マネジメントシステムISO9001を活用</p>

	<p>し、厳格な品質管理のもと、純正画一な貨幣の製造を行い、納品後の返品件数ゼロを維持します。</p> <p>また、不良品の発生等、製造工程上のトラブルが発生した場合には、原因の究明、対応策の検討、製造工程へのフィードバック等の一連の対応を迅速に実施します。製造工程における損率の改善を図り、その指標として採用した500円ニッケル黄銅貨幣の歩留について、平成23年度の歩留が前中期目標期間中の実績の平均値を上回るよう努めます。</p> <p>④ 局内横断的なコスト管理 ERPシステムの活用などにより、局別・工程別の月次の差異分析を行い、貨種ごとの標準原価改定において適正なコスト管理に努め、コストの抑制を図ります。</p> <p>⑤ 貨幣製造に係る情報管理 貨幣の製造に当たっては、国家機密としての性格を有する偽造防止技術について、厳格な情報管理を徹底します。</p> <p>⑥ 環境問題への適切な対応 温室効果ガス排出量の削減に向けた設備投資や省資源・省エネルギー対策の実施などにより、地球温暖化などの環境問題に対応し、引き続き環境に配慮した製造を行います。</p>
<p>業務の実績</p>	<p>①財務大臣の定める製造計画の達成</p> <p>平成23年度においても、財務大臣の定める貨幣製造計画に従って8億268万4千枚の貨幣を製造し、計画を確実に達成した。なお、市中から回収された500円貨について、再使用することが適当な貨幣を選別して納品する取組を平成21年度から実施しており、平成23年度は1億8,220万枚の選別作業を行い、3,000万枚を納品した（貨幣製造枚数8億268万4千枚に選別納品3,000万枚を含む。）。</p> <p>生産管理体制の充実強化等の具体的な取組状況は以下のとおりである。</p> <p>○生産管理システム及びERPシステムの運用による生産管理体制の充実強化の状況</p> <p>1. 生産管理システム及びERPシステムを活用し、工程毎の製造作業等の進捗状況に係るデータをロット単位等で細かく収集・分析することにより、生産管理を徹底した。</p> <p>これにより、夏期の電力不足に対応するために作業計画の変更を行う際にも、迅速に対応することができた（作業計画の変更内容については、後出「○製造計画の変更にも対応できる柔軟で機動的な製造体制の構築状況」を参照）。</p> <p>2. ERPシステムを利用して、年度開始時に、原価分析の精度向上のため、過去のデータを用いて貨幣製造の各工程における作業実態に応じて標準原価を見直した。また、年間を通じて、製造原価の計画値と実際の作業による実績値の差異を把握し、原因を分析し、効率的な作業に努めた。</p>

3. ERPシステムを利用して、月毎の在庫状況を把握するとともに、四半期毎の材料別形態別在庫情報をイントラネットに掲載し、在庫情報の共有化を進めた。

○設備の保守点検の状況

予防保全に重点を置いて、日常点検等を行うほか、定期的に作業計画等情報を共有化し、安定操業のための日常的な取組を継続した。

また、保全担当部門の技能等の向上に加え、設備等の運転部門の職員による自主保全活動を継続した。

なお、設備の経年劣化により故障が多くなっている溶解工程については、平成23年3月に新溶解設備購入の契約を締結し、平成25年3月の完成に向けて導入計画を進めているところである。

(参考) 溶解・圧延工程故障実績の推移

区 分	故障件数	停止時間
平成22年度	11件	65時間
平成23年度	5件	34時間

○貨幣の製造量の減少にも対応しうる製造体制の合理化の状況

平成23年度においても、通常貨幣製造工程からプレミアム貨幣製造工程及び貨幣セット組立工程へ、必要に応じて職員を配置換えし、地方自治法施行60周年記念貨幣の製造にあたらせるなど、機動的に人員を配置した。

また、広島支局の圧延工程においては、圧延作業量の減少に対応するため、溶解炉に投入する回収貨幣の開封作業や鋳塊運搬作業を行うなど柔軟な作業体制をとっている。

○自動化機器の活用による効率化の状況

検査済み貨幣を計数機で計数した後、貨幣袋へ詰め、検査年月日等を記した表記紙を付けて封緘し、封緘済み貨幣袋をパレットへ積載し、金庫に格納するまで一連の作業の自動化（自動封入封緘装置の導入）に平成19年度から取り組んでいる。

平成23年度においては、目標とする作業量（1,038千枚/日（500円））及び張り付け人員（2名）の達成に向けて改善を図ってきたところ、概ね達成することができた。平成24年3月には、新たに本局、広島支局に各1台装置を導入した。

○作業方法の見直しによる効率化の取組状況

1. 貨幣の圧印及び検査工程において、圧印機と検査機で2人としていた人員体制について、平成22年度に1.5人体制を試行し、平成23年度からこれを本格実施した。

2. 貨幣用円形を洗浄する工程において、金属表面処理剤の希釈濃度を25%から20%に低減させる取組を行った結果、貨幣の品質を維持しつつ処理剤の使用量を削減することができた。

3. 「科学技術分野の文部科学大臣表彰創意工夫功労者賞」を受賞

貨幣の圧印作業に従事する東京支局の職員3名が、「50円矯正ピンロッドの改善」(50円貨幣の孔を真円に近づけるための治具の改良)により、優れた創意工夫により職域における技術の改善向上に貢献した者として、「平成23年度 科学技術分野の文部科学大臣表彰創意工夫功労者賞」を受賞した。

○貨幣の安定的かつ確実な製造の状況

ERPシステムの活用による生産管理体制及び予防保全に重点を置いた設備の点検・保守を通じた安定操業により、各工程とも計画製出量を達成し、財務大臣の定める製造計画を達成した。また、品質面についても、各作業工程で品質の規格を設定し、ロットごとに品質チェックを行い、規格の範囲内に収まるように工程管理を行った。

その結果、平成23年度においても、財務省(財務局)の検査に全て合格し、納入期日までに製造貨幣を納入した。

○財務大臣の定める製造計画の達成状況

以下のとおり、財務大臣の定めた平成23年度の貨幣製造計画を確実に達成した。

平成23年度 財務大臣が定めた製造計画及び実績

(単位：千枚)

貨幣種別		製造計画 (当初)	製造計画 (H23.12月変更) (実績)
1000円	記念貨	600	600
500円	記念貨	(180) 12,600	(180) 10,740
500円	通常貨	(100) [30,000] 300,000	(108) [30,000] 300,000
100円	通常貨	(100) 250,000	(108) 250,000
50円	通常貨	(100) 1,000	(108) 448
10円	通常貨	(100) 240,000	(108) 240,000
5円	通常貨	(100) 1,000	(108) 448
1円	通常貨	(100) 1,000	(108) 448
計		806,200	802,684

(注) 上段()内書はプルーフ貨、[]内書は選別納品

②柔軟で機動的な製造体制の構築

○製造計画の変更にも対応できる柔軟で機動的な製造体制の構築状況

1. 後出「○貨幣部門における技能研修の実施状況」にあるとおり、柔軟で機動的な製造体制の構築のために、幅広い業務に関する知識や技能を習得した職員を養成することを旨とし、貨幣部門総合技能研修を毎年実施している。
2. 前出「○貨幣の製造量の減少にも対応しうる製造体制の合理化の状況」にあるとおり、作業量に応じて通常貨幣製造工程からプレミアム貨幣製造工程または貨幣セット組立工程へ職員を配置換するなど、人員配置を柔軟かつ機動的に行えるようにしている。
3. 貨幣部門では、現場職員が貨幣需給等の現下の状況を十分に理解し、柔軟かつ機動的な対応を取れるようにすることを目的として、幹部職員が現場職員に状況や課題を説明し、意見交換を行う機会を平成21年度より設けている。
4. 地方自治法施行60周年記念貨幣のうち、平成23年度前半に発行が予定されていた熊本県、富山県及び鳥取県の千円銀貨幣について、東日本大震災の影響及びこれに伴う発行対象県の意向を踏まえ、申込の予定時期及び順番が変更されたが、作業計画の変更に柔軟に対応した。
5. 夏期の電力不足に対応するため、作業計画の変更を行った。最大使用電力を対前年比で18%減とすることを目標とした東京支局においては、通常プルーフ貨幣の製造が東京支局の設備でしか行えないことからこれに特化することとし、地方自治法施行60周年記念銀貨幣の製造を本局にシフトした。また、最大使用電力を対前年度比で10%減とすることを目標とした本局においては、成形工程の作業を電力使用量の大きい白銅貨幣から500円ニッケル黄銅貨幣及び10円青銅貨幣に組み替えた。
6. 緊急改鑄が実施されることとなった場合にも迅速に対応できる貨幣製造体制を整備すべく、圧印機及び貨幣自動検査機を各2台本局から東京支局に移設した。

○貨幣部門における技能研修の実施状況

1. 貨幣製造計画の変更に的確に対応できる柔軟で機動的な製造体制を構築するためには、溶解工程から圧印検査工程までの幅広い業務に関する知識や技能を習得している職員の養成が不可欠となることから、平成23年度においても、10人の技能系職員（本局5人、広島支局5人）を対象に8ヶ月間、貨幣部門総合技能研修を実施した（平成23年7月から平成24年2月まで）。
また、民間企業の実務に学び、その経験を業務に活かすため、以下の製造業企業へ、貨幣部門から5人の技能系職員を2週間程度の期間派遣したほか、作業員個々のスキルアップを図るための外部研修にも積極的に参加させた。

- | | |
|-------------|----------|
| ①住友電気工業株式会社 | 1人（本局） |
| ②住友金属工業株式会社 | 1人（本局） |
| ③株式会社富士製作所 | 1人（本局） |
| ④中国醸造株式会社 | 2人（広島支局） |

2. 前項に挙げた研修や職場でのOJTなどを通じて職員の技能の向上を図っており、平成23年度には、優秀な技能を認められた貨幣部門の職員1名が「なにわの名工」として表彰された。

（注）なにわの名工（大阪府優秀技能者表彰）は、実務経験15年以上かつ満年齢35歳以上で、きわめて優れた技能を有し、その技能が府内において第一人者として認められる者、などの要件を満たす者のうちから、府知事が大阪府優秀技能者表彰審査会の意見を聞いて決定し、表彰するものである。なお、実務経験7年以上かつ満年齢35歳未満の者を対象としたものに、なにわの名工若葉賞（大阪府青年優秀技能者表彰）がある。

③高品質で純正画一な貨幣の効率的な製造

不良品の発生等、製造工程上のトラブルが発生した場合には、原因の究明、対応策の検討、製造工程へのフィードバック等の一連の対応を迅速に行い、継続的に業務改善に取り組んだ結果、以下のとおり、年度計画の損率改善の目標を達成した。

○ISO9001の活用による品質管理体制の充実状況

（ア）偽造・変造に対抗力を持つためには、高品質で純正画一な貨幣を製造し続けなければならない。このため、流通貨幣の品質調査・研究を行いつつ、日々の貨幣製造に当たっては、工程ごとの品質を保持しながら、高い生産効率を求め、製造コストを削減するため、最適な作業計画を策定し、業務を運営している。

（イ）品質管理については、「作業標準」、「作業標準細目」、「作業手順」、「局内試験規程」により作業工程ごとの製品の規格及び検査の基準を定め、厳守を徹底している。

（ウ）これらの品質管理の状況について、ISO9001に基づいて内部監査（平成23年7月及び平成24年1月）及び検証会議（平成23年9月及び平成24年3月）を実施し、品質管理体制を維持した。

○純正画一な貨幣の製造状況

1. 平成23年11月に実施された第140次製造貨幣大試験において、執行官である三谷財務大臣政務官より「平成23年度製造の通常貨幣、記念貨幣及び平成22年度製造の記念貨幣は、すべてその基準を満たし、適正であることが確認された」旨の宣言が行われた。

（参考）第140次製造貨幣大試験の概要

- ・実施日：平成23年11月21日（月）
- ・執行官：三谷財務大臣政務官

- ・対象貨幣：平成22年度に製造した地方自治法施行60周年記念千円銀貨幣（青森県、佐賀県）並びに平成23年度に製造した通常貨幣、地方自治法施行60周年記念千円銀貨幣（富山県、鳥取県、熊本県、滋賀県、岩手県）及び同500円バイカラー・クラッド貨幣（富山県、鳥取県、熊本県）
- ・試験方法：貨幣の種類ごとに、製造枚数に応じて一定割合で抽出のうえ、貨幣の量目に関して1,000枚ごとに集合秤量（ただし、1,000枚に満たない場合は100枚単位（100枚に満たない場合は10枚単位）。千円銀貨幣については、電子天秤による1枚ごとの個別秤量。）。

2. また、前項「OISO9001の活用による品質管理体制の充実状況」のとおり品質の維持管理を図ったほか、外注材料についても業者への適切な指導を行うことにより、品質管理の徹底に努めた結果、局内試験規程に基づく検査、並びに財務省へ貨幣を納入する際に行われる財務局による検査に全ての貨幣が合格し、予定どおり納品した。

3. 人事院総裁賞を受賞

溶解・鋳造作業に従事する職員が、「純正画一な貨幣の製造を行うため、高温の輻射熱の下での溶解・鋳造作業に長年従事し、貨幣品質の向上及び安定に貢献」したことが認められて、人事院総裁賞を受賞した。

人事院総裁賞は、多年にわたる不断の努力や国民生活の向上への顕著な功績等により、公務の信頼を高めることに寄与したと認められる職員又は職域を顕彰するものとして昭和63年に創設されたもので、24回目の今回は、造幣局職員1名のほか、職域3グループが受賞した。

○納品後の返品の有無

納品貨幣の返却件数ゼロを維持し、年度計画を達成した。

○トラブル発生時における迅速な対応の実施状況

1. 不良品の発生等、製造工程上のトラブルが発生した場合には、原因の究明、対応策の検討、製造工程へのフィードバック等の一連の対応を迅速に行い、製造業務への影響を極力少なくするとともに、日常の設備等の運転部門における自主保全、保全部門が行う予防保全に重点を置いて設備の維持管理に継続して取り組んだ。
2. 日頃から、予防保全と故障発生時における迅速な対応が可能となるよう、保全部門職員の技能等の向上に努める一方で、過去の故障実績を基に故障が多い個所や部品の抽出を行い、操業上重要な予備部品の事前調達を徹底したほか、日常の自主点検及び定期的な部品交換等による予防保全について、保全部門職員と設備等の運転部門職員との相互間で情報を共有し、水平展開を図った。

3. 本局と広島支局の保全部門の技術交流会を定期的を実施し、技術・情報の共有化を図った。

4. 設備等の運転部門においては、設備の清掃・給脂等の日常保全に努めたほか、汚れ等の発生源、点検等の困難な箇所を把握する自主保全を行い、保全部門が行う点検時には運転部門の職員も積極的に参加し協力して点検を行うなど、保全知識・技能の向上や保全状況の把握などに取り組んだ。

これらを通じて、トラブルの早期発見やトラブル発生時の保全部門との連携による迅速な対応に努めた。

5. 保全技術・技能の向上を図るため、保全部門及び設備等の運転部門で国家資格の取得を行っており、平成23年度においては以下のとおり資格を取得した。

- (ア) 職業訓練指導員 1人
- (イ) 電気工事士（第1種） 2人
- (ウ) 電気主任技術者（第3種） 1人
- (エ) 機械保全技能士（1級） 8人
- (オ) 機械保全技能士（2級） 9人
- (カ) 工事担当者（デジタル第3種） 1人

○500円ニッケル黄銅貨幣の、期間中の平均歩留

日々における各製造工程の歩留の把握と不良原因の分析を行い、その情報を各製造工程にフィードバックし、歩留向上に努めた結果、平成23年度における500円ニッケル黄銅貨幣の全体の歩留は50.2%となり、前中期目標期間中の実績の平均値49.4%を上回り、年度計画を達成した。

(参考) 500円ニッケル黄銅貨幣の各工程歩留

(単位：%)

	溶解	圧延	成形	圧印検査	全体
前中期目標期間 中の実績平均	96.5	73.2	70.3	99.5	49.4
	49.7				
平成23年度	97.0	75.2	(注) 69.2	99.6	50.2
	50.4				

(注) 溶解から成形までの工程においては、溶解・圧延工程で製出された材料の一部に不良があっても、その工程で排除するよりも次工程に送付した方が全体として製出量が増え、総合歩留も上がることから、そのような取組を行った結果、平成23年度の成形工程の歩留が前中期目標期間の実績平均よりも下がったものである。

④局内横断的なコスト管理

○ERPシステムの活用によるコスト管理の取組状況

ERPシステムから抽出したデータを活用し、事業ごとに月別・本支局別・工程別の

コスト計算を行い、その変動要因等をトラブルの発生、貨幣製造量等業務の実績を踏まえて分析し、造幣局全体の収支状況を把握しながら、コストを管理した。

さらに、貨幣製造部門各課において、発生費用の月別見込みをたて、その見込み額と実績額を比較することで、より細やかに変動要因を分析し、コストの抑制に努めた。

これらのデータはイントラネットに掲載し、局内でのコスト情報の共有化を進めた。

⑤貨幣製造に係る情報管理

○偽造防止技術に関する情報の管理状況

貨幣の製造に当たっては、国家機密としての性格を有する偽造防止技術に関する情報は、流出すれば真貨に近い偽貨の製造が可能となり、通貨の信認に深刻な影響を与えかねないものである。したがって、電子情報については、外部とは遮断された専用のネットワーク・システムを使用し、また、文書については所定の書庫に施錠の上厳重保管するなど、万全な管理を行っている。

(参考) 貨幣製造に係る偽造防止技術の情報の管理状況については、前出 (I. 4. (3)) の「○偽造防止技術に関する情報の管理状況」を参照。

⑥環境問題への適切な対応

○環境に配慮した貨幣製造の取組状況

国から交付を受けた回収貨幣を100%再利用し、年度計画を達成するなど、環境に配慮した製造を行った。

具体的に、貨幣製造にあたって、国から交付を受けた回収貨幣については新しく製造する貨幣の材料として全量再利用したほか、製造工程内で発生する返り材(スクラップ)についても貨幣材料として再利用した。

⑦外国貨幣の受注への取組

国内における業務の遂行に支障のない範囲内で、外国貨幣の製造業務の受注に積極的に取り組むこととし、以下の活動を実施した。

1. 日本貿易振興機構(ジェトロ)による海外調査サービスなどを活用し、造幣機関を有しない各国における貨幣の流通状況等の情報を入手し、貨幣の受注が見込めそうな国の選定作業を行った。
2. 将来の外国貨幣の受注に備えるため、外国貨幣に用いられている製造技術の調査・検証を行った。
3. バングラデシュ中央銀行実施の同国記念銀貨幣2種(各1万枚)の製造に係る入札に参加した。落札には至らなかったが、為替レート変動リスクの極小化や貿易保険活用の知識等の外国貨幣製造の入札参加に必要なノウハウを会得できたほか、他国造幣局の入札価格等の貴重な情報を入手することができた。

<p>評価の指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 財務大臣の定める製造計画の達成 <ul style="list-style-type: none"> ○生産管理システム及びERPシステムの運用による生産管理体制の充実強化の状況 ○設備の保守点検の状況 ○貨幣の製造量の減少にも対応しうる製造体制の合理化の状況 ○自動化機器の活用による効率化の状況 ○作業方法の見直しによる効率化の取組状況 ○貨幣の安定的かつ確実な製造の状況 ○財務大臣の定める製造計画の達成状況 ② 柔軟で機動的な製造体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ○製造計画の変更にも対応できる柔軟で機動的な製造体制の構築状況 ○組織・規程の見直しについての検討状況 ○貨幣部門における技能研修の実施状況 ③ 高品質で純正画一な貨幣の効率的な製造 <ul style="list-style-type: none"> ○ISO9001の活用による品質管理体制の充実状況 ○純正画一な貨幣の製造状況 ○納品後の返品の有無 ○トラブル発生時における迅速な対応の実施状況 ○500円ニッケル黄銅貨幣の、期間中の平均歩留 ④ 局内横断的なコスト管理 <ul style="list-style-type: none"> ○ERPシステムの活用によるコスト管理の取組状況 ⑤ 貨幣製造に係る情報管理 <ul style="list-style-type: none"> ○偽造防止技術に関する情報の管理状況 ⑥ 環境問題への適切な対応 <ul style="list-style-type: none"> ○環境に配慮した貨幣製造の取組状況

評 価 等	評 定	(理由・指摘事項等)
	A	<p>貨幣の製造量の変更にも柔軟に対応した生産管理の下で、高品質で純正画一な貨幣を、財務大臣の定める製造計画にしたがって、8億268万4千枚の貨幣を製造するとともに、納品貨幣の返却件数ゼロを維持し、年度計画を確実に達成している。</p> <p>市中から回収された500円貨について、再使用することが適切な貨幣を1億8,220万枚から選別し、3,000万枚を納品した。</p> <p>ERPシステムを利用して標準原価の見直しを行い、原価分析の精度向上を図っている。</p> <p>予防保全に重点を置いて日常点検等を行うほか、安定操業のための日常的な取組みを継続し、故障件数及び故障時の停止時間も減少している。また、設備の経年劣化により故障が多くなっている溶解工程については、設備更新による抜本的な解決に取り組むこととし、平成24年度の完成に向けて導入計画を進めている。</p> <p>作業方法の見直しによる効率化のため、平成22年度に試行を行っていた貨幣の圧印及び検査工程における人員体制を、平成23年度から本格実施とするなど、効率化に着実に取り組んでいる。</p> <p>貨幣の圧印作業に従事する東京支局の3名が「科学技術分野の文部科学大臣表彰創意工夫功労者賞」を受賞した。また、溶解・鋳造作業に従事する職員が、「純正画一な貨幣の製造を行うため、高温の輻射熱の下での溶解・鋳造作業に長年従事し、貨幣品質の向上及び安定に貢献」したことが認められて、人事院総裁賞を受賞した。</p> <p>柔軟で機動的な製造体制の構築のため、幅広い業務に関する知識や技能を修得した職員を養成することを目指し、貨幣部門総合技能研修を実施した。平成23年度には、優秀な技能を認められた貨幣部門の職員1名が「なにわの名工」として表彰された。</p> <p>ISO9001に基づいて、内部監査及び検証会議を実施し、品質管理体制を維持している。</p> <p>500円ニッケル黄銅貨幣の全体の歩留は、50.2%と前中期目標期間中の実績の平均値を上回り、年度計画を達成した。</p> <p>以上を総合的に勘案して、本項目の評定をAとする。</p>

独立行政法人造幣局 事業年度評価の項目別評価シート（9）

大項目：Ⅱ. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

中項目：2. 貨幣の製造等

小項目：(2) 貨幣の販売

中期目標	<p>造幣局は、引き続き、①購入者としての国民の要望に応えるため、貨幣セットの種類及び代金支払方法の多様化を図るなど、国民へのサービスの拡充に努めること、②海外での販路・販売量の拡大に一層努めるとともに、店頭販売のあり方について検討を進めること、③販売にあたっては、採算性の確保を図るものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">（注）貨幣セットとは、未使用の貨幣を容器に組み入れ、造幣局が販売するものをいう。</p> <p>造幣局は、貨幣セットが国民の要望に応じているかを測定する指標として、貨幣セットの購入者に対し、満足度調査を実施し、その結果を代金支払方法の改善等のサービス向上に活かすものとする。</p> <p>また、記念貨幣の販売については、地方自治法施行60周年を記念し、47都道府県毎の図柄による記念貨幣を、記念切手とも連携しつつ、平成20年度から順次発行するという新たな取組が行われる。その記念事業としての性格も踏まえ、購入希望者の公平性に配慮しつつ、販売のあり方の多様化について検討を行っていくものとする。</p>
中期計画	<p>貨幣セットの販売に関しては、引き続き採算性の確保を図りつつ、国民のニーズに的確に対応するよう努めます。また、海外ディーラーの拡大や展示会への参加等により、貨幣セットの海外での販路、販売量の一層の拡大に努めます。</p> <p>また、店頭販売のあり方について検討を進めます。</p> <p>① 購入者である国民のニーズに的確に対応した貨幣セットの販売</p> <p style="padding-left: 2em;">前中期目標の期間中に実施した顧客アンケート調査で得られた貨幣セットに対する顧客の要望を踏まえるとともに、新しい発想に立った貨幣セットの企画、開発を行い、本中期目標の期間中に7件以上の新製品開発に努めます。</p> <p style="padding-left: 2em;">さらに、貨幣セットが国民の要望に応じているかを測定する指標として、貨幣セットの購入者及び公共イベントへの出展時の来客者をはじめとする顧客に対し、アンケートによる満足度調査を実施し、5段階評価で平均して4.0以上の評価が得られるよう努めます。</p> <p style="padding-left: 2em;">また、その結果を代金支払方法の改善等のサービス向上に活かします。</p> <p>② 記念貨幣の販売</p> <p style="padding-left: 2em;">地方自治法施行60周年を記念し、47都道府県毎の図柄による記念貨幣を、記念切手とも連携しつつ、平成20年度から順次発行するという新たな取組が行われますが、その販売にあたっては、国家的な記念事業としての性格も踏まえ、購入希望者の公平性に配慮しつつ、販売のあり方の多様化について検討を行っていきます。</p>

<p>(参考) 年度計画</p>	<p>貨幣セットの販売に関しては、貨幣セットのマーケティング戦略の構築に向けた取組を強化することにより、採算性の確保を図りつつ、国民のニーズに的確に対応した企画・開発に努めるとともに、インターネットによる申込受付の拡充、顧客データベースの活用等による顧客の利便性の向上の検討を行います。また、内外の展示会への参加等の機会を通じて海外ディーラーの拡大に努め、これによって貨幣セットの海外での販路、販売量の拡大に努めます。</p> <p>また、店頭販売については、現在行っている外部委託を引き続き行います。</p> <p>① 購入者である国民のニーズに的確に対応した貨幣セットの販売</p> <p>今までに実施した顧客アンケート調査で得られた貨幣セットに対する顧客の要望を踏まえつつ、新しい発想に立った貨幣セットの企画、開発を行い、新製品開発に努めます。</p> <p>さらに、貨幣セットが国民の要望に応えているかを測定する指標として、貨幣セットの購入者及び造幣局主催のイベントなどへの来客者に対し、アンケートによる満足度調査を実施し、5段階評価で平均して4.0以上の評価が得られるよう努めます。</p> <p>また、その結果をサービス向上に活かします。</p> <p>② 記念貨幣の販売</p> <p>地方自治法施行60周年を記念し、47都道府県毎の図柄による記念貨幣が、記念切手とも連携しつつ、平成20年度から順次発行されていますが、その販売に当たっては、国家的な記念事業としての性格も踏まえ、周知・広報を積極的に行うとともに、購入希望者の公平性に配慮しつつ、インターネットによる申込受付の拡充等、販売のあり方の多様化について引き続き検討を行っていきます。</p>
<p>業務の実績</p>	<p>①購入者である国民のニーズに的確に対応した貨幣セットの販売</p> <p>これまでに実施した顧客アンケート調査で得られた貨幣セットに対する顧客の要望を踏まえつつ、新しい発想に立った貨幣セットの企画、開発を行うことにより、新製品開発に努めた結果、2件の新製品を開発した。</p> <p>さらに、貨幣セットが国民の要望に応えているかを測定する指標として、造幣局主催のイベントなどへの来客者及び通信販売による貨幣セットの購入者に対し、アンケートによる満足度調査を実施し、5段階評価で目標の4.0を上回る4.3となり、年度計画を達成した。</p> <p>なお、アンケート調査の結果については、貨幣セットに対する国民のニーズや市場動向の的確な把握と国民へのサービス向上に活かすよう努めた。</p> <p>具体的な業務の実績は、以下のとおりである。</p> <p>○国民のニーズに的確に対応した貨幣セットの販売状況</p> <p>1. 平成23年度においては、以下の貨幣セットを販売した。</p>

貨幣セット	販売開始
1. 直接販売	
桜の通り抜け貨幣セット	平成23年 4月
花のまわりみち貨幣セット	平成23年 4月
第22回東京国際コイン・コンヴェンション貨幣セット	平成23年 4月
第9回大阪コインショー貨幣セット	平成23年 6月
造幣局IN鳥取貨幣セット	平成23年 7月
お金と切手の展覧会貨幣セット	平成23年 8月
2011おいでませ!山口国体・おいでませ! 山口大会開催記念貨幣セット	平成23年10月
造幣東京フェア2011プルーフ貨幣セット	平成23年10月
造幣東京フェア2011貨幣セット	平成23年10月
第35回世界の貨幣まつり貨幣セット	平成24年 1月
第5回としまものづくりメッセ貨幣セット	平成24年 3月
ジャパン・コインセット	通年
記念日貨幣セット	通年
2. 通信販売	
桜の通り抜け2011プルーフ貨幣セット	平成23年 4月
地方自治法施行60周年記念千円銀貨幣プルーフ貨幣セット(富山県、鳥取県、熊本県、滋賀県、岩手県、秋田県)	富山県:平成23年 7月 鳥取県:平成23年 8月 熊本県:平成23年 9月 滋賀県:平成23年10月 岩手県:平成23年12月 秋田県:平成24年 1月
地方自治法施行60周年記念500円バイカラー・クラッド貨幣セットプルーフ単体セット(富山県、鳥取県、熊本県、滋賀県、岩手県、秋田県)	富山県・鳥取県・熊本県 :平成23年 8月 滋賀県・岩手県・秋田県 :平成24年 1月
地方自治法施行60周年記念500円バイカラー・クラッド貨幣セット単体セット(富山県、鳥取県、熊本県、滋賀県、岩手県、秋田県)	富山県・鳥取県・熊本県 :平成23年 8月 滋賀県・岩手県・秋田県 :平成24年 1月
テクノプルーフ貨幣セット2011	平成23年 9月
心のふるさと貨幣セット「金子みすゞ詩集」	平成23年10月
「WWF設立50周年」日本・イギリス2011プルーフ貨幣セット	平成23年12月
地方自治法施行60周年記念500円バイカラー・クラッド貨幣セット平成23年銘6点セット	平成24年 1月
平成24年銘通常プルーフ貨幣セット	平成24年 1月
平成24年銘ミントセット	平成24年 2月
桜の通り抜け2012プルーフ貨幣セット	平成24年 3月

2. 貨幣セットの販売状況は以下のとおりである。

(税抜き)

区分	平成22年度実績		平成23年度実績	
	セット数	金額(千円)	セット数	金額(千円)
通常貨幣セット	1,184,614	1,815,562	1,101,340	1,627,171
プルーフ貨幣セット	305,067	1,734,158	286,845	1,519,147
プレミアム貨幣セット	600,192	3,794,076	599,469	3,783,127
計	2,089,873	7,343,795	1,987,654	6,929,445

- (注) 1. この他、地方自治法施行60周年記念500円バイカラー・クラッド貨幣収納ケース(平成22年度10,345個、平成23年度11,251個)及び地方自治法施行60周年記念千円銀貨幣収納ケース(平成22年度280個、平成23年度41個)の販売を行った。
2. 通常貨幣セット及びプルーフ貨幣セットには、地方自治法施行60周年記念500円バイカラー・クラッド貨幣を組み込んだものを含む。
3. プレミアム貨幣セットは、「地方自治法施行60周年記念千円銀貨幣プルーフ貨幣セット」である。

3. 平成21年度に、国民のニーズに的確に対応した貨幣販売事業を遂行するため、貨幣販売事業に関するマーケティングについて、局内プロジェクトチームを立ち上げ外部業者の支援を受けつつ検討を行った。平成23年度はその検討結果を踏まえ、ジャパン・コインセット等に係る製品の開発、PR、販売、発送等一連の活動について、より一層国民のニーズに的確に対応したものとするため、貨幣セットの購入者等からの意見を製品デザインに反映させる等の取組みを行った。

4. 顧客の多様な需要を的確に把握し、製品開発に生かすため、顧客の了解を得た上で、顧客の生年月等のデータベースへの取込みに取り組んだ。

○前中期目標期間に実施したアンケート調査結果への対応状況

前中期目標期間に実施したアンケート調査結果への対応状況については、後出の「○アンケート調査結果への対応状況」を参照。

○貨幣セットの新製品開発

新製品開発に努めた結果、以下の2件の新製品を開発した。

・テクノプルーフ貨幣セット2011

表面のデザインの一部にチタン発色技術(チタンを酸化させるとその表面に薄い酸化膜が生成され、その酸化膜が、光の干渉により、あたかも着色されたかのように見えるという特性を利用し、チタン表面の酸化膜の厚さをきわめて精緻に調整することで、様々な色彩を表現する技術)を施したメダルを組み込んだプルーフ貨幣セット

・造幣東京フェア2011プルーフ貨幣セット

表面のデザインの一部に梨地加工技術（表面に細かな凹凸を刻むことにより光を乱反射させ、梨の表面のような質感に仕上げる加工技術）を施したメダルを組み込んだプルーフ貨幣セット

○貨幣セットの海外での販路拡大への取組状況

1. 以下のとおり、貨幣セットに関する海外販売プログラム（仕様、販売価格及び取引条件等の案内）を、取引実績の有無にかかわらず既知の全ディストリビューター（海外コインディーラー等）に送付し、販売促進を図った。

区分	内容
記念貨幣海外販売プログラム	地方自治法施行60周年記念千円銀貨幣プルーフ貨幣セット（富山、鳥取、熊本、滋賀、岩手、秋田） 地方自治法施行60周年記念500円バイカラー・クラッド貨幣セット（富山、鳥取、熊本、滋賀、岩手、秋田）
2011年第2次海外販売プログラム	桜の通り抜け2011プルーフ貨幣セット及び平成23年銘桜の通り抜け貨幣セット
2011年第3次海外販売プログラム	テクノプルーフ貨幣セット2011及び心のふるさと貨幣セット「金子みすゞ詩集」
2012年第1次海外販売プログラム	平成24年銘通常プルーフ貨幣セット、平成24年銘ミントセット、平成24年銘ジャパン・コインセット及び平成24年銘記念日貨幣セット

（注）2011年第1次海外販売プログラムは、平成22年度に実施した（内容は、平成23年銘の通常プルーフ貨幣セット、ミントセット、ジャパン・コインセット及び記念日セット）。

2. 以下のとおり国内外で開催される主要国際マネーフェアに参加し、各種貨幣セットについて展示・販売するとともに、取引実績のないディストリビューターとも積極的に接触し、取引先の新規開拓を図った。その結果、マカオの業者1社と取引を開始し、また、平成17年から取引がなかったスペインの業者1社と取引を再開することができた。

①東京国際コイン・コンヴェンション

ディストリビューター1社との商談を行い、地方自治法施行60周年記念貨幣セット、桜の通り抜け2011プルーフ貨幣セット及び平成23年銘の通り抜け貨幣セットについて販売促進を図った。

②アメリカ貨幣協会・世界貨幣フェア（アメリカ・シカゴ）

26社との商談を行い、地方自治法施行60周年記念貨幣セットについて販売促進を図った。

③ベルリン・ワールドマネーフェア

27社との商談を行い、地方自治法施行60周年記念貨幣セット、平成24年銘通常プルーフ貨幣セット、平成24年銘ミントセット、平成24年銘ジャパン・コ

インセット及び平成24年銘記念日貨幣セットについて販売促進を図った。

3. 平成23年度にはイギリス造幣局との共同製品（「WWF設立50周年」日本・イギリス2011プルーフ貨幣セット）の企画・販売を行った。

○店頭販売のあり方の検討状況

前出（I. 1. (1) ②）の「○貨幣セット販売における民間競争入札も含めた競争入札の対象・内容等についての検討状況」を参照。

○アンケート調査の実施状況

1. 国民のニーズを把握するため、造幣局が出展した国内の公共イベント来客者及び通信販売による貨幣セットの購入者に対して、次のとおりアンケート調査を実施した。

(ア) イベント来客者を対象としたアンケート調査

平成23年度中に造幣局が出展した国内6箇所の公共イベント会場において、来客者にアンケート用紙を配布し、貨幣セットの出来栄等に関する調査を実施した結果、延べ1,820人から回答を得て、データを収集した。

(イ) 通信販売による貨幣セットの購入者を対象としたアンケート調査

通信販売による貨幣セットの購入者の中から無作為に抽出した1,500人に対して、平成24年3月に、貨幣セットの出来栄及びデザイン、造幣局ホームページの活用度等に関する調査を実施し、1,095人から回答を得て、顧客満足度についてデータを収集した。

<別添-2「平成23年度顧客満足度に関するアンケート結果」参照>

2. イベント等の来客者及び記念貨幣等の抽選会の立会人（顧客から10名程度選出）を対象に、以下のとおり「お客様との懇談会」を計14回開催し、地方自治法施行60周年記念貨幣等の紹介を行うとともに、貨幣セットに対する意見、要望等を伺った。

区 分	開催日	参加者数
①イベント来客者との懇談会		
花のまわりみち（広島支局）	4月16日	7人
桜の通り抜け	4月20日	7人
東京国際コイン・コンヴェンション	4月29日	11人
造幣局IN鳥取	7月9日	9人
「お金と切手の展覧会」盛岡展	8月21日	17人
世界の貨幣まつり（名古屋）	1月26日	23人
②抽選会立会者との懇談会（本局）		
地方自治千円貨（富山県）抽選会	6月24日	11人
地方自治500円貨（富山県、鳥取県、熊本県） 抽選会	7月14日	10人
地方自治千円貨（鳥取県）抽選会	7月29日	9人
地方自治千円貨（熊本県）抽選会	8月23日	11人
地方自治千円貨（滋賀県）抽選会	9月21日	9人
地方自治千円貨（岩手県）抽選会	11月8日	18人
地方自治千円貨（秋田県）抽選会	12月5日	20人
地方自治500円貨（滋賀県、岩手県、秋田県） 抽選会	1月13日	20人

○顧客に対する満足度

上記公共イベント会場の来客者に対して実施したアンケート調査における顧客満足度は、5段階評価で4.3であった。

また、通信販売による貨幣セットの購入者に対して実施したアンケート調査における顧客満足度は、5段階評価で4.2であった。

両アンケート調査の結果を平均した顧客満足度は、5段階評価で4.3となり、年度計画の目標の4.0以上を達成した。

○アンケート調査結果への対応状況

1. 平成22年度のアンケート調査結果においても、日本の歴史、文化、芸術を題材にした貨幣セットの販売を希望する顧客が多かったことを踏まえて、日本の文化（童謡・童話）をテーマにした「心のふるさと貨幣セット」シリーズの第4回目として、「金子みすゞ詩集」をテーマにした貨幣セットを平成23年10月に販売した。
2. お客様との懇談会で寄せられた意見・要望等については、顧客の利便性の向上のための施策の改善につなげるようにしており、平成23年度においては、貨幣セットの販売予定を知らせてほしいとの顧客の意見を踏まえ、年間の販売予定を平成24年1月の平成24年銘通常プルーフ貨幣セット及び平成24年銘ミントセットの販売の際の新聞広告及びダイレクトメールでお知らせした。
3. 地方自治法施行60周年記念500円バイカラー・クラッド貨幣セットプルーフ単体セットのスリーブケースに都道府県名が記載されていないので、スリーブケースを見ただけではどの都道府県の記念貨幣なのか分からないとの顧客の意見を受け、平成23年度前半発行分から地方自治法施行60周年記念500円バイカラー・クラッド貨幣セットプルーフ単体セットのスリーブケースに都道府県名を記載した。
4. 顧客からの問合せ等を受け付けているお客様サービスセンターについて、適切な応答体制構築のための顧客からの電話架電数の把握及び顧客の通話料負担軽減を目的として、平成23年12月にナビダイヤルを導入した。

②記念貨幣の販売

○公平な記念貨幣購入機会の提供状況

1. 地方自治法施行60周年記念貨幣（富山県分、鳥取県分、熊本県分、滋賀県分、岩手県分及び秋田県分の千円銀貨幣及び500円貨幣）を組み込んだ貨幣セットの申込受付を開始するに当たっては、記者発表を行うとともに、新聞広告や造幣局ホームページに販売要領を掲載し、広く国民に案内した。

また、地方自治法施行60周年記念貨幣が発行される県において「地方自治記念貨幣展」等の出展を行い、対象県における記念貨幣の周知を図った（イベント出展の状況については前出（Ⅱ. 1（4））の「○国民と直接触れ合う機会の設定状況」を参照）。

加えて、地方自治法施行60周年記念貨幣についてのポスター、リーフレット等を作成してそれを発行対象県の県庁等の関係機関に送付し、当該関係機関による記念貨幣の周知活動がより一層行われるよう働きかけた。

2. 記念貨幣についてはできる限り多くの国民の方に保有していただくことが望ましいため、販売予定数を上回る申込みがあった場合には抽選により当選者を決定すること及び当選は1人当たり1セット限りとする事とし、その旨を販売要領に記載している。

案内の結果、申込数が販売予定数の約4～5倍となった地方自治法施行60周年記念千円銀貨幣のほか、販売予定数を上回る申込みがあったものについては、関係者及び第三者の立会いの下、公開の抽選会（平成23年6月、7月（2回）、8月、9月、11月、12月及び平成24年1月）により厳正な抽選を行って当選者を決定した。なお、抽選会の模様についてはホームページ上で動画配信を行っている。

3. 記念貨幣の販売発表の都度、リーフレットを各都道府県の郵便局株式会社中央郵便局に設置した。また、発行県での更なる周知のため、岩手県千円銀貨幣以降は、これに加えて、発行県内の一日の来客者数が千人を超える郵便局及び各市町村の代表的な郵便局一箇所にもリーフレットを設置した。

○販売のあり方の多様化についての検討状況

1. 新たな地方自治の時代における地域活性化という願いを込めて発行するものであるとした地方自治法施行60周年記念貨幣の発行趣旨に鑑み、平成23年度も引き続き、特に高率の応募倍率となることが予想される千円銀貨幣について、対象の都道府県居住の申込者の当選確率を他の都道府県居住の申込者の2倍とすることにより対象の都道府県居住の申込者の入手が著しく困難とならないよう配慮した。

2. また、47都道府県の貨幣の収集を楽しんでいただくために、地方自治法施行60周年記念千円銀貨幣の収納ケース（記念メダルを組み入れたものと組み入れていないもの）及び同500円バイカラー・クラッド貨幣を収納する地図型バインダーを引き続き販売した。

3. 販売業務に関するシステムについて、顧客の利便性の向上を図るため、記念貨幣等の抽選販売品に対するインターネットによる申込受付の導入、決済方法の多様化などの機能拡充に取り組むこととし、この一環として仕様の検討等を行った。

<p>評価の指標</p>	<p>① 購入者である国民のニーズに的確に対応した貨幣セットの販売</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国民のニーズに的確に対応した貨幣セットの販売状況 ○前中期目標期間中に実施したアンケート調査結果への対応状況 ○貨幣セットの新製品開発 ○貨幣セットの海外での販路拡大への取組状況 ○店頭販売のあり方の検討状況 ○アンケート調査の実施状況 ○顧客に対する満足度 ○アンケート調査結果への対応状況 <p>② 記念貨幣の販売</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公平な記念貨幣購入機会の提供状況 ○販売のあり方の多様化についての検討状況 	
<p>評価等</p>	<p>評定</p> <p style="text-align: center;">A</p>	<p>(理由・指摘事項等)</p> <p>新製品開発に努めた結果、チタン発色技術を用いたテクノプルーフ貨幣セット2011、梨地加工技術を用いた造幣東京フェア2011プルーフ貨幣セットを開発した。</p> <p>国内外で開催される主要国際マネーフェアに参加し、各種貨幣セットについて展示・販売するとともに、取引先の新規開拓を図った結果、マカオの業者1社と取引を開始し、また、平成17年度から取引の無かったスペインの業者1社と取引を再開することができた。</p> <p>貨幣セットの購入者や造幣局主催のイベントなどへの来客者に対してアンケートによる満足度調査を実施し、5段階調査で目標の4.0を上回る4.3となり年度計画を達成した。</p> <p>過去のアンケート調査結果を踏まえたテーマを題材とした貨幣セットの販売や、顧客との懇談会で寄せられた意見・要望等を反映させて顧客の利便性の向上のための施策の改善につなげるなど、積極的な取組みも行っている。</p> <p>以上を総合的に勘案して、本項目の評定をAとする。</p>

平成23年度 顧客満足度に関するアンケート結果

1. 造幣局が出展した公共イベント来場者に対するアンケート

(1) アンケートを実施した催事名及び回答者数

催事名	開催場所	期間	造幣局販売所 来場者数	アンケート 回答者数	質問の番号
花のまわりみち	広島支局	4/15～4/21(7日間)	未調査	299	①②③④
大阪コインショー	大阪市:大阪マーチャндаイズ・マート	6/24～6/26(3日間)	2,450	305	①②④⑤
造幣局IN鳥取	鳥取市:鳥取大丸	7/6～7/12(7日間)	2,406	317	①②④⑥⑦
お金と切手の展覧会	盛岡市:パルクアベニュー カワトク	8/17～8/23(7日間)	5,260	300	①②④⑧⑨
造幣東京フェア	東京支局	10/23～10/24(2日間)	6,249	297	①②④⑩⑪⑫⑬
世界の貨幣まつり	名古屋市 丸栄百貨店	1/26～1/30(5日間)	未調査	302	①②④⑮⑯⑰⑱
合 計				1,820	

(2) 質問別のアンケート結果

質問番号	質問内容	良い 5	やや良い 4	どちらでもない 3	やや良くない 2	悪い 1	延べ回答者数	顧客評価 (平均値)
①	各イベントの貨幣セットをどのように思われますか	915人 51%	531人 30%	313人 18%	9人 1%	9人 1%	1,777人	4.3
	花のまわりみち	98人 35%	82人 29%	99人 35%	2人 1%	2人 1%	283人	4.0
	大阪コインショー	138人 46%	102人 34%	57人 19%	3人 1%	1人 0%	301人	4.2
	造幣局IN鳥取	175人 56%	89人 29%	48人 15%	0人 0%	0人 0%	312人	4.4
	お金と切手の展覧会	172人 59%	78人 27%	37人 13%	3人 1%	1人 0%	291人	4.4
	東京フェアミント	157人 54%	86人 29%	45人 15%	1人 0%	3人 1%	292人	4.4
	世界の貨幣まつり	175人 59%	94人 32%	27人 9%	0人 0%	2人 1%	298人	4.5
②	販売コーナーをどのように思われますか	1,010人 56%	506人 28%	238人 13%	26人 1%	8人 0%	1,788人	4.4
	花のまわりみち	120人 41%	95人 33%	69人 24%	6人 2%	0人 0%	290人	4.1
	大阪コインショー	157人 53%	100人 33%	38人 13%	4人 1%	0人 0%	299人	4.4
	造幣局IN鳥取	196人 63%	77人 25%	32人 10%	4人 1%	0人 0%	309人	4.5
	お金と切手の展覧会	198人 67%	55人 19%	41人 14%	2人 1%	1人 0%	297人	4.5
	造幣東京フェア	153人 52%	87人 29%	43人 15%	9人 3%	3人 1%	295人	4.3
	世界の貨幣まつり	186人 62%	92人 31%	15人 5%	1人 0%	4人 1%	298人	4.5
③	平成23年銘ミントセットをどのように 思われますか(花のまわりみち)	89人 32%	92人 34%	91人 33%	2人 1%	0人 0%	274人	4.0
④	平成23年銘記念日セットをどのように 思われますか	669人 45%	446人 30%	344人 23%	14人 1%	2人 0%	1,475人	4.2
	花のまわりみち	107人 38%	89人 31%	88人 31%	1人 0%	0人 0%	285人	4.1
	大阪コインショー	112人 37%	92人 31%	88人 29%	6人 2%	1人 0%	299人	4.0
	造幣局IN鳥取	152人 49%	93人 30%	65人 21%	0人 0%	0人 0%	310人	4.3
	お金と切手の展覧会	158人 55%	84人 29%	43人 15%	3人 1%	0人 0%	288人	4.4
	造幣東京フェア	140人 48%	88人 30%	60人 20%	4人 1%	1人 0%	293人	4.2
⑤	桜の通り抜け2011プルーフセットをどのように 思われますか(大阪コインショー)	130人 43%	88人 29%	71人 24%	8人 3%	3人 1%	300人	4.1
⑥	地方自治記念千円Aセット(富山県)をどのように 思われますか(造幣局IN鳥取)	161人 53%	78人 26%	61人 20%	0人 0%	1人 0%	301人	4.3
⑦	平成23年銘桜の通り抜けセットをどのように 思われますか(造幣局IN鳥取)	143人 46%	107人 35%	59人 19%	1人 0%	0人 0%	310人	4.3

⑧	地方自治記念千円Aセット(鳥取県)をどのように 思われますか(お金と切手の展覧会)	154人 53%	69人 24%	62人 21%	4人 1%	2人 1%	291人	4.3
⑨	平成23年銘ジャパン・コインセットをどのように 思われますか(お金と切手の展覧会)	152人 53%	87人 30%	47人 16%	2人 1%	1人 0%	289人	4.3
⑩	造幣東京フェア2011プルーフセットをどのように 思われますか(造幣東京フェア)	177人 61%	76人 26%	32人 11%	5人 2%	2人 1%	292人	4.4
⑪	地方自治記念千円Aセット(熊本県)をどのように 思われますか(造幣東京フェア)	162人 56%	73人 25%	53人 18%	3人 1%	0人 0%	291人	4.4
⑫	テクノブルー2011貨幣セットを どのように思われますか(造幣東京フェア)	153人 53%	75人 26%	57人 20%	5人 2%	1人 0%	291人	4.3
⑬	心のふるさと貨幣セット(金子みすゞ詩集)を どのように思われますか(造幣東京フェア)	135人 47%	74人 26%	73人 25%	4人 1%	4人 1%	290人	4.1
⑭	地方自治記念千円Aセット(滋賀県)をどのように 思われますか(世界の貨幣まつり)	164人 55%	81人 27%	47人 16%	5人 2%	1人 0%	298人	4.4
⑮	地方自治記念千円Aセット(岩手県)をどのように 思われますか(世界の貨幣まつり)	184人 62%	72人 24%	36人 12%	5人 2%	0人 0%	297人	4.5
⑯	地方自治記念千円Aセット(秋田県)をどのように 思われますか(世界の貨幣まつり)	164人 55%	85人 29%	42人 14%	6人 2%	0人 0%	297人	4.4
⑰	WWF設立50周年プルーフセットをどのように 思われますか(世界の貨幣まつり)	101人 35%	98人 34%	80人 28%	6人 2%	1人 0%	286人	4.0
⑱	平成24年銘記念日セットを どのように思われますか(世界の貨幣まつり)	143人 49%	94人 32%	50人 17%	4人 1%	1人 0%	292人	4.3
⑲	平成24年銘ジャパンセットをどのように 思われますか(世界の貨幣まつり)	140人 48%	89人 30%	63人 21%	2人 1%	0人 0%	294人	4.3
	合 計	4,946人 51%	2,821人 29%	1,819人 19%	111人 1%	36人 0%	9,733人	4.3

2. 貨幣セット購入者に対するアンケート(回答者数:1,095人)

質問内容	大変よい 5	ややよい 4	普通 3	ややよくない 2	よくない 1	延べ回答者数	顧客評価 (平均値)
地方自治記念千円Aセット(富山県)をどのように思われ ますか	543人 56%	307人 32%	117人 12%	7人 1%	2人 0%	976人	4.4
地方自治記念千円Aセット(鳥取県)をどのように思われ ますか	492人 50%	344人 35%	145人 15%	8人 1%	2人 0%	991人	4.3
地方自治記念千円Aセット(熊本県)をどのように思われ ますか	504人 51%	327人 33%	143人 15%	9人 1%	3人 0%	986人	4.3
地方自治記念千円Aセット(滋賀県)をどのように思われ ますか	449人 46%	355人 36%	155人 16%	13人 1%	2人 0%	974人	4.3
地方自治記念千円Aセット(岩手県)をどのように思われ ますか	545人 56%	298人 31%	113人 12%	9人 1%	1人 0%	966人	4.4
地方自治記念千円Aセット(秋田県)をどのように思われ ますか	451人 46%	353人 36%	167人 17%	17人 2%	3人 0%	991人	4.2
地方自治記念500円プルーフセット(富山県)をどのよう に思われますか	445人 46%	305人 32%	201人 21%	12人 1%	2人 0%	965人	4.2
地方自治記念500円プルーフセット(鳥取県)をどのよう に思われますか	421人 44%	311人 32%	219人 23%	12人 1%	2人 0%	965人	4.2
地方自治記念500円プルーフセット(熊本県)をどのよう に思われますか	467人 49%	306人 32%	176人 18%	9人 1%	3人 0%	961人	4.3
地方自治記念500円プルーフセット(滋賀県)をどのよう に思われますか	383人 39%	328人 34%	234人 24%	22人 2%	5人 1%	972人	4.1
地方自治記念500円プルーフセット(岩手県)をどのよう に思われますか	467人 48%	332人 34%	160人 17%	9人 1%	3人 0%	971人	4.3
地方自治記念500円プルーフセット(秋田県)をどのよう に思われますか	401人 41%	323人 33%	236人 24%	16人 2%	5人 1%	981人	4.1
地方自治記念500円Aセット(富山県)をどのように思わ れますか	435人 44%	312人 32%	227人 23%	13人 1%	2人 0%	989人	4.2
地方自治記念500円Aセット(鳥取県)をどのように思わ れますか	405人 41%	330人 33%	236人 24%	16人 2%	2人 0%	989人	4.1
地方自治記念500円Aセット(熊本県)をどのように思わ れますか	454人 46%	328人 33%	191人 19%	11人 1%	2人 0%	986人	4.2
地方自治記念500円Aセット(滋賀県)をどのように思わ れますか	374人 38%	312人 32%	275人 28%	18人 2%	5人 1%	984人	4.1
地方自治記念500円Aセット(岩手県)をどのように思わ れますか	467人 48%	306人 31%	199人 20%	9人 1%	3人 0%	984人	4.2
地方自治記念500円Aセット(秋田県)をどのように思わ れますか	401人 41%	312人 32%	249人 25%	19人 2%	3人 0%	984人	4.1
平成23年銘500円6点セットをどのように思われますか	408人 40%	347人 34%	232人 23%	20人 2%	5人 1%	1,012人	4.1
合 計	8,512人 46%	6,136人 33%	3,675人 20%	249人 1%	55人 0%	18,627人	4.2

※公共イベント等の出展時における来場者に対するアンケート調査結果【顧客満足度平均値:4.3(回答者数:1,820人)】、及び貨幣セット購入者に対するアンケート調査結果【顧客満足度平均値:4.2(回答者数:1,095人)】を単純平均すると平成23年度における顧客満足度調査の結果は4.3であった。

独立行政法人造幣局 事業年度評価の項目別評価シート（10）

大項目：Ⅱ. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

中項目：2. 貨幣の製造等

小項目：（3）地金の保管

中期目標	造幣局は、財務大臣から委託された地金の保管業務を確実に実施するものとする。
中期計画	財務大臣から保管を委託されている貨幣回収準備資金に属する地金（引換貨幣及び回収貨幣を含む。）については、万全の注意を払い、より高い安全性の下で適切な管理及び保管を行い、今後とも保管地金の亡失ゼロを維持します。
（参考） 年度計画	財務大臣から保管を委託されている貨幣回収準備資金に属する地金（引換貨幣及び回収貨幣を含む。）については、貨幣の形状のままとなっている地金について鑄塊地金とするための鑄つぶし作業を進めつつ、万全の注意を払い、より高い安全性の下で適切な管理及び保管を行い、保管地金の亡失ゼロを維持します。
業務の実績	<p>○保管地金の適切な管理及び保管の状況</p> <p>財務大臣から保管を委託された貨幣回収準備資金に属する地金（引換貨幣及び回収貨幣を含む。）については、次の事項を確実に実行し、地金保管に万全を期した。</p> <p>（ア）地金保管庫等における施錠・警報装置の確認及び個人認証システム等により入退出者をチェックすること。</p> <p>（イ）日々の地金の入出庫を常に帳票等で把握し、受払いごと及び月末に保管地金の在庫確認を行うこと。</p> <p>（ウ）財務省（財務局）により、毎月及び年度末に実施される保管地金の確認検査に合格すること。</p> <p>○保管地金の亡失の有無</p> <p>保管地金の亡失はなく、年度計画を達成した。</p>
評価の指標	<p>○保管地金の適切な管理及び保管の状況</p> <p>○保管地金の亡失の有無</p>

評 価 等	評 定	(理由・指摘事項等)
	A	<p>地金の管理・保管は適切に行われており、保管地金の亡失はなく、年度計画を達成している。</p> <p>以上を総合的に勘案して、本項目の評定をAとする。</p>

独立行政法人造幣局 事業年度評価の項目別評価シート（11）

大項目：Ⅱ. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

中項目：3. 勲章等の製造等

小項目：（1）勲章等及び金属工芸品の製造等

中期目標	<p>造幣局は、勲章等及び金属工芸品について、採算性の確保に向け効率化を図りつつ、製造に係る高度な技術の維持・向上に努めるとともに、確実に製造を行うものとする。また、金属工芸品については、偽造防止技術の維持・向上に繋がる製品の製造に注力するとともに、海外での販売について積極的に取り組むものとする。</p> <p>（注）「勲章等」とは、勲章、褒章、賜杯、記章及び極印をいう。</p>
中期計画	<p>① 勲章等の製造</p> <p>勲章等は、国家が与える栄誉を表象する重要な製品等であり、美麗・尊厳の諸要素を兼ね備えたものであることなどが要求されます。従って極印の製造から勲章等の完成までの全工程にわたり、引き続き精巧な技術と細心の注意を払って熟練した職員の手により、必要とされる数量を必要とされる時期に確実に製造し、引き渡します。</p> <p>そのため、培われてきた伝統技術の確実な維持・継承と職員の技術向上が必要不可欠であるため、OJT（職場内教育）に加え、各種の研修を実施します。</p> <p>一方で、受注数量の多い勲章の機械化が可能な部分については、これまでに構築されたマシニングセンタ等自動化機械の更なる活用により、加工対象品目の拡大に努めるとともに、老朽化した機械の更新により、採算性の確保に向けた製造工程の効率化を図ります。</p> <p>また、極印の修正工程等手作業が必須の工程についても、職員に多くの経験を積ませ習熟度を上げること等により、効率化を図ります。</p> <p>（注）「勲章等」とは、勲章、褒章、賜杯、記章及び極印をいう。</p> <p>② 金属工芸品の製造等</p> <p>金属工芸品については、偽造防止技術の維持・向上につながる製品の製造に注力するとともに、海外での販売について積極的に取り組みます。</p> <p>具体的には、貨幣の偽造防止技術を活かした製品を具現化することに主に取り組み、本中期目標の期間中、5件以上の新製品開発に努めます。</p> <p>また、金属工芸品には多品種少量生産のものが多く、勲章の場合と同様に可能な部分については極力機械化を進める等、採算性の確保に向けた効率化を図ります。</p> <p>さらに、造幣局の優れた金属工芸品製造技術を広く海外に紹介し、海外での販売に積極的に取り組みます。</p>

<p>(参考) 年度計画</p>	<p>① 勲章等の製造</p> <p>勲章等は、国家が与える栄誉を表象する重要な製品であり、美麗・尊厳の諸要素を兼ね備えたものであることなどが要求されます。従って極印の製造から勲章等の完成までの全工程にわたり、引き続き精巧な技術と細心の注意を払って熟練した職員の手により、必要とされる数量を必要とされる時期に確実に製造し、引き渡します。</p> <p>そのため、培われてきた伝統技術の確実な維持・継承と職員の技術向上が必要不可欠であるため、OJT（職場内教育）に加え、工芸部門総合技能研修をはじめとする各種の研修を実施するとともに、職員の技能向上のため技能検定資格の取得を目指します。</p> <p>一方で、受注数量の多い勲章の機械化が可能な部分については、これまでに構築されたマシニングセンタ等自動化機械の更なる活用により、加工対象品目の拡大に努めるとともに、老朽化した機械の更新により、採算性の確保に向けた製造工程の効率化を更に図ります。</p> <p>さらに、ボール盤の先端に勲章の形状に合わせた治具を取り付けた機械（自動へら機）を用いて勲章の表面の艶出し加工を行う等各製造工程における作業の省力化策を推進します。</p> <p>また、極印の修正工程等手作業が必須の工程についても、OJT（職場内教育）により職員に多くの経験を積ませ習熟度を上げること等により、効率化を図ります。</p> <p>② 金属工芸品の製造等</p> <p>金属工芸品については、偽造防止技術の維持・向上につながる製品の製造に注力し、貨幣の偽造防止技術などを活かして、新製品開発に努めます。</p> <p>また、金属工芸品には多品種少量生産のものが多く、勲章の製造において行われているマシニングセンタ等自動化機械の更なる活用により、可能な部分については極力機械化を進める等、採算性の確保に向けた効率化を図ります。</p> <p>さらに、造幣局の優れた金属工芸品製造技術を海外での貨幣の展示会などの機会を利用して広く紹介し、海外での販売についても積極的に取り組みます。</p>
<p>業務の実績</p>	<p>①勲章等の製造</p> <p>勲章は、国家が与える栄誉を表象する重要な製品であり、美麗・尊厳の諸要素を兼ね備えたものであることなどが要求されることから、精巧な技術と細心の注意を払って熟練した職員の手により確実に製造することとし、内閣府との間で締結した勲章等製造請負契約に基づく26,490個を確実に製造、納品した。</p> <p>さらに、培われてきた伝統技術の確実な維持・継承と職員の技術向上が必要不可欠であるため、OJT（職場内教育）に加え、工芸部門総合技能研修をはじめとする各種の研修の実施等を行い、一方、マシニングセンタ等自動化機械を活用し効率化に取り組んだ。</p> <p>具体的な取組状況は、以下のとおりである。</p>

○勲章の確実な製造の状況

内閣府との間で締結した勲章の製造請負に関する契約に基づき、設定された納期内に26,490個の製造・納品を行った。

(参考) 平成23年度における上位の勲章の内閣府への納品実績

大勲位菊花章頸飾	1個
菊花大綬章	1組
桐花大綬章	2組
文化勲章	7個
旭日大綬章	31組
旭日重光章	39組
瑞宝大綬章	2組
瑞宝重光章	46組

○伝統技術の維持・継承と職員の技術向上の状況

1. 外部講師による研修

①工芸部門総合技能研修Ⅰ

外部講師による七宝課程と彫金課程に関する研修について、七宝課程は1名、彫金課程は2名、計3名を平成23年4月から1年間受講させ、基礎的かつ総合的な技術及び知識を習得させた。

②金工技能レベルアップ研修

工芸部門総合技能研修Ⅰの受講者及び修了者計9人を対象に、重要無形文化財保持者(人間国宝)である金沢美術工芸大学工芸科中川衛教授の指導により、金工技能に関する技能のレベルアップ研修を平成23年8月及び11月に実施した。

なお、金工技能レベルアップ研修の成果としての平成22年度研修生の習作から1作品を「第40回伝統工芸日本金工展」(社団法人日本工芸会主催)に出品したところ、入選した。また、「第58回日本伝統工芸展」(文化庁、東京都教育委員会、NHK、朝日新聞社及び社団法人日本工芸会等の共催)に2作品を出品したところ、2作品とも入選した。

2. 芸術大学への派遣(工芸部門総合技能研修Ⅱ)

東京藝術大学美術学部工芸科(彫金研究室)に職員1人を研修委託生として平成23年4月から平成24年1月まで派遣し、彫金技法を習得させることにより、職員の技術向上を図った。

3. 企業派遣研修

民間企業の実務に学び、その経験を業務に活かすため、以下の製造業企業へ、2人の技能系職員を2週間程度の期間派遣した。

①住友電気工業株式会社 1人(本局)

②住友金属工業株式会社 1人(本局)

4. 技能向上のための技能検定受検

技能向上のため、積極的に技能検定を受検した結果、以下のとおり合格した。

- (ア) 金属プレス加工（金属プレス作業）技能検定特級 1人合格（1人受検）
- (イ) 機械加工（普通旋盤作業）技能検定1級 1人合格（1人受検）
- (ウ) 金属熱処理（一般熱処理作業）技能検定1級 1人合格（1人受検）
- (エ) 貴金属装身具製作（貴金属装身具製作作業）技能検定2級 1人合格（1人受検）

5. OJTによる勲章製作技能の伝承

菊花大綬章、文化勲章や旭日大綬章などの勲章について、製作に必要である高度な技能の伝承を図るため、勲章製造に携わる職員の中から、10人を選抜し、工場内で作業を遂行する中で熟練職員が指導者となってOJTを実施した。

6. 表彰等

勲章等の製造に従事する職員のうち、「なにわの名工」に2名、「東京マイスター」に1名が選ばれ、表彰された。

- (注) 1. なにわの名工（大阪府優秀技能者表彰）については、前出（Ⅱ. 2（1））の「〇貨幣部門における技能研修の実施状況」を参照。
2. 東京マイスター（東京都優秀技能者）は、都内に勤務する技能者のうち、極めて優れた技能を持ち、他の技能者の模範と認められる者を、技能に関し識見を有する部門別審査会及び総合審査会の意見を聴いて、都知事が決定するものである。

〇製造工程の効率化への取組状況

各製造工程における効率化の取組状況は次のとおりである。

1. 圧写工程における効率化の取組み

- ① 以下の勲章の材料取り作業（円形圧穿作業）において金型（抜き型）の仕様を変更し、従来は、材料取り（円形圧穿）のために2工程（板→円形圧穿→十字圧穿（注））を経る必要があったものを、1工程（板→十字圧穿）でできるように改善した。

平成23年度に金型（抜き型）の仕様を変更した勲章の種類

- ・ 瑞宝中綬章 部品（章身）

（注）十字圧穿とは、十字形をした瑞宝章の章身の形に沿って打ち抜く作業。

- ② 引き続き、自動化機械であるワイヤー放電加工機を使用し、効率化に取り組んだ。

対 象	平成23年度 作業実績
瑞宝小綬章・双光章・単光章の章身	18,954 個

(注) ワイヤ放電加工機：金属製のワイヤー（直径0.2mmの黄銅製が多い）に高電圧をかけ、被加工物との間に放電を繰り返しながら切断するNC工作機械。

2. 仕上工程における効率化の取組み

引き続き、マシニングセンタ、自動研磨機等の自動化機械を使用し、効率化に取り組んだ。なお、マシニングセンタによる加工対象品目については、平成23年度に瑞宝中綬章の部品加工を加えた。また、平成22年度からは、作業の省力化のため自動へら機を使用しているところである。

使用機器・作業	対 象	平成23年度 作業実績
マシニングセンタ（注1）	旭日小綬章・双光章・単光章の章身・鈕章 瑞宝中綬章・小綬章・双光章・単光章の章身・連珠・鈕章	70,585 個
自動研磨機による羽布作業（注2）	旭日小綬章・双光章・単光章の章身・日章	7,112 個
パンチシェーバーによるシェイピング加工（注3）	瑞宝小綬章・双光章・単光章の章身	11,381 個
自動へら機による艶出し加工（注4）	瑞宝小綬章・双光章・単光章の章身	11,165 個

(注1) マシニングセンタ：コンピュータ制御により、予めプログラムしておいた切削や穴あけ等の多種多様な加工を全自動で行う工作機械。

(注2) 羽布作業：布に研磨剤をつけて部品の表面を研磨する作業。

(注3) エアプレスに勲章の外周形状に合わせた刃物を取り付けた機械（パンチシェーバー）を用いて勲章の外周の一部について切削加工（シェイピング加工）を行うことにより、従来はヤスリを使用し手作業で行っていた勲章の外周のヤスリ掛け作業の一部を省力化した。

(注4) ボール盤の先端に勲章の形状に合わせた治具を取り付けた機械（自動へら機）を用いて勲章の表面の艶出し加工を行うことにより、従来はへらを使用し手作業で行っていた勲章の表面の艶出し作業の一部を省力化した。

3. 七宝工程における効率化の取組

引き続き、七宝自動盛付機を活用し、効率化に取り組んだ。

対 象	平成23年度 作業実績
瑞宝小綬章・双光章・単光章の連珠	18,287個

(注) 七宝自動盛付機：七宝釉薬をシリンダーに詰め込み、コンピュータ制御により指定された位置に定量の七宝釉薬を盛り付ける機械。

4. OJTによる種印修正作業の習熟度向上

高度な修正技術を必要とする種印修正作業について、経験年数の浅い職員の習熟度を向上させて作業の効率化を図るため、工場内で作業を遂行する中で熟練した職員が指導者となってOJTを実施した。

②金属工芸品の製造等

金属工芸品については、偽造防止技術をはじめとする貨幣製造技術の維持・向上につながる製品の製造に注力し、貨幣の偽造防止技術などを活かした新製品の開発等を行った。

受注品については、発注者の性格、製品の主旨・利用目的を踏まえ公共性が高いと判断できる製品に限っており、また、原則として官公庁等の一般競争入札に参加しての受注・製造は行っていない。

○金属工芸品の新製品開発

表面のデザインの一部にレーザーを用いた梨地加工（表面に細かな凹凸を刻むことにより光を乱反射させ、梨の表面のような質感に仕上げる加工方法）を施した「平成24年桜の通り抜け記念メダル（金）」を企画・開発した。

○製造工程の効率化への取組状況

1. 製品によって極印の仕様が異なるため、使用する極印に合わせたダイセットに交換する必要があり、段取り時間がかかっていたが、引き続き、ダイセットを共有できるように極印の仕様を揃えることで段取り時間の短縮に取り組んだ。

（参考）極印の仕様を揃えた金属工芸品の種類

- ・肖像メダル（宮沢賢治）
- ・国宝章牌『金剛山 金剛峯寺』（銀）
- ・平成24年桜の通り抜け記念メダル（銀及び銅）

2. 金属工芸品の模様の彫刻作業及び外周切取作業において、自動化機械であるマシンングセンタを使用し、作業の省力化・効率化に取り組んだ。

○海外への製品紹介及び販売の取組状況

国内外で開催される主要国際マネーフェアに参加し、メダル等の金属工芸品を展示・販売するとともに、海外ディストリビューターとの商談を通じて当局製品の周知宣伝を図り、メダルの販売を行った。

(参考) 勲章等及び金属工芸品の受注・販売状況

(税抜き)

区 分	平成22年度実績		平成23年度実績	
	個数	金額(千円)	個数	金額(千円)
勲章等	26,982	2,344,215	26,490	2,129,427
金属工芸品	34,062	770,002	33,386	827,926
計	61,044	3,114,217	59,876	2,957,353

評価の指標

- ① 勲章等の製造
 - 勲章の確実な製造の状況
 - 伝統技術の維持・継承と職員の技術向上の状況
 - 製造工程の効率化への取組状況
- ② 金属工芸品の製造等
 - 金属工芸品の新製品開発
 - 製造工程の効率化への取組状況
 - 海外への製品紹介及び販売の取組状況

評価等

評 定

(理由・指摘事項等)

A

勲章は精巧な技術と細心の注意を払って熟練した職員の手により確実に製造することとし、内閣府との間で締結した契約に基づき 26,490 個を確実に製造・納品している。

外部講師による七宝課程と彫金課程に関する研修について、七宝課程は1名、彫金課程は2名を1年間受講させ、基礎的かつ総合的な技術及び知識を習得させている。

9名に対し金工技能に関するレベルアップ研修を行い、研修生の習作品は「第40回伝統工芸日本金工展」に1作品、「第58回日本伝統工芸展」に2作品が入選した。

勲章等の製造に従事する職員のうち、「なにわの名工」に2名、「東京マイスター」に1名が選ばれた。

勲章製造工程において、工程数の削減や省力化のための自動化機械を使用するなど、効率化に取り組んでいる。

国内外で開催される主要国際マナーフェアに参加するなど、海外での周知宣伝及び販売に積極的に取り組んでいる。

以上を総合的に勘案して、本項目の評定をAとする。

独立行政法人造幣局 事業年度評価の項目別評価シート（12）

大項目：Ⅱ. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

中項目：3. 勲章等の製造等

小項目：(2) 貴金属の品位証明・地金及び鋳物の分析業務

中期目標	<p>貴金属の品位証明の業務については、採算性を確保したうえで、消費者保護や貴金属取引の安定に寄与するものとする。</p> <p>地金及び鋳物の分析業務については、取引において双方の分析が異なる場合に第三者機関として実施する審判分析等を通じ、公共的な役割を果たすものとする。</p>
中期計画	<p>貴金属の品位証明等の業務については、消費者保護や貴金属取引の安定に寄与するものとします。さらに、業務を利用者の視点から見直し、サービス向上を図るものとします。</p> <p>また、これまで築き上げてきた信用力のある造幣局の品位証明について国民各層に理解を深めてもらえるよう広報の充実に努めます。</p> <p>地金及び鋳物の分析業務については、取引において双方の分析が異なる場合に第三者機関として実施する審判分析等を通じ、公共的な役割を果たすものとします。</p>
(参考) 年度計画	<p>貴金属の品位証明業務については、消費者保護や貴金属製品取引の安定に寄与するものとします。また、品位証明の制度について、貴金属製品の製造・販売等の業界と意見交換を行いつつ、国際標準化機構（ISO）の国際規格に準拠するように見直しを進めます。</p> <p>また、造幣局の品位証明の消費者保護に果たす役割について、消費者関連団体等に対して周知を図ることなどにより、より一層国民各層の理解が深まるように努めます。</p> <p>地金及び鋳物の分析業務については、取引において双方の分析が異なる場合に第三者機関として実施する審判分析等を通じ、公共的な役割を果たすものとします。</p>
業務の実績	<p>貴金属製品の品位証明業務については、消費者保護や貴金属製品取引の安定に寄与するものであり、業界団体からも業務継続の要請があることを踏まえつつ、業務を利用者の視点から見直し、サービス向上に努めた。</p> <p>また、地金及び鋳物の分析業務については、取引において双方の分析が異なる場合に第三者機関として実施する審判分析等を通じ、公共的な役割を果たすように努めた。</p> <p>具体的な取組状況は、以下のとおりである。</p> <p>(参考) 貴金属製品の品位証明業務、地金及び鋳物の分析業務に関するアクションプログラム、収支状況等については、前出「Ⅰ. 1. (2) 品位証明業務等の収支相償に向けた取組」を参照。</p>

○貴金属の品位証明等の業務のサービス向上に向けた取組状況

貴金属製品の品位証明は、国際標準化機構（ISO）の国際規格に準拠していない部分（造幣局の品位証明においては品位区分ごとにわずかなマイナスの許容差が認められているが、ISOの国際規格ではこれが認められていない）があり、業界から、海外展開のためにも、国際規格への対応が望まれていた。このため、国際規格に準拠するよう制度を見直すこととし、平成22年2月に業界団体に対して方針を表明し、以後、業界関係者との調整を行いつつ、国際規格に準拠した品位判定基準及び品位区分表示の導入並びに品位証明記号の見直し等の対応準備に取り組んだ結果、平成24年4月から新制度に移行することとなった。

（参考）平成23年度における新制度移行に向けた取組状況

- 平成23年 5月 日本ジュエリー協会（JJA）事務局と打ち合わせ
- 平成23年 6月 JJA主催の公聴会開催（造幣局同席）
- 平成23年 9月 新制度についてJJA事務局等と意見交換
- 平成23年11月 新制度の内容等についてJJAと合意
- 平成23年11月 業界団体等を訪問して新制度を説明
- 平成23年11月 検定登録事業者635社に対して新制度を周知
- 平成23年12月 東京都23区等の消費生活センターを訪問して新制度を説明
- 平成24年 1月 業界専門誌への記事掲載に向けた取材対応（掲載は記者発表後）
- 平成24年 2月 新制度への移行について記者発表
- 平成24年 2月 造幣局ホームページに一般周知用の動画等を掲載
- 平成24年 3月 消費者庁、国民生活センターへの事前報告の後、全国各地の消費生活センター（約1,000か所）へチラシを郵送し周知
- 平成24年 3月 検定事業懇談会（業界団体との意見交換の場）において進捗状況説明

○貴金属の品位証明についての広報の充実への取組状況

貴金属製品の品位証明については、消費者保護や貴金属製品取引の安定に寄与するものであり、業界団体からも業務の継続が要請されていることから、品位証明が果たすこれらの公共的な役割について、消費者に必要な情報を正しく提供し、消費者意識の啓発を行うこととしている。このため、以下のとおり体験イベント等を通じて消費者に直接あるいは消費者関連団体等を通じて周知することで、目で見ただけでは材質や品位がわからない貴金属製品の購入において品位証明が果たす消費者保護の役割について理解を深めてもらうように努めた。

1. 消費者等への周知活動

(ア) 以下のイベント会場において、ポスター掲示及びPR紙の配布を行うなどの広報活動を行った。

イベント名	期 間	PR紙 配布枚数
大阪コインショー	平成23年6月24日～26日	100枚
造幣局IN鳥取	平成23年7月6日～12日	1,000枚
お金と切手の展覧会（盛岡）	平成23年8月17日～23日	1,000枚
ジャパンジュエリーフェア2011	平成23年9月1日～9月3日	185枚
ジュエリー関係者（日本宝飾クラフト学院他）との交流会	平成23年10月3日	21枚
第39回豊島区消費生活展	平成23年10月4日、5日	337枚
暮らしフェスタ東京2011（新宿）	平成23年10月14日～15日	470枚
造幣東京フェア2011	平成23年10月22日～23日	6,249枚
武蔵村山市消費生活展	平成23年11月3日～13日	90枚
新宿区暮らしを守る消費生活展	平成24年1月13日～14日	322枚
世界の貨幣まつり（名古屋）	平成24年1月26日～30日	3,000枚
第5回としまものづくりメッセ	平成24年3月1日～3日	228枚

(イ) 上記イベントのうち、3回目の参加となる「暮らしフェスタ東京」では、新宿駅西口広場イベントコーナーにおいてパネル展示、アンケート調査、貴金属製品の洗浄、PR紙配布、クイズラリー等を実施したほか、今回はアトラクションステージでの周知の時間が得られたことから、品位証明業務を来場者にわかりやすく紹介するため、造幣局職員による寸劇を披露した。この模様は造幣局ホームページで動画配信した。

また、「第39回豊島区消費生活展」、「武蔵村山市消費生活展」及び「新宿区暮らしを守る消費生活展」は今回が初参加であり、このうち「新宿区暮らしを守る消費生活展」では「暮らしフェスタ東京」に引き続き寸劇を披露した。

東京支局構内で開催した「造幣東京フェア」においては、ホールマーク打刻作業の見学ツアー等を実施した。また、「としまものづくりメッセ」においては、レーザーマーカによる打刻実演等を行った。

各イベントにおいて品位証明制度（ホールマーク）の説明を聞いていただいた来場者からは、「これからはホールマークに気をつけて購入したい」、「公的機関が証明するマークは必要だ」、「これからはホールマークを購入の目安にしたい」等の声が多く寄せられた。

(ウ) 上記イベントのうち、ジャパンジュエリーフェアにおいて日本ジュエリー協会主催のセミナーが開かれ、日本ジュエリー協会常任理事による講演「貴金属製品と素材の表示法—消費者から安心と信頼を得るために」の中で、品位証明制度が果たす役割、造幣局に品位証明を依頼するための登録方法、品位証明制度の国際規格への対応の進捗状況を紹介していただいた。

2. 消費者関連団体等への周知活動

- (ア) 平成21年4月から消費生活センターを順次訪問し、相談員に対して品位証明制度のプレゼンテーションを行っている。平成24年3月末までに東京都の44か所、神奈川県17か所、埼玉県44か所を訪問しており、「ホールマークは消費者保護に有効であると考えるので、より多くのアクセサリ製品に打刻されることが望ましい」などと品位証明制度に理解が示され、消費者への周知の協力を得られている。
- (イ) (株) 矢野経済研究所の取材を受けた結果、同所が発行する宝飾・アクセサリ業界専門情報誌「ジャパンプレシヤス2011夏62号」(発行部数:1万部)に、品位証明制度の紹介記事が掲載された。
- (ウ) 豊島区広報紙「広報としま」の官公署だよりのコーナーに品位証明制度を紹介する記事が掲載された。また、台東区及び新宿区の広報紙にも記事が掲載された。「広報としま」には、豊島区消費生活展への出展者を紹介する記事としても、品位証明制度の説明が掲載された。
- (エ) 検定登録業者からの紹介により、宝飾品卸業者がブライダル専門店200か所に送付する婚約者向けカタログに、品位証明制度のリーフレット計4,000部が同封されることとなった。
- (オ) TBSラジオ「土曜ワイドラジオTOKYO～永六輔、その他新世界(生放送)」から品位証明の現場について取材を受けた。その結果、この放送を聞いた方からの工場見学があった。
- (カ) 台東区消費生活センター発行の生活情報誌に「こんな取引にご用心!!」、大田区消費生活センター発行の生活情報誌に「知っていますかホールマーク!」、東久留米市の広報誌に「ホールマークをご存じですか」という記事が掲載された。
- (キ) 内閣府消費者委員会に品位証明制度についてレクを行った。また、同委員会から紹介を受けた4つの消費者団体にプレゼンテーションを行い、消費者への周知について協力要請を行った。

3. 偽の検定マーク事件への対応

平成23年10月、貴金属地金等取引業者から造幣局に対し、偽物と思われる白金の検定マークが打刻された指輪が2個発見された旨の通報があった。鑑定の結果、指輪は白金製ではなく銀製であり、刻印も偽物であることが判明したため、直ちに警察に通報するとともに、消費者センター、全国質屋組合連合会及び日本ジュエリー協会などの関係機関や業界団体への連絡、報道発表、造幣局ホームページでの注意喚起等を行い、被害拡大の防止を図った。

(参考) 貴金属の品位証明業務の受託状況(税抜き)

区 分	数量(個)	金額(千円)
平成22年度	179,089	33,521
平成23年度	170,343	32,905

○地金及び鉱物の分析業務についての審判分析等の実施状況

地金及び鉱物の分析業務については、以下のとおり審判分析等を実施した。

1. 地金及び鉱物の分析業務の受託状況（税抜き）

区 分	件数（件）	数量（成分）	金額（千円）
平成 22 年度	79	103	4,566
平成 23 年度	48	68	3,717

2. 平成 23 年度地金及び鉱物の分析業務の委託理由

委 託 理 由	件数	割合
審判分析（売買において、公的機関の分析値必要）	43 件	90%
製作品・購入品の品位確認	2 件	4%
目的成分含有量の確認	2 件	4%
その他	1 件	2%
合 計	48 件	100%

評価の指標

- 貴金属の品位証明等の業務のサービス向上に向けた取組状況
- 貴金属の品位証明についての広報の充実への取組状況
- 地金及び鉱物の分析業務についての審判分析等の実施状況

評 価 等

評 定

A

（理由・指摘事項等）

貴金属の品位証明については、国際規格に準拠した新制度への移行に適切に対応することができた。

イベント会場、消費者センター等において、プレゼンテーション及びリーフレット配布によりPRを行っている。

貴金属の品位証明の受託状況については、前年度に比べて件数が増加する一方、数量・売上高は減少しているため留意する必要がある。

地金及び鉱物の審判分析業務については、第三者機関として実施する審判分析等を通じ、公共的役割を果たすよう努めている。

以上を総合的に勘案して、本項目の評定をAとする。

独立行政法人造幣局 事業年度評価の項目別評価シート（13）

大項目：Ⅲ. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

中項目：1. 予算（中期計画の予算）、2. 収支計画、3. 資金計画

中期目標	<p>造幣局は、引き続き、部門別管理を適切に行い、収支を的確に把握しつつ、業務運営の効率化に努め、本中期目標期間内についても採算性の確保を図るものとする。</p> <p>また、事業全体について、上記「Ⅱ. 業務運営の効率化に関する事項」で設定する指標を用いて、本中期目標期間の具体的な目標を設定し、その確実な実行に努めるものとする。</p> <p>これらを通じて、経営環境の変化等で貨幣等の製造数量が急速に落ち込んだ場合などにおいても、円滑な業務運営が行えるよう財務体質の強化を図るものとする。</p> <p>さらに、財務内容について、できる限り民間企業で行われているものと同等の内容の情報開示を行うものとする。</p>
中期計画	<p>業務運営の効率化に関する目標を達成するため、管理会計の活用により造幣局の組織運営形態に合わせた適切な部門別管理を行うことにより、部門別の収支を的確に把握し、採算性の確保を図ります。</p> <p>事業全体についての経営指標として、経常収支比率を選定し、毎年度100%以上になるように努め、本中期目標期間中、貨幣の製造数量が増加するとは見込まれないという状況にも十分対応できる健全な財務内容の維持・改善に努めます。</p> <p>また、製造工程の効率化に関しては、適正な在庫管理をみる指標である棚卸資産回転率を選定し、本中期目標期間中の平均が平成19年度実績と比べ向上するよう努めます。</p> <p>（計算式）棚卸資産回転率＝売上高÷（（前期末棚卸資産＋当期末棚卸資産）÷2）</p> <p>さらに、財務内容について、できる限り民間企業で行われているものと同等の内容の情報開示を行います。</p> <p>（注）経常収支比率 $\text{経常収益} \div \text{経常費用} \times 100$</p> <p>1. 予算（中期計画の予算）</p> <p>本中期目標期間中の予算は以下のとおりです。</p> <p>なお、下記の人件費は退職手当等を含んでおり、このうち役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の人件費見積額については、本中期目標期間中総額33,841百万円を見込んでいます。</p>

平成20年度～平成24年度予算

(単位：百万円)

区 別	金 額
収 入	
業務収入	168,269
その他の収入	1,380
計	169,648
支 出	
業務支出	149,291
原材料の仕入支出	42,591
人件費支出	49,185
その他の業務支出	28,145
貨幣法第10条に基づく国庫納付金の支払額	29,370
施設整備費	13,260
計	162,551

(注1) 上記記載額は以下の条件に基づき試算したものであり、大幅な業務量の変動等、中期計画策定時に想定されなかった事象が生じた場合には、変動することがあります(収支計画、資金計画も同様です)。

○ 平成20年3月時点に見込まれた貨幣(20年度以降の通常貨幣11.3億枚)の製造枚数を前提としています。なお、貨幣の製造枚数は、流通状況等を踏まえて毎年決定されるものであることから、試算と異なる場合があります。

○ 人件費のベースアップ伸び率を年0%として試算しています。

(注2) 施設整備費は、生産関連設備などの固定資産支出額です。

(注3) 資産債務改革の趣旨を踏まえた組織の見直しにより発生する収入及び支出は含まれていません。

(注4) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

2. 収支計画

平成20年度～平成24年度収支計画

(単位：百万円)

区 別	金 額
収益の部	
売上高	208,573
営業外収益	2,248
宿舍貸付料等	2,248
特別利益	0
計	210,821
費用の部	
売上原価	167,689
(貨幣販売国庫納付金)	29,370
販売費及び一般管理費	36,637
営業外費用	373
固定資産除却損	373
特別損失	0
計	204,699
純利益	6,122
目的積立金取崩額	0
総利益	6,122

(注1) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

(注2) 21年度予定の年金財政再計算に伴い、整理資源に係る退職給付債務額の見直しを行うため費用の金額を変更する場合があります。

なお、整理資源とは、現在支給されている共済年金のうち、昭和34年10月前の恩給期間を

有する者に支給される年金に係る負担をいいます。
 (注3) 上記の数字は、消費税を除いた金額です。
 (注4) 上記の計画については、売上高及び売上原価に、前期の計画において計上していなかった財務大臣からの支給地金見込額(本中期目標期間中48,317百万円)を計上しています。

3. 資金計画

平成20年度～平成24年度資金計画

(単位：百万円)

区 別	金 額
資金収入	195,650
業務活動による収入	169,890
業務収入	168,264
その他の収入	1,626
投資活動による収入	13,300
財務活動による収入	0
前期よりの繰越金	12,460
資金支出	195,650
業務活動による支出	147,039
原材料の仕入支出	40,563
人件費支出	49,715
その他の業務支出	26,545
貨幣法第10条に基づく国庫納付金の支払額	24,732
積立金の処分に係る国庫納付金の支払額	5,484
投資活動による支出	36,129
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	12,483

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

(参 考)
 年度計画

業務運営の効率化に関する目標を達成するため、造幣局の組織運営形態に合わせた適切な部門別管理を行うことにより、採算性の確保を図ります。

経常収支比率については、平成23年度の実績が100%以上となるよう努めます。

また、ERP システム等を使用することにより適切な在庫管理を行い、棚卸資産回転率が平成19年度の実績を上回るように努めます。

さらに、財務内容について、できる限り民間企業で行われているものと同等の内容の情報開示を行います。

1. 予算

平成23年度予算

(単位：百万円)

区 別	金 額
収 入	
業務収入	25,765
その他の収入	293
計	26,058
支 出	
業務支出	21,167
原材料の仕入支出	3,979
人件費支出	9,144
その他の業務支出	5,009
貨幣法第10条に基づく国庫納付金の支払額	3,036
施設整備費	3,979
計	25,145

(注1) 上記記載額は以下の条件に基づき試算したものであり、大幅な業務量の変動等、中期計画策定時に想定されなかった事象が生じた場合には、変動することがあります(収支計画、資金計画も同様です)。

○業務収入は、通常貨幣 7.93 億枚の製造枚数を前提としています。従って、製造枚数の変更に伴い、上記記載額も変動します。

○人件費のベースアップ伸び率を年0%として試算しています。

(注2) 施設整備費は、生産関連設備などの固定資産支出額です。

(注3) 資産債務改革の趣旨を踏まえた組織の見直しにより発生する収入及び支出は含まれていません。

(注4) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

2. 収支計画

平成23年度収支計画

(単位：百万円)

区 別	金 額
収益の部	
売上高	29,026
営業外収益	444
宿舍貸付料等	444
特別利益	0
計	29,470
費用の部	
売上原価	21,241
(貨幣販売国庫納付金)	3,036
販売費及び一般管理費	6,183
営業外費用	56
固定資産除却損	56
特別損失	0
計	27,480
純利益	1,990
目的積立金取崩額	0
総利益	1,990

- (注1) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。
- (注2) 上記の数字は、消費税を除いた金額です。
- (注3) 上記の計画については、売上高及び売上原価に財務大臣からの支給地金見込額（4,488百万円）を計上しています。

3. 資金計画

平成23年度資金計画

(単位：百万円)

区 別	金 額
資金収入	47,201
業務活動による収入	26,116
業務収入	25,778
その他の収入	339
投資活動による収入	18,857
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	2,228
資金支出	47,201
業務活動による支出	21,484
原材料の仕入支出	3,864
人件費支出	9,153
その他の業務支出	5,329
貨幣法第10条に基づく国庫納付金の支払額	3,138
積立金の処分に係る国庫納付金の支払額	0
投資活動による支出	23,789
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	1,928

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

業務の実績

○適切な部門別管理の状況

年度計画の確実な達成に向けて、業務運営に伴う収支状況の把握を徹底するため、ERPシステムを活用し、貨幣製造部門、貨幣販売部門、勲章・金属工芸品製造部門及び品位証明部門別、本支局別及び工程別にコストを試算した。また、年度当初に設定した標準的な作業費用と実際の発生費用の相違等をトラブルの発生、作業時間および貨幣製造等業務量など業務運営の実績を踏まえて分析するとともに、貨幣製造契約の変更、貨幣販売計画の変更等に伴って収入についても試算した。それらの結果を踏まえ、必要の都度収支状況を理事懇談会で報告し、必要な業務改善の検討を行っている。

平成23年度においても、収入見込みを精査しつつ、ERPの活用等により、コストの発生原因をきめ細かく分析し、収支見込みを必要の都度見直すとともに、支出内容を点検し、経費の削減を行った。

○経常収支比率

上記の取組により、平成23年度の経常収支比率は、年度計画目標の100%を上回る108.6%となった。

○適正在庫管理への取組状況

在庫管理に当たっては、貨幣等を確実に製造するために、設備機械の停止等の緊急時に対処するための在庫を除き、極力圧縮している。平成23年度においても、適正在庫の考え方について整理を行い、理事会で経営幹部が検討し、共通認識のもと、在庫の適正化に向けて引き続き取組を行った。保有在庫の種類・数量については常時把握しており、貨幣製造の貨種毎の増減や記念貨幣の追加発行等に合わせて、年間を通じて、随時、事業部別、工場別、作業工程別に見直している。

○棚卸資産回転率

棚卸資産については、下記のとおり、数量ベースで前年度に比べて減少し、期末の棚卸資産額は期初を下回り、平均棚卸資産評価額も減少した。

他方、売上高については前年度から微増した結果、平成23年度の棚卸資産回転率は3.43回となり、年度計画の目標値（平成19年度の実績2.32回）を上回った。

（参考）棚卸資産回転率

（単位：百万円）

	平成22年度	平成23年度
売上高	28,220	28,800
前期末棚卸資産	9,332	8,439
当期末棚卸資産	8,439	8,349
平均棚卸資産評価額	8,886	8,394
棚卸資産回転率（回）	3.18	3.43
（参考）期末在庫数量（原材料）	1,892 トン	1,545 トン

○民間企業と同等の財務内容の情報開示の状況

平成22年度における財務諸表等については、平成23年8月31日に財務大臣の承認を受け、独立行政法人通則法第38条第4項の規定に基づき、直ちに所要の手続を行い、次のとおり情報開示を行った。

（ア）造幣局ホームページ（平成23年9月2日）

貸借対照表、損益計算書、製造原価明細書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類、行政サービス実施コスト計算書、重要な会計方針、附属明細書、事業報告書、決算報告書、監事の意見及び会計監査人の意見

（イ）一般の閲覧（平成23年9月2日から5年間）

造幣局ホームページ掲載内容と同じ

（ウ）官報（平成23年9月29日）

貸借対照表、損益計算書、製造原価明細書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類、行政サービス実施コスト計算書、重要な会計方針、附属明細書

1. 予算及び決算

平成23年度予算及び決算

(単位：百万円)

区 別	予算額	決算額
収 入		
業務収入	25,765	24,906
その他の収入	293	254
計	26,058	25,160
支 出		
業務支出	21,167	20,779
原材料の仕入支出	3,979	3,836
人件費支出	9,144	9,141
その他の業務支出	5,009	4,652
貨幣法第10条に基づく国庫納付金の支払額	3,036	3,150
施設整備費	3,979	1,432
不要財産に係る国庫納付金の支払額	0	2,123
計	25,145	24,334

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

2. 収支計画及び実績

平成23年度収支計画及び実績

(単位：百万円)

区 別	計画額	実績額
収益の部		
売上高	29,026	28,800
営業外収益	444	477
宿舍貸付料等	444	477
特別利益	0	1
計	29,470	29,278
費用の部		
売上原価	21,241	21,186
(貨幣販売国庫納付金)	3,036	3,150
販売費及び一般管理費	6,183	5,729
営業外費用	56	33
固定資産除却損等	56	33
特別損失	0	1,483
計	27,480	28,431
純利益	1,990	847
目的積立金取崩額	0	0
総利益	1,990	847

(注1) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注2) 上記の数字は、消費税を除いた金額である。

(注3) 売上高及び売上原価について、財務大臣からの支給地金見込額及び実績額を計上している。

(注4) 「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準」により減損が認識された資産については、財務諸表に記載した。

(注5) 当期純利益847百万円については、現在、造幣局において目的積立金を充てる事案を予定していないため、目的積立金の申請は行わず、全額通常の積立金として計上することとする。

3. 資金計画及び実績

平成23年度資金計画及び実績

(単位：百万円)

区 別	計画額	実績額
資金収入	47,201	100,287
業務活動による収入	26,116	24,849
業務収入	25,778	24,550
その他の収入	339	299
投資活動による収入	18,857	73,701
財務活動による収入	0	0
前年度よりの繰越金	2,228	1,737
資金支出	47,201	100,287
業務活動による支出	21,484	20,889
原材料の仕入支出	3,864	3,741
人件費支出	9,153	9,127
その他の業務支出	5,329	4,759
貨幣法第10条に基づく国庫納付金の支払額	3,138	3,262
積立金の処分に係る国庫納付金の支払額	0	0
投資活動による支出	23,789	75,748
財務活動による支出	0	2,123
翌年度への繰越金	1,928	1,528

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

なお、造幣局は個別法に基づいて事業として資金運用を行う法人ではないので、資金の運用は、独立行政法人通則法第47条の規定に基づいていわゆる安全資産に限定して行っている。

評価の指標

- 適切な部門別管理の状況
- 経常収支比率
- 適正な在庫管理への取組状況
- 棚卸資産回転率
- 民間企業と同等の財務内容の情報開示の状況

評 価 等	評 定	(理由・指摘事項等)
	A	<p>大幅な経費削減を行った結果、経常収支比率は年度計画の目標（100%）を上回り、108.6%となった。また、棚卸資産回転率についても、年度計画の目標値2.32回を上回る3.43回となり、年度計画を達成した。</p> <p>財務内容についても、民間企業と同等の内容の情報開示を実施している。</p> <p>以上を総合的に勘案して、本項目の評定をAとする。</p>

独立行政法人造幣局 事業年度評価の項目別評価シート（14）

大項目：IV. 短期借入金の限度額

中項目：_____

中期目標		
中期計画	<p>予見しがたい事由により緊急に借入れする必要がある場合の短期借入金の限度額を 80 億円とします。</p> <p>（注）限度額の考え方：国への貨幣等の納入時期と、国からの貨幣等製造代金の受入時期に、最大3カ月程度のタイムラグを見込んで積算しています。</p>	
（参考） 年度計画	<p>予見しがたい事由により緊急に借入れする必要がある場合の短期借入金の限度額を 80 億円とします。</p>	
業務の実績	<p>○短期借入れの状況 実績なし。</p>	
評価の指標	<p>○短期借入れの状況</p>	
評価等	評 定	（理由・指摘事項等）
	該当なし	

独立行政法人造幣局 事業年度評価の項目別評価シート（15）

大項目：V. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

中項目：_____

中期目標	
中期計画	資産債務改革の趣旨を踏まえ、組織の見直し及び保有資産の見直しの結果、遊休資産が生ずる場合、当該遊休資産について、将来の事業再編や経営戦略上必要となるものを除き、適切な処分を行います。
(参考) 年度計画	資産債務改革の趣旨を踏まえ、組織の見直し及び保有資産の見直しの結果、遊休資産が生ずる場合、当該遊休資産について、将来の事業再編や経営戦略上必要となるものを除き、適切な処分を行います。
業務の実績	<p>○重要な財産の譲渡、又は担保の状況</p> <p>主務省令（平成15年3月31日財務省令第44号）で定める重要な財産の国庫納付に該当する8件（四条畷宿舎等、伊東分室、宮島分室、枚方宿舎、現金（地金の売却収入2件、金属工芸品の売却収入、政府出資にかかる土地の譲渡に伴う物件移転補償金））について、独立行政法人通則法第46条の2の規定に基づき、下記のとおり適正に事務処理を行った。</p> <p>（ア）四条畷宿舎等、伊東分室、宮島分室、現金（地金の売却収入）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財務大臣へ国庫納付の認可申請（6月20日） ・財務大臣認可（6月29日） ・国庫納付（7月29日） <p>（イ）枚方宿舎、現金（地金の売却収入、金属工芸品の売却収入、政府出資にかかる土地の譲渡に伴う物件移転補償金）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財務大臣へ国庫納付の認可申請（10月28日） ・財務大臣認可（12月5日） ・国庫納付（現金12月19日、枚方宿舎12月27日）
評価の指標	○重要な財産の譲渡、又は担保の状況

評 価 等	評 定	(理由・指摘事項等)
	○	<p>重要な財産の国庫納付に該当する 8 件（四条畷宿舎等、伊東分室、宮島分室、枚方宿舎、現金（地金の売却収入 2 件、金属工芸品の売却収入、政府出資にかかる土地の譲渡に伴う物件移転補償金））について、国庫納付を行った。</p>

独立行政法人造幣局 事業年度評価の項目別評価シート（16）

大項目：VI. 剰余金の使途

中項目：

中期目標		
中期計画	決算において剰余金が生じたときは、施設・設備の更新・整備のほか、職員の資質向上のための研修等の充実、研究開発業務の充実、貨幣の信頼を維持するために必要な情報提供の充実、職場環境の整備、及び環境保全の推進に充てます。	
(参考) 年度計画	決算において剰余金が生じたときは、施設・設備の更新・整備のほか、職員の資質向上のための研修等の充実、研究開発業務の充実、貨幣の信頼を維持するために必要な情報提供の充実、職場環境の整備、及び環境保全の推進に充てます。	
業務の実績	○剰余金の使途の状況 剰余金の使途については、実績なし。 平成23年度末の利益剰余金は140.6億円で、そのうち積立金が132.2億円、平成23年度末の当期未処分利益が8.5億円である。	
評価の指標	○剰余金の使途の状況	
評価等	評定	(理由・指摘事項等)
	該当なし	

独立行政法人造幣局 事業年度評価の項目別評価シート（17）

大項目：Ⅶ. その他財務省令で定める業務運営に関する事項

中項目：1. 人事に関する計画

中期目標	造幣局は、業務運営の効率化及び業務の質の向上に関する目標の達成を図るため、職員の資質の向上のための研修及び確実かつ効率的な業務処理に則した人事に関する計画を定め、それを着実に実施するものとする。
中期計画	<p>(1) 人材の効率的な活用 優秀な人材を確保するとともに、職員の資質向上のための研修などを通じて計画的な人材育成を行い、適材適所の人事配置を推進します。</p> <p>(2) 職員の資質向上のための研修計画 内部研修や外部の企業等への派遣等により、職員の資質向上を図るための研修計画を策定します。さらに、より一層の研修成果が上がるように、毎年度実績評価を行い、研修計画を不断に見直します。</p> <p>本中期目標の期間中、以下の目標達成に努めます。</p> <p>① 内部研修受講者数 1,650人以上</p> <p>② 企業等派遣研修受講者数 45人以上</p>
(参考) 年度計画	<p>(1) 人材の効率的な活用 優秀な人材を確保するとともに、職員の資質向上のための研修などを通じて計画的な人材育成を行い、適材適所の人事配置を推進します。</p> <p>(2) 職員の資質向上のための研修計画 内部研修や外部の企業等への派遣等により、職員の資質向上を図るための研修計画を策定します。平成23年度は、人事評価に関する研修を継続して行うとともに、マネジメント力の向上に役立つ研修を実施して、組織力強化に貢献できる人材育成を目指します。さらに、より一層の研修成果が上がるように、実績評価を行い、研修計画を不断に見直します。</p> <p>平成23年度は、以下の目標達成に努めます。</p> <p>① 内部研修受講者数 330人以上</p> <p>② 企業等派遣研修受講者数 9人以上</p>

業務の実績

(1) 人材の効率的な活用

優秀な人材を確保するとともに、職員の資質向上のための研修などを通じて計画的な人材育成を行うことにより、適材適所の人事配置に努めた。

また、平成23年度は新人事評価制度への移行2年目にあたり、評価結果を全職員の奨励手当の成績査定に適切に反映させる仕組みを設けるなど、制度の円滑な運用に努めた。

具体的な業務の実績は、以下のとおりである。

○人材確保の状況

一般職員の採用に当たっては、①官庁業務合同説明会及び官庁公開フェスティバル等に積極的に参加する、②官庁訪問にも積極的に応じる、③造幣局のホームページに採用情報を判りやすく掲載する、等により造幣局での職務内容等の周知に努め、造幣局での勤務を志望する者の中から人物本位の採用を行うための面接を重視した採用を行った。

工芸職員の採用に当たっては、造幣局のホームページに募集要項を掲載するとともに、募集情報を美術大学等へ周知することにより募集を行い、応募者の中から応募者の実力を知るための作品審査（1次試験）及び人物本位の面接（2次試験）をともに重視した採用を行った。

技能職員の採用に当たっては、求人票を早期に各学校に発送することにより、所要の人材確保に努めた。

(参考) 平成24年4月1日付採用状況

試験等区分	採用人員	備考
I 種	1名(0名)	試験採用
II 種	2名(0名)	
工芸職	1名(1名)	選考採用
技能職	8名(2名)	
計	12名(3名)	

() 内書は女性

以上の新卒者の採用のほか、障害者を対象とした一般職員（中途採用）の募集を行い、労働局・ハローワークが主催する障害者就職面接会に参加して多数の応募者を確保し、その中から面接により人物本位の採用を行った（平成23年10月1日付採用4名（うち女性1名）、平成24年4月1日付採用1名（うち女性0名））。また、公認会計士資格を有する任期付職員（課長補佐級職員）の採用について、造幣局ホームページに募集要項を掲載するとともに、人事院ホームページの任期付職員公募情報のページ及び日本公認会計士協会ホームページの官公庁等採用情報のページへ求人情報の掲載を依頼して募集を行い、応募者の中から面接により人物本位の採用を行った（平成24年4月1日付採用1名（うち女性1名））。

○適材適所の人事配置の状況

1. 人事配置については、業務の効率化を進める中で、業務量に応じた適正な人員配置を行うとともに、職員の職務能力、適性、将来性などを総合的に勘案することを基本として実施した。特に、造幣事業の着実な運営と発展を継続していくためにも、適切な人員配置は重要であり、枢要な管理職ポストについては、実行力・指導力のある人材を人物本位で選考し配置した。

なお、一般職員については、業務に対する専門性を高めるため、人事異動のサイクルを長くしてできるだけ同じポストに留めることを方針としている。

2. また、平成23年度は目標管理の考え方を採り入れた新人事評価制度への移行2年目に当たり、評価結果について、課室長以上の職員は6月、課長補佐級以下の職員は12月の奨励手当から、成績査定に反映させるようにした。

新人事評価制度においては、年1回の能力評価と年2回の業績評価により、職員が職務を遂行するに当たり発揮した能力と挙げた業績を正しく把握し、採用試験の種類や年次にとらわれることなく、任用面や給与面に公正に反映させるとともに、職員一人ひとりの強み・弱みを把握し、必要な指導を行うことで、各人の能力向上・スキルアップを図ることとしている。

(2) 職員の資質向上のための研修計画

平成23年度の研修については、内部研修や外部の企業への派遣等により、職員の資質向上を図れるように研修計画を策定し、以下のとおり、平成23年度中の内部研修受講者数が330人以上、企業等派遣研修受講者数9人以上となる目標を達成した。

○計画の策定、実施、実績評価及び見直しの状況

1. 研修計画の策定状況

平成22年度に実施した研修の実績評価等を踏まえ、平成23年度の研修計画においては、人事評価に関する研修を継続して行うとともに、マネジメント力の向上に役立つ研修を実施して、組織力強化に貢献できる人材育成を目指すこととし、次のことに重点をおいて効果的な研修を行うこととした。

① 階層別研修については、人事評価に関する研修に加え、ISO、プレゼンテーション、コミュニケーション、コーチング及びコンプライアンス等に関する研修を更に充実させて実施し、各階層に求められるマネジメント力の向上を図り、必要な職務遂行能力を養成する。また、管理者としての更なるマネジメント力の向上を図るため、新任課長に課題設定力及び問題解決力等を養成する研修を実施する。

② 目的別研修については、専門性能力向上を目的として、人事労務管理、広報、財務・経理、販売管理及び技術管理等の実務研修を実施する。また、コンプライアンスに関する研修、情報システムに関する研修、金工技能レベルアップ研修、ISOに関する研修及び人事評価に関する研修を引き続き実施する。さらに、外部機関主催のセミナーへの参加等により、マネジメント力の向上に役立つ研修を実施する。

2. 研修の実施状況

平成23年度の研修は、内部研修（主として、造幣局の研修所施設を利用した集合研修）と外部研修（企業又は国内外の大学等研修機関に派遣したもの）に分けて、以下のとおり実施した。

（内部研修）

- ① 組織力強化に貢献できる人材育成のため、各階層別研修において人事評価に関する研修に加え、ISO、プレゼンテーション、コミュニケーション、コーチング及びコンプライアンスに関する研修を更に充実させて実施した。また、課長クラスを対象に、課題設定力及び問題解決力等を養成するマネジメント力向上研修を実施した。
- ② 貨幣部門の幅広い業務に関する知識や技能を習得した職員を養成するため、貨幣部門総合技能研修を実施した。その内容は、前出（Ⅱ. 2（1））の「○貨幣部門における技能研修の実施状況」を参照。
- ③ 工芸技能の充実強化を図るため、工芸部門総合技能研修Ⅰ及びⅡ、金工技能レベルアップ研修を実施した。その内容は、前出（Ⅱ. 3（1））の「○伝統技術の維持・継承と職員の技術向上の状況」を参照。
- ④ 製造現場の職員を対象に、労働災害防止のためのリスクアセスメントに関する研修を実施した。
- ⑤ ERPシステムに係る購買依頼業務の実務担当者を対象に、購買依頼業務に関する応用知識、操作技術の向上を図る研修を実施した。
- ⑥ 環境改善についての認識を深めるため、課長補佐及び係長を対象に環境改善に関する基礎知識を習得する研修を実施するとともに、製造部門の係長及び作業長を対象にエネルギー管理標準の作成手法を習得する研修を実施した。

（派遣研修）

- ① 後出の「○企業派遣研修参加人数」で説明するとおり、企業派遣研修を実施した。
- ② 斬新なアイデアと優れた技術を習得させるため、工芸職員1名をアメリカ・ニューヨークの美術大学に派遣した。

（その他の外部研修）

専門性能力の向上を目的として、大阪商工会議所等が主催する人事労務管理、広報、財務・経理、販売管理及び技術管理等の研修44件に76人を派遣したほか、業務に必要な資格の取得・維持のための講習会など、合わせて406件の外部研修に835人を派遣した。

3. 人材育成会議の開催

人事部門（人事課及び研修所）と各部筆頭課長等が人材育成に関して意見交換や情報交換を行うことを通じて、各部署の研修ニーズや現行の研修に対する効果をくみ上げ、研修内容の質の向上及び効果的・効率的な研修の実施を図ることを目的として、

「人材育成会議」を立ち上げた。

平成23年5月に開催した第1回会議においては、若手一般職員を対象とする「一般総合研修」における科目の見直し等について議論した。また12月に開催した第2回会議においては、平成24年度の研修計画等について議論した。

4. 実績評価及び見直し状況

平成23年度に実施した研修の実績評価及び人材育成会議での議論等を踏まえ、平成24年度の研修計画においては、マネジメント力の向上に役立つ研修を実施して、組織力強化に貢献できる人材育成を目指すこととし、次のことに重点をおいて効果的な研修を行うこととした。

- ① 階層別研修については、人事評価、ISO、プレゼンテーション、コミュニケーション、コーチング及びコンプライアンス等に関する研修を更に充実させて実施し、各階層に求められるマネジメント力の向上を図り、必要な職務遂行能力を養成する。また、管理者としての更なるマネジメント力の向上を図るため、課長研修において、課題設定力及び問題解決力等を養成する研修を実施するとともに、課長補佐研修において、管理監督者のあり方と部下指導能力を養成する研修を実施する。
- ② 目的別研修については、専門性能力向上を目的として、人事労務管理、広報、財務・経理、販売管理及び技術管理等の実務研修を実施する。また、コンプライアンスに関する研修、情報システムに関する研修、金工技能レベルアップ研修、ISOに関する研修及び評価能力向上のための研修を引き続き実施する。さらに、外部機関主催のセミナーへの参加等により、マネジメント力向上に役立つ研修を実施する。

○内部研修参加人数

平成23年度における内部研修の受講者数は、以下のとおり494人であった。

区分	研修名	実施月	受講者
1. 階層別研修			143人
(1) 中央研修			115人
	①新規採用職員研修	4月～5月	12人
	②新規採用職員指導員研修	5月	7人
	③係長研修	6月	6人
	④採用職員3年次研修	6月	25人
	⑤作業長研修	7月	13人
	⑥一般総合研修	9月～11月	10人
	⑦新規採用(10月採用)職員研修	10月	5人
	⑧課長補佐研修	10月	8人
	⑨課長研修	10月	8人
	⑩新規採用職員フォローアップ研修	12月	12人
	⑪中堅技能職員研修	3月	9人
(2) 地方研修			28人
	①技能長研修(本局・東京支局合同)	6月	17人
	②技能長研修(広島支局)	9月	11人
2. 職務別研修			26人
	①工芸部門総合技能研修I	4月～3月	3人
	②貨幣部門総合技能研修	7月～2月	10人
	③金工レベルアップ研修	8・11月	9人
	④試験検定部門総合技能研修	2月	4人
3. その他の研修			325人

①リスクアセスメント研修（広島支局）	4月	31人
②ISO内部監査員養成研修	6・10月	57人
③カウンセリング研修	8月	30人
④KYT研修	8月	16人
⑤フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育	9月	17人
⑥危険有害業務従事者に対する安全衛生教育	9月	28人
⑦ERP研修	11・12月	24人
⑧環境改善基礎セミナー	11月	45人
⑨エネルギー管理標準研修	1・2月	64人
⑩マネジメント力向上研修	1・2月	13人
合計		494人

○企業派遣研修参加人数

企業派遣研修は、造幣局の内部研修では習得できない民間企業における機動的、効率的な業務の進め方や発想方法等を習得し、業務に反映させることを目的として実施している研修である。

平成23年度における企業派遣研修参加者は9人（年度計画9人以上）であり、その内訳は次のとおりである。

- | | |
|----------------|----------|
| ① 住友電気工業株式会社 | 3名（本局） |
| ② 住友金属工業株式会社 | 2名（本局） |
| ③ 株式会社富士製作所 | 1名（本局） |
| ④ 株式会社東武百貨店池袋店 | 1名（東京支局） |
| ⑤ 中国醸造株式会社 | 2名（広島支局） |

評価の指標

（1）人材の効率的な活用

○人材確保の状況

○適材適所の人事配置の状況

（2）職員の資質向上のための研修計画

○計画の策定、実施、実績評価及び見直しの状況

○内部研修参加人数

○企業派遣研修参加人数

評 価 等	評 定	(理由・指摘事項等)
	A	<p>一般職員の採用に当たっては、造幣局での職務内容について合同説明会、ホームページ等で周知に努め、造幣局での勤務を希望する者の中から人物本位の採用を行うための面接を重視した採用を行った。工芸職員の採用に当たっては、応募者の実力を知るための作品審査と人物本位の面接を共に重視した採用を行っている。技能職員の採用に当たっては、求人票を早期に各学校に発送することにより、所要の人材確保に努めている。</p> <p>人事配置については、業務の効率化や業務量に応じた適正な人員配置を行うとともに、職員の職務能力、適性、将来性など総合的に勘案することを基本として実施している。また、一般職員については業務に対する専門性を高めるため、人事異動のサイクルを長くしてできるだけ同じポストに留める方針としている。</p> <p>研修については、内部研修や外部の企業への派遣等に取り組んだ結果、平成23年度中の研修受講者が494人（目標330人以上）、企業等派遣研修受講者数9人（目標9人以上）と、それぞれ目標を達成している。</p> <p>平成23年度は目標管理の考え方を採り入れた新人事制度への移行2年目であり、移行によりどのような効果が生じたのか等の事後評価が望まれる。また、新人事制度のより効果的な運用を図るため、積極的な改善に努めるべきである。</p> <p>以上を総合的に勘案して、本項目の評定をAとする。</p>

第２期中期目標期間における研修に関する基本計画

独立行政法人造幣局は、「独立行政法人造幣局の中期計画」に基づき、第２期中期目標期間（平成２０年４月１日から平成２５年３月３１日までの５年間）における職員研修の基本計画を次のように定める。

１ 基本的な考え方

第１期中期計画期間（平成１５年度から平成１９年度まで）においては、独立行政法人への移行に伴う環境変化に的確に対応できる人材の育成という観点から、「管理・監督者のマネジメント能力の強化」、「業務運営の効率化及びコスト意識の徹底」、「目標を着実に実現していく人材の育成を目指した研修方式への改訂（各種の課題について討議式・発表形式で行う研修方式への改訂）」などを中心にして教育研修体系の改善に取り組んできた。

また、職務別研修では、各部門における技術と技能のレベルアップを図るとともに、将来の指導者の養成を図ってきた。

第２期中期計画期間（平成２０年度から平成２４年度まで）においては、「管理・監督者のマネジメント能力の強化」と「目標を着実に実現していく人材の育成」という第１期中期計画期間における研修の基本方針を踏まえつつ、職員一人ひとりの能力をさらに高めて、組織力の強化に貢献できる人材を育成することとする。このため、各職場や職員の研修ニーズの把握、研修成果の検証に努めることにより、より効果的で多様なカリキュラムを提供していくものとする。

２ 具体的な研修計画の策定・実施

各年度に行う具体的な研修計画の策定にあたっては、上記の基本方針を踏まえつつ、次のことを勘案して行うものとする。

- （１）階層別研修においては、「より実践的な研修形式で実施することにより、目標を着実に実現していく人材を育成する」という方針を継承するが、第２期中期計画の実施にあたり、さらに高い成果を生み出す人材を育成することが強く求められている。このため、業務遂行能力の向上のために有益であるプレゼンテーション、コミュニケーション、コーチング及びコンプライアンス等に関する研修をさらに充実させて、各階層における一人ひとりの職務遂行能力を着実に高めていくものとする。
- （２）職務別研修においては、これまで同様に伝統技術と技能の継承に役立つ研修を実施するが、さらに各部門が必要とするより高いレベルの技術と技能の習得を目指した研

修の実施に努めて、優れた製品の製造に貢献できる人材の育成を目指すものとする。

(3) 環境の変化や組織のニーズ等から実施を必要とする各種の研修については、各職場や職員の研修ニーズを積極的に把握して、より効果的で多様なカリキュラムを提供することにより、各課題に迅速かつ的確に対応できる人材の育成を目指すものとする。

また、職員一人ひとりが当局の事業、業務に自覚と責任を持って行動し、当局の社会的な信頼を損なうことのないよう、コンプライアンスの確保に関する研修をさらに充実させるものとする。

(4) 費用対効果を勘案した研修の実施に努めるものとする。

3 各年度の研修方針と計画の策定

第2期中期計画期間中における各年度の研修方針及び具体的な計画については、この研修基本計画を踏まえて毎年定めるものとし、必要に応じて研修制度の見直し、改善等を図っていくものとする。

4 第2期中期計画期間中の目標

第2期中期目標の期間中、以下の目標達成に努める。

- ① 内部研修受講者数 1,650人以上
- ② 企業等派遣研修受講者数 45人以上

独立行政法人造幣局 事業年度評価の項目別評価シート（18）

大項目：Ⅶ. その他財務省令で定める業務運営に関する事項

中項目：2. 施設、設備に関する計画

中期目標	<p>造幣局は、業務運営の効率化及び業務の質の向上に関する目標の達成を図るため、費用対効果や事業全体の収支などを総合的に勘案し、施設、設備に関する計画を定め、それを着実に実施するものとする。</p>																								
中期計画	<p>設備投資は、人員削減を図りつつ、業務の質を向上させるためや業務運営の効率化に対応するための適正な投資を行うことを基本とします。施設、設備に関する計画については、毎年度事後評価を行い、必要に応じて見直しを行うことにより、より一層効率的で効果の高い計画とするように努めます。</p> <p style="text-align: center;">平成20年度～平成24年度施設、設備に関する計画</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>金額(億円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">施設関連</td> <td>貨幣部門</td> <td>6.6</td> </tr> <tr> <td>その他部門</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td>共通部門</td> <td>33.8</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>41.3</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">設備関連</td> <td>貨幣部門</td> <td>63.2</td> </tr> <tr> <td>その他部門</td> <td>17.2</td> </tr> <tr> <td>共通部門</td> <td>10.9</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>91.3</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>132.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 以上の施設・設備投資に関する計画は、平成20年3月時点に見込まれた貨幣の製造枚数を前提にしたものです。剰余金を活用した投資は含まれていません。 (注2) 上記の計画については、状況の変化に応じた弾力的な対応を図るものとし、予見しがたい事情等による追加的な施設・設備整備により予定額は変更されます。</p>	区 分		金額(億円)	施設関連	貨幣部門	6.6	その他部門	0.9	共通部門	33.8	小 計	41.3	設備関連	貨幣部門	63.2	その他部門	17.2	共通部門	10.9	小 計	91.3	合 計		132.6
区 分		金額(億円)																							
施設関連	貨幣部門	6.6																							
	その他部門	0.9																							
	共通部門	33.8																							
	小 計	41.3																							
設備関連	貨幣部門	63.2																							
	その他部門	17.2																							
	共通部門	10.9																							
	小 計	91.3																							
合 計		132.6																							
(参 考) 年度計画	<p>平成23年度は、貨幣製造用溶解設備の更新を進めることにより、溶解工程における作業の安定稼働及び効率化を図るなど、業務の質を向上させるためや業務運営の効率化に対応するための適正な投資を行うことを基本とします。施設、設備に関する計画については、事後評価を行い、必要に応じて見直しを行うことにより、より一層効率的で効果の高い計画となるように努めます。</p>																								

平成23年度施設、設備に関する計画

区 分		金額(億円)
施設関連	貨幣部門	8.7
	その他部門	0.4
	共通部門	2.1
	小 計	11.2
設備関連	貨幣部門	23.9
	その他部門	2.5
	共通部門	2.3
	小 計	28.6
合 計		39.8

(注1) 以上の施設・設備投資に関する計画は、通常貨幣7.93億枚の製造枚数を前提にしたものです。

(注2) 上記の計画については、状況の変化に応じた弾力的な対応を図るものとし、予見しがたい事情等による追加的な施設・設備整備により予定額は変更されます。

業務の実績

中期計画で策定した計画を基本としつつ、案件ごとに中期計画との整合性・目的・必要性及び緊急性等を検証のうえ、貨幣製造用溶解設備の更新など、業務の質を向上させるためや業務運営の効率化に対応するための適正な投資を行うことを基本とした施設、設備に関する年度計画を策定し、年度途中においても必要な見直しを行うとともに、事後評価を実施することにより、より一層効率的で効果の高い施設、設備への投資を行うよう、以下のとおり取り組んだ。

○計画の策定、実施、事後評価及び見直しの状況

1. 施設、設備に関する年度計画の策定等の状況は以下のとおりである。

(ア) 計画の策定

中期計画で策定した施設、設備に関する計画を基本としつつ、それぞれの案件ごとに中期計画との整合性、目的、必要性及び緊急性等を精査・検証のうえ、平成23年度の設備投資計画を策定した。

(イ) 計画の実施

平成23年3月に策定した平成23年度の設備投資計画の実施にあたっては、案件ごとにその後の業務状況などを踏まえ、当初予定していた目的や投資時期が引き続き適正であるか検討した上で、一般競争入札を原則とするなど入札制度の適切な執行により、投資金額の圧縮に努めた。

(ウ) 事後評価

投資金額5千万円以上の案件については、投資目的の達成度や、投資時期の妥当性等について、案件ごとに事後評価を実施した。

(エ) 見直しの状況等

平成23年度の当初計画について、年度途中における見直しの結果、

- ① 次年度に繰り越す等により当年度は実施しないこととしたものとして、以下のものがある。
 - ・ 仕様の決定に当たり詳細な検討が必要と判断したもの（太陽光発電設備設置工事、極印工程管理システム修理等） 等
- ② 当初計画にはなく、追加で実施することとしたものとして、以下のものがある。
 - ・ 貨幣製造一貫設備の安定稼働を維持するための設備の緊急修理（面削機（屑プレス装置）修理）
 - ・ 市中に流通している貨幣の品質調査を円滑に実施するための設備の購入・改造（貨幣測定機、簡易貨幣検査機改造） 等

2. 溶解設備の更新について

広島支局の貨幣製造用溶解設備の更新については、関係者が毎週定例の打合せを行うなどにより進捗管理を確実に行之、平成24年度末の完成を目指してプロジェクトを進めているところである。

平成23年度は、「溶解工場冷却水送水設備取設その他工事」が平成24年2月29日に完成した。また、「新溶解工場新築その他整備工事」の入札を同年3月23日に行い、業者を決定した。

○適正な設備投資の状況

前項「○計画の策定、実施、事後評価及び見直しの状況」に記載のとおり、適正な設備投資に努めた結果、平成23年度の設備投資額は、下表のとおり当初計画39.8億円に対して実績は16.4億円であった。

なお、計画と実績の差23.4億円の内訳は以下のとおりである。

- ① 次年度に繰り越して実施する等により当年度は実施しなかったもの △1.9億円
 - ② 当初計画にはなく、追加で投資を実施したもの +1.5億円
 - ③ 計画策定時の見積額と実行金額との差額 △3.0億円
 - ④ 支払時期が次年度にずれ込んだもの △20.0億円
- （新溶解工場新築その他整備工事の前金払△6.0億円、貨幣製造用溶解設備の部分払△14.0億円）

平成23年度施設、設備に関する計画及び実績

(単位：億円)

区 分		計 画	実 績
施設関連	貨幣部門	8.7	2.8
	その他部門	0.4	0.2
	共通部門	2.1	1.5
	小 計	11.2	4.5
設備関連	貨幣部門	23.9	7.3
	その他部門	2.5	2.3
	共通部門	2.3	2.3
	小 計	28.6	11.9
合 計		39.8	16.4

評価の指標

- 計画の策定、実施、事後評価及び見直しの状況
- 適正な設備投資の状況

評 価 等

評 定

A

(理由・指摘事項等)

業務の質を向上させるためや業務運営の効率化に対応するための適正な投資を行うことを基本とした施設、整備に関する年度計画を策定し、年度途中においても必要な見直しを行うとともに、投資金額5千万円以上の案件については事後評価を実施し、より一層効率的で効果の高い設備へ投資を行うよう取り組んでいる。

広島支局の貨幣製造用溶解設備については、経年劣化により故障が多くなっていることから、設備の更新を行うこととし、平成23年3月に発注し、平成24年度末の完成を目指している。

設備投資の実施に当たっては、計画の見直し、入札制度の適正な執行などによって投資金額の圧縮に努めた結果、実績は当初計画の39.8億円を下回る16.4億円で止まったが、差額のうち支払時期が次年度にずれ込んだものが20.0億円あり、より適正な計画策定に努める必要がある。

以上を総合的に勘案して、本項目の評定をAとする。

独立行政法人造幣局 事業年度評価の項目別評価シート（19）

大項目：Ⅶ. その他財務省令で定める業務運営に関する事項

中項目：3. 職場環境の整備に関する計画

中期目標	<p>職員の安全と健康の確保は、効率的かつ効果的な業務運営の基礎をなすものである。このため造幣局は、安全衛生関係の法令を遵守するのみならず、安全で働きやすい職場環境を整備するための計画を定め、それを着実に実施するものとする。</p>
中期計画	<p>造幣局の業務には、著しく高い輻射熱にさらされる溶解作業、圧印等のプレス作業及び勲章の製造のような匠の技術を必要とする作業等、様々の作業があることから、快適な職場環境の実現と労働者の安全と健康を確保する必要があります。このため、労働安全衛生法をはじめとした関係法令の遵守のみならず、メンタルヘルスケアを含め、安全で働きやすい職場環境を整備するための計画を定め、その実現に努めます。</p> <p>なお、これらの計画については事後評価を行い、必要に応じて見直しを行うことにより、快適な職場環境の形成促進に役立てます。</p>
(参考) 年度計画	<p>職場巡視の実施、KYT（危険予知トレーニング）、メンタルヘルスケア及びリスクアセスメント研修等の安全衛生教育の実施、健康診断及び保健指導の実施、労働安全衛生にかかるリスクアセスメントの推進などを内容とする安全で働きやすい職場環境を整備するため定めた計画に基づいて、快適な職場環境の実現と労働者の安全・健康を確保することに努めます。</p> <p>なお、この計画については事後評価を行い、必要に応じて見直しを行うことにより、快適な職場環境の形成促進に役立てます。</p>
業務の実績	<p>平成23年度における職場環境整備計画を策定し、安全衛生教育の実施、健康診断及び保健指導の実施、労働安全衛生に係るリスクアセスメントの推進などを実施した結果、平成23年度においても「公務遂行上の死亡災害及び障害が残る災害件数のゼロを達成する」という目標を達成した。</p> <p>○計画の策定、実施、事後評価及び見直しの状況</p> <p>1. 平成23年度における職場環境整備計画の策定状況</p> <p>快適な職場環境を実現し、労働者の安全と健康を確保するために、第2期中期目標期間における「職場環境の整備に関する基本計画」に基づく「平成23年度職場環境整備計画」を平成23年3月に策定し、リスクアセスメントの推進強化月間を平成22年度に比べて増やすなど、安全で働きやすい職場環境の実現に取り組むこととした。</p>

2. 平成23年度における職場環境整備計画の実施状況

平成23年度における職場環境整備計画に基づき、後出のとおり職場巡視及び安全衛生教育等を実施したほか、平成21年8月から本格実施しているリスクアセスメント活動について以下のとおり推進した。その結果、平成23年度においても「公務遂行上の死亡災害及び障害が残る災害件数のゼロを達成する」という目標を達成した。

(リスクアセスメント活動状況)

平成23年度は、前年度に洗い出し及び見積りを行ったリスクについて、低減措置の検討・実施及び残存リスクの管理に取り組んだ。

(本局)

推進強化月間（6月、9月、12月）において、安全管理者（6月、12月）、各職場の活動推進者（9月）が集まり、安全作業標準書や事前アンケートの集計結果をもとに意見交換を行い、これを職場にフィードバックすることによって、年度内のリスク低減措置の検討・実施及び残存リスクの管理に係る活動推進の一助とした。

(東京支局)

推進強化月間（6月、9月、12月、3月）において、各職場のリスクアセスメント活動に他の職場の職員が参加、意見交換を行い、各職場の取組状況を共有し、自らの職場にフィードバックすることで、各職場におけるリスク低減措置の検討・実施及び残存リスクの管理に係る活動推進の一助とした。

(広島支局)

推進強化月間（6月、9月、12月）において、各職場の活動推進者が一同に会して、リスクアセスメント活動を進める中での疑問や問題について意見交換を行うこと等に取り組むことで、各職場におけるリスク低減措置の検討・実施及び残存リスクの管理に係る活動推進の一助とした。

3. 平成23年度における職場環境整備計画の事後評価及び見直し

平成23年度における職場環境整備計画を事後評価した結果、平成24年度における職場環境整備計画の策定に当たっては、「公務遂行上の死亡災害及び障害が残る災害件数のゼロを達成する」という目標の達成を継続するため、リスクアセスメント活動について、本質安全化（危険がない状態）の追求に向けて一歩進めた本格的な活動を推進することなどの取組みを計画することとした。

4. 天満労働基準監督署長から無災害記録証を受領

平成23年8月29日付で、天満労働基準監督署長から無災害記録証が授与された。

(注) 無災害記録証について

大阪労働局では、事業場において無災害記録を樹立したときは無災害記録証を授与することとしており、当該無災害記録は、死亡災害、休業災害、又は障害を伴う災害が業務上発生した日の翌日以降の日数を対象とし、署（労働基準監督署）無災害記録及び局（大阪労働局）無災害記録の第1類から第5類までの6段階に区分している。

造幣局本局の場合、署無災害記録の対象日数は250日で、平成22年6月8日以降、該当する災害は発生していないことから、平成23年2月12日をもって署無災害記録250日を達成しており、これについて、無災害記録証が授与された。

○職場巡視の実施状況

平成23年度における職場環境整備計画に基づき、より安全で働きやすい職場環境とするため、本局では14回、東京支局では12回、広島支局では12回、計38回の安全衛生委員による職場巡視を実施するとともに、三局の安全衛生委員による合同職場巡視を東京支局で1回実施した。

○安全衛生教育の実施状況

1. 安全教育

平成23年度における職場環境整備計画に基づき、内部研修として「『新規採用職員研修』における安全衛生教育」（17人）、「『技能長研修』における職長等教育」（28人）、「フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育」（17人）及び「危険有害業務従事者に対する安全衛生教育」（28人）を実施したほか、外部機関が実施する研修に参加させ、労働安全衛生法等で定められた教育を該当職員に対して確実に実施した。

また、法令で定められているもの以外にも、リスクアセスメント研修及びKYT（危険予知訓練）研修を実施するなど、職場における安全の確保に資するようにした。

2. メンタルヘルスケア

職員の心の健康の保持増進を図るため、以下の取組を実施した。

- ① 全役職員を対象として、平成23年12月に専門機関による「職員の心の健康状態についての診断（メンタルヘルス診断）」を実施し、その結果を本人に通知することにより、職員に自らの心の健康状態を認識させ、心の健康を保持増進させる一助とした。
- ② 全役職員を対象としたTHP講習会を本局及び広島支局は平成24年2月、東京支局は同年3月に実施し、職員の心身両面にわたる健康づくりを推進した。
(参考) THP（トータル・ヘルスプロモーション・プラン）
職場における労働者の心身両面の総合的な健康の保持増進のために、健康教育等の適切な措置を実施するものであり、当該措置の原則的な実施方法については厚生労働省が指針を定めている。
- ③ 平成23年8月に職場において部下から相談を受ける立場の職員を対象に、カウンセリング傾聴法及び技法の知識を付与する目的でカウンセリング研修を実施した。
- ④ メンタルヘルスケアに関連した外部機関が開催する研修に職員を参加させるとともに、メンタルヘルスケアに関連した検定試験を受験させることにより、職員の専門性向上を図った。

(参考) 職員の相談体制

- ・健康相談室（本局外部専門医（月3回）再任用職員（常駐））
- ・局内カウンセラー（本局7人、東京支局3人、広島支局4人）
- ・局外相談室（本局2機関、両支局各1機関）

- ⑤ 年2回（6月・12月）の服務監察時において、全課室の長に対し、職場内においてメンタルヘルスを含めて健康を害している職員の把握状況を聴取し、快適な職場環境の実現と労働者の安全・健康を確保するよう要請を行った。
- ⑥ 局内健康相談室の外部カウンセラーを委嘱しているメンタルヘルス専門医師から、平成22年度における健康相談室活動について報告を受け、今後のメンタルヘルスケア活動の参考とした。
- ⑦ 局内及び局外健康相談室の利用促進を図るため、同相談室の利用に関する情報を掲載してラミネート加工した名刺サイズのカードを「心の相談カード」として職員に配布した。

3. 民間工場見学の実施

機械や設備に潜む危険を洗い出し、危険回避につなげる取組を積極的に推進することを目的として、安全衛生委員等の関係職員に必要な知識等を付与させるべく、当該取組を積極的に行っている民間工場等の見学会を以下のとおり実施した。

	実施日	参加人数	見学先
本局	11月25日	21名	(株)竹中工務店（中之島フェスティバルタワー新築工事現場）
東京支局	10月28日	17名	後藤精工(株) 本社工場
広島支局	2月22日	18名	南条装備工業(株) 八千代工場

○健康診断の結果通知・保健指導の実施状況

平成23年度における職場環境整備計画に基づき、健康診断及び保健指導を適切に実施した。

なお、健康診断に際しては、問診票にメンタル面に関する質問事項を設けるとともに、ケアが必要と思われる職員に対しては追加面談を行うなど、メンタルヘルスケアにも注力した。その結果、作業に起因する疾病はゼロであった。

1. 健康診断の結果通知の実施状況

全職員に対して健康診断を実施した後、健康診断の結果を通知し、自らの健康管理の大切さを認識させた。

2. 保健指導の実施状況

健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要のある職員全員に対して保健指導を実施した。

<p>評価の指標</p>	<p>○計画の策定、実施、事後評価及び見直しの状況 ○職場巡視の実施状況 ○安全衛生教育の実施状況 ○健康診断の結果通知・保健指導の実施状況</p>	
<p>評価等</p>	<p>評定</p> <p>A</p>	<p>(理由・指摘事項等)</p> <p>快適な職場環境の実現、労働者の安全と健康を確保するため、「平成 23 年度職場環境整備計画」を策定し、職場巡視、安全衛生教育、リスクアセスメントの推進、メンタルヘルスケア等を行っている。その結果、「公務遂行上の死亡災害及び障害が残る災害件数のゼロを達成する」という目標を達成し、成果を挙げている。</p> <p>労働基準監督署無災害記録 250 日を達成し、天満労働基準監督署長から無災害記録証が授与された。</p> <p>労働安全衛生法に定められた健康診断を実施するとともに、その結果通知及び保健指導を実施した。健康診断の結果、作業に起因する疾病はゼロであった。</p> <p>監事監査報告における「本局及び両支局の診療所の規模、体制の見直し」について、引き続き検討する必要がある。</p> <p>以上を総合的に勘案して、本項目の評定を A とする。</p>

第２期中期目標期間における職場環境の整備に関する基本計画

独立行政法人造幣局は、「独立行政法人造幣局の中期計画」に基づき、第２期中期目標期間（平成２０年４月１日～平成２５年３月３１日までの５年間）における職場環境の整備に関する基本計画を次のように定める。

１．職場環境の整備に関する基本方針

造幣局の業務には、著しく高い輻射熱にさらされる溶解作業、圧印等のプレス作業及び勲章の製造のような匠の技術を必要とする作業等、様々な作業があることから、快適な職場環境の実現と労働者の安全と健康を確保する必要がある。このため、労働安全衛生法をはじめとした関係法令の遵守のみならず、メンタルヘルスケアを含め、安全で働きやすい職場環境を整備し、その実現に努めるものとする。

２．具体的な職場環境の整備に関する計画の策定・実施

１に掲げた基本方針を確実に実施するため、年度毎に職場環境整備計画を定めて、快適な職場環境の実現と労働者の安全・健康を確保することに努めるものとする。

（１）目標

職場環境整備にかかる具体的活動計画を着実に実行するとともに、公務遂行上の死亡災害及び障害が残る災害件数のゼロを達成する。

（２）重点項目

- ① 安全面においては、第１期と同様、ヒヤリハット活動や職場巡視を中心とした安全管理活動を通じて、危険因子の低減、本質安全化を推進していくとともに、新たに、危険の大きさを体系的に評価し、大きい危険から順次、対策を講じることで、重篤な労働災害が発生するおそれをなくし、労働災害の発生を減少させるための安全衛生管理手法であるリスクアセスメントの導入を図っていくこととする。
- ② 衛生面においては、第１期と同様、メンタルヘルスにかかる取組みを実施していくとともに、新たに、一般定期健康診断時にメンタルヘルスに関する問診を取り入れるなど、心の健康面に関する活動の充実を図っていくこととする。
- ③ また、身体の健康面においては、第１期と同様、法定の健康診断を実施し、その結果を通知し、産業医による保健指導を実施するとともに、新たに、より効率的・効果的な健康診断・保健指導の実施に資するため、健康管理データベースの構築を行うこととする。

３．その他

本基本計画については、事後評価を行い、必要に応じて見直しを行うとともに、労働安全衛生関係法令の改正や社会情勢の変化等に応じて、所要の改定を行うものとする。

独立行政法人造幣局 事業年度評価の項目別評価シート（20）

大項目：Ⅶ. その他財務省令で定める業務運営に関する事項

中項目：4. 環境保全に関する計画

中期目標	<p>造幣局は、製造事業を営む公的主体として模範となるよう地球温暖化などの環境問題へ積極的に貢献するため、環境保全と調和のとれた事業活動を遂行することが求められる。そのため、温室効果ガス排出量の削減に向けた設備投資、廃棄物等の削減、リサイクルの推進、省資源・省エネルギー対策の実施などの環境保全に関する計画を定め、それを着実に実施するものとする。</p>
中期計画	<p>「地球温暖化対策の推進に関する法律」等に基づく温室効果ガスの排出抑制、エネルギーの使用の合理化、リサイクルの推進その他の廃棄物の排出抑制、公害の防止等を通じて、環境への調和のとれた事業活動を展開します。</p> <p>このため、ISO14001については、その認証を確実に維持するとともに、省資源・省エネルギー対策の実施、公害の防止などの環境保全に関する計画を定め、その実現に努めるとともに、毎年度事後評価を行い、必要に応じて見直しを行うことにより、より一層環境保全と調和のとれた事業活動が展開できるようにします。</p> <p>(1) リサイクル</p> <p>回収貨幣は、新地金や製造工程内で発生する返り材（スクラップ）と混ぜて溶解され、新しい貨幣を作る材料として再利用されており、今後とも本中期目標の期間中、国から交付された回収貨幣については100%再利用します。溶解する際の回収貨幣の使用率については、貨幣品質を維持するために限界がありますが、溶解方法の工夫により、回収貨幣の使用向上に努めます。</p> <p>(2) 省エネ対応機器の購入等</p> <p>新たに購入、又は更新する機器については、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づいて定める調達方針等に従い、極力環境負荷の少ない省エネタイプの調達に努めます。</p> <p>また、温室効果ガス排出量の削減に向けた設備投資を行うなど地球温暖化などの環境問題へ積極的に貢献します。</p> <p>(3) 光熱水量の使用量削減</p> <p>温室効果ガスの排出の抑制等のため、第1種エネルギー管理指定工場である造幣局の工場におけるエネルギー消費原単位を対前年度比で1%以上改善するよう努めるなど、エネルギーの効率的使用、無駄使いの排除を推進することにより、使用光熱水量の削減その他使用の合理化に努めます。</p>

<p>(参 考) 年度計画</p>	<p>「地球温暖化対策の推進に関する法律」等に基づく温室効果ガスの排出抑制、エネルギーの使用の合理化、リサイクルの推進その他の廃棄物の排出抑制、公害の防止等を通じて、環境への調和のとれた事業活動を展開します。</p> <p>このため、温室効果ガスの排出の抑制、廃棄物等の削減、リサイクルの推進、省資源・省エネルギー対策の実施などを定めた環境保全に関する基本計画について、その実現に努めるとともに、事後評価を行い、必要に応じて見直しを行うことにより、より一層環境保全と調和のとれた事業活動が展開できるようにします。</p> <p>また、環境への負荷の軽減を図るため、認証取得している ISO14001 に準拠した環境マネジメントシステムを活用し、環境保全に努めます。</p> <p>(1) リサイクル</p> <p>回収貨幣は、新地金や製造工程内で発生する返り材（スクラップ）と混ぜて溶解され、新しい貨幣を作る材料として再利用されており、平成 23 年度においても国から交付された回収貨幣については 100%再利用します。</p> <p>また、溶解する際の回収貨幣の使用率については、貨幣品質を維持するために限界がありますが、溶解方法の工夫により、回収貨幣の使用向上に努めます。</p> <p>(2) 省エネ対応機器の購入等</p> <p>新たに購入、又は更新する機器については、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づいて定める平成 23 年度調達方針等に従い、極力環境負荷の少ない省エネタイプの調達に努めます。</p> <p>また、温室効果ガス排出量の削減に向け効率の良い機器への改修といった設備投資を行うなど地球温暖化などの環境問題へ積極的に貢献します。</p> <p>(3) 光熱水量の使用量削減</p> <p>温室効果ガスの排出の抑制等のため、造幣局全体としてのエネルギー消費原単位並びに第 1 種エネルギー管理指定工場である本局及び広島支局におけるエネルギー消費原単位を、造幣局に起因しない事象を考慮した上で、対前年度比で 1%以上改善するよう努めるなど、エネルギーの効率的使用、無駄使いの排除を推進することにより、使用光熱水量削減その他使用の合理化に努めます。</p>
<p>業務の実績</p>	<p>(1) リサイクル</p> <p>国から交付された回収貨幣については、新地金や製造工程内で発生する返り材（スクラップ）と混ぜて溶解し、新しい貨幣を作る材料として 100%再利用した。</p> <p>溶解する際の回収貨幣の使用率については、回収貨幣の使用率を高めるテストを継続することなどにより、回収貨幣の使用率の向上に努めた。</p> <p>具体的な取組状況は、以下のとおりである。</p>

○回収貨幣の再利用率

回収貨幣は100%再利用した。

回収貨幣交付量：約3,453t、使用量：約3,453t

(500円貨、100円貨、50円貨、10円貨、5円貨)

○回収貨幣の再使用率向上に向けての取組状況

貨幣製造における回収貨幣の使用率を向上させるため、回収貨幣の使用率を高めるテストを継続して実施するなど、使用率向上へ取り組んでいる。

(参考) 回収貨幣の再使用率

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
76%	77%	78%	83%	82%

(注) 平成23年度の使用率が平成22年度の使用率を下回ったのは、平成23年度は平成22年度と比較して全貨幣の製造量はほぼ変わらないものの、使用率が比較的高い青銅貨幣の製造割合が小さくなり、全貨幣における使用率が下がったためである。

(2) 省エネ対応機器の購入等

平成20年7月に策定した「環境保全に関する基本計画」(計画期間：平成20～24年度)に基づき、平成23年度においても継続して省エネ対応機器の購入等を推進した結果、53件の調達実績となった。

具体的な業務の実績は、以下のとおりである。

○計画の策定、実施、事後評価及び見直しの状況

環境保全と調和のとれた事業活動を遂行するため、温室効果ガスの排出の抑制、廃棄物等の削減、リサイクルの推進、省資源・省エネルギー対策の実施などに関して、平成20～24年度を計画期間とする「環境保全に関する基本計画」を平成20年7月に定め、実現に努めているところである。平成23年度は計画期間の4か年目にあたることから、引き続き当初計画に沿って実現に努めた。具体的には次のとおりである。

- ・ 廃棄物の減量等については、用紙類等の使用量削減、事務室等で発生する一般廃棄物の減量に努めた。
- ・ リサイクルの推進については、ゴミの分別を実施するとともに、再生品(古紙パルプ100%の再生紙のように本体の再生材料使用率が100%であるもの)の調達を推進するとともに、各事務室等で発生する廃棄物等についても、再生利用すべく分別を徹底した。
- ・ 省資源・省エネルギー対策の実施について、その実施状況は後出の「○省エネ対応機器の調達状況」及び「○光熱水量の使用削減への取組状況」を参照。
- ・ 環境物品調達の推進については、次項「○調達方針の策定状況」を参照。
- ・ 環境保全に関する啓蒙活動の推進については、局内で実施される各種研修において公害防止に関する講義を行うとともに、省エネ・省資源の推進に関し協力要請を行っ

た。

○調達方針の策定状況

グリーン購入法第7条の規定に基づき、平成23年4月に、平成23年度における「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を策定し、周知した。この方針に基づき「調達目標（品目ごとの調達数量に占める基準適合調達の数量の割合）値100%」の達成に努力することとした。

その結果、方針で定める環境物品の調達率は、ポスター印刷用のカラーコピー紙や耐熱作業手袋など、やむを得ず環境物品に該当しない物品を調達した場合があったものの、ほぼ100%であった。

○省エネ対応機器の調達状況

省エネ対応機器の調達実績は、前年度より継続借上分も含め、本局34件、東京支局8件、広島支局11件、合計53件であった。主な省エネ対応機器としては、パソコン、プリンタ、コピー機及び複合機等がある。

○温室効果ガス排出量の削減に向けた設備投資などの取組状況

省エネルギー化を図り、温室効果ガス排出量の削減に資するため、本局において「空調設備（工芸課）改修工事」及び「庁舎照明器具取替工事」を実施した。この工事による温室効果ガス排出量の削減効果は、「二酸化炭素換算29トン／年」と推計される。

(3) 光熱水量の使用量削減

光熱水使用量の削減その他使用の合理化に努めたこと等により、使用量については電気、ガス、水道とも削減できており、第1種エネルギー管理指定工場（本局及び広島支局）及び造幣局全体（本局、東京支局及び広島支局の合算）におけるエネルギー消費原単位については、前年度比で本局が△11.0%の改善、広島支局が△0.6%の改善、造幣局全体では△6.6%の改善となった。

具体的な業務の実績は、以下のとおりである。

○計画の策定、実施、事後評価及び見直しの状況

上記「環境保全に関する基本計画」において、エネルギーの効率的使用その他使用光熱水量の削減（温室効果ガスの排出の抑制を含む。）について定め、その内容を実施している。

なお、その実施状況については、前項「省エネ対応機器の調達状況」、次項「エネルギー原単位の改善状況」等、各項目において記載した。

○エネルギー原単位の改善状況

第1種エネルギー管理指定工場（本局及び広島支局）におけるエネルギー消費原単位及び特定事業者としての造幣局全体（本局、東京支局及び広島支局の合算）のエネルギー消費原単位を対前年度比で△1%以上改善するよう努めた結果、本局は△11.0%

の改善、広島支局が△0.6%の改善、造幣局全体で△6.6%の改善となり、広島支局は目標を下回ったものの、本局及び造幣局全体で目標を達成することができた。

これは、次項「○光熱水量の使用量削減への取組状況」のとおりエネルギー使用量削減のための取組を実施したことのほか、記録的な猛暑であった前年度に比して夏季の空調用ガスの消費量が少なかったことに加え、節電実行計画を実施したことにより、

- ・ 本局においては生産数量が前年度比2.3%増加したのに対し、エネルギー使用量が前年度比△9.0%と減少したこと。
- ・ 広島支局においては生産数量が前年度比△1.8%と減少したが、溶解温度の高い白銅の溶解・圧延作業が増加したことなどにより、エネルギー使用量が前年度比△2.4%に留まったこと。
- ・ 造幣局全体として生産数量は△0.3%の減少となっているものの、エネルギー使用量は△6.9%の減少となっていること。

が要因となっている。

【本局】

区 分	エネルギー消費量(kL原油)	生産数量(トン)	エネルギー原単位(kL/千トン)
平成22年度	3,966	20,367	194.7
平成23年度	3,611	20,841	173.3
増減率	△9.0%	2.3%	△11.0%

【広島支局】

区 分	エネルギー消費量(kL原油)	生産数量(トン)	エネルギー原単位(kL/千トン)
平成22年度	4,043	32,334	125.0
平成23年度	3,947	31,761	124.3
増減率	△2.4%	△1.8%	△0.6%

【造幣局全体】 (本局、東京支局及び広島支局の合算)

区 分	エネルギー消費量(kL原油)	生産数量(トン)	エネルギー原単位(kL/千トン)
平成22年度	8,701	52,984	164.2
平成23年度	8,103	52,809	153.4
増減率	△6.9%	△0.3%	△6.6%

○光熱水量の使用量削減への取組状況

1. 使用量削減のために講じた措置

- ① 夏季及び冬季における省エネルギーの推進について方針を定め(5月及び11月)、各課において取組を実施した。なお、推進についての方針の骨子は次のとおりである。
 - ・ 冷暖房の使用期間は、冷房は7月～9月、暖房は12月～3月とする。
 - ・ 冷暖房の強度は、冷房時は室温が概ね28℃以上、暖房時は同19℃以下となるよう設定する。
 - ・ 更衣室その他長時間人が滞留しない場所においては、冷暖房の使用を極力控える。
 - ・ 冷暖房の効率的な使用に資するため、扉・窓の閉鎖、ブラインド等による日光遮

蔽等を工夫する。

- ・ 冷暖房の使用制限に伴う身体的不快感を極力軽減するため、軽装及び防寒装の許容を励行する。
- ・ 不要な電灯の消灯、エレベーター利用の抑制など季節にかかわらず実施できる省エネルギー対策については、通年で実施する。

② 前出「〇温室効果ガス排出量の削減に向けた設備投資などの取組状況」のとおり本局の空調設備を省エネタイプのものに更新したほか、円形焼鈍炉の待機時間を可能な限り短縮するなど、ガスや電気を消費する設備の稼働方法の更なる見直しに取り組み、電気及びガスの使用量削減に努めた。

③ 平成24年2月に本支局のエネルギー管理者等を委員とする省エネルギー対策委員会を開催し、本支局別のエネルギーの使用状況を確認するとともに、本支局各課における省エネルギーのための取組状況等について情報交換を行った。

2. 節電実行計画の策定及び実施について

① 「夏期の電力需給対策について」（平成23年5月13日電力需給緊急対策本部決定）等により、東京電力管内にある東京支局について、ピーク期間・時間帯（平成23年7月～9月（平日）の9時～20時）の最大電力使用量を前年実績比で15%以上抑制することを要請されたことから、18%以上抑制を目標とする東京支局節電実行計画を策定し、6月21日に造幣局ホームページで公表し、7月1日から実施した。

また、関西電力管内においても、電力会社等から節電の協力依頼があったことから、最大電力使用量を前年実績比で10%以上抑制する本局節電実行計画を6月30日付で策定し、7月1日から実施した。

さらに、7月20日に政府から「西日本の節電に関する協力依頼」が発せられ、関西電力管内においては10%以上を目途とする節電、その他の西日本の電力会社管内においても支障を生じない範囲での節電について協力依頼があったことから、自主的な節電に取り組んでいた広島支局においても11%相当以上の抑制を努力目標とする広島支局節電実行計画を7月25日に策定し、同日から実施した。

節電実行計画の実施に当たっては、各局に節電対策本部を設置し、生産設備の稼働時間帯の分散や照明設備等の間引きなどの節電対策を推進するとともに、前日の電力使用量実績をイントラネットに掲載するなどにより計画の進捗管理を確実に行った。

その結果、節電実行計画の期間中、貨幣製造等の作業に大きな支障を及ぼすことなく、最大電力使用量の抑制を達成することができた。なお、東京支局の節電実行計画の達成状況については、11月29日に造幣局ホームページで公表した。

② 関西電力管内では、冬期においても最大電力使用量を10%以上抑制する要請が政府からあったことから、本局節電実行計画を策定し、着実に実施した結果、抑制目標を達成することができた。

なお、電力会社とピーク時間調整特約（ピーク時間の電力消費を抑制することによ

り、それに相当する電気料金が割引される特約)を締結し、自家発電設備を有効活用した結果、電気料金割引額と自家発電設備稼働のためのガス代の差引で、6.7百万円の経費を削減することができた。

3. 光熱水量使用量削減の状況

平成23年度の光熱水量使用量については、平成22年度比で次のとおりとなり、電気使用量、ガス使用量、水道使用量のすべてにおいて減少した。

(参考) 光熱水量の対平成22年度増減率

項目	増減率
電気使用量	5.6%減少
ガス使用量	11.7%減少
水道使用量	10.9%減少

(4) その他

○ISO14001の認証の維持の状況

1. ISO14001の認証を維持し、その活用を図るべく次の活動を実施した。

- ・ 本局、東京支局及び広島支局において、ISO14001に基づくマネジメントシステムの下、環境保全活動の継続的改善に係る目標を定め、その目標達成に向けて取り組んだ。(平成23年4月～)
- ・ 環境マネジメントシステムの維持及びその有効性の改善に関する事項について、内部監査員による内部監査を実施した。(平成23年7月及び平成24年1月)
- ・ 環境マネジメントシステムの適切性、有効性等について検証を行うため、理事長その他の役員及び幹部職員によるマネジメントレビュー(検証会議)を実施した。(平成23年9月及び平成24年3月)

2. 以上の活動を経て、平成23年9月に外部審査登録機関によるISO14001の更新審査を受審した結果、環境マネジメントシステムが包括的に継続して有効であるとの判定を受け、平成23年12月に登録が更新された。

(参考) ISO14001

組織の活動、製品・サービスが直接的又は間接的に与える著しい環境影響や環境リスクを低減し、発生を予防するための環境マネジメントシステムの要求事項を規定した国際規格。

<p>評価の指標</p>	<p>(1) リサイクル</p> <ul style="list-style-type: none"> ○回収貨幣の再利用率 ○回収貨幣の再使用率向上に向けての取組状況 <p>(2) 省エネ対応機器の購入等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○計画の策定、実施、事後評価及び見直しの状況 ○調達方針の策定状況 ○省エネ対応機器の調達状況 ○温室効果ガス排出量の削減に向けた設備投資などの取組状況 <p>(3) 光熱水量の使用量削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ○計画の策定、実施、事後評価及び見直しの状況 ○エネルギー原単位の改善状況 ○光熱水量の使用量削減への取組状況 <p>(4) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ISO14001の認証の維持の状況 	
<p>評価等</p>	<p>評定</p> <p style="text-align: center;">A</p>	<p>(理由・指摘事項等)</p> <p>国から交付された回収貨幣については、新地金や製造工程内で発生する返り材と混ぜて溶解し、新しい貨幣を作る材料として100%再利用している。</p> <p>平成20年に策定した「環境保全に関する基本計画」に基づき、平成23年度も継続して省エネ対応機器の購入等を推進し、調達実績は53件となっている。</p> <p>グリーン購入調達目標100パーセントを目指し、環境物品に該当しない物品以外はすべてグリーン購入を実施している。</p> <p>光熱水量使用量については、対前年度比で電気、ガス、水道とも削減ができており、第一種エネルギー管理指定工場（本局及び広島支局）及び造幣局全体におけるエネルギー消費原単位については、前年度比で本局が△11.0%、広島支局が△0.6%、造幣局全体では△6.6%の改善となっている。</p> <p>ISO14001の更新審査を受審した結果、環境マネジメントシステムが包括的に継続して有効であるとの判定を受け、登録が更新されている。</p> <p>以上を総合的に勘案して、本項目の評定をAとする。</p>

第２期中期目標期間における環境保全に関する基本計画

造幣局は、第２期中期目標期間（平成２０年度～平成２４年度）における環境保全に関する基本計画を次のように定める。

１．環境関連法令等の遵守

(1) 規制基準の遵守

- イ 大気、水質、土壌汚染等に関し、国や地方自治体の定める規制基準を遵守する。
- ロ 規制基準を超えるなどのおそれが生じた場合は、法令の規定に従い、発生原因の調査や有効な対応措置を迅速に行い、環境の保全を図る。

(2) 廃棄物（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を含む。以下同じ。）の適正処理

- イ 廃棄物については、法令の規定に従って保管するとともに、運搬及び処分を委託するに当たっては法令の規定に従って業者を選定するとともに、法令の規定に従って業者による処分状況を確認する。
- ロ 日常業務における更なる廃棄物の排出抑制及びリサイクルの推進を図り、資源の有効利用に努める。

(3) 化学物質の使用量の把握等

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成１１年法律第８６号）に基づく指定化学物質については、その使用及び保管に当たり法令の規定に従うとともに、法令の規定に従って使用量等を把握する。

(4) 環境保全施設等の点検、整備

- イ 環境保全施設等について、法令の規定に従って点検し、適正な整備、保守及び管理を行う。
- ロ 環境保全施設の経年劣化に起因する有害物質の流出を未然に防止するため、現有施設の問題点や改善策について調査・検討し、計画的な整備に努める。

(5) 資源・エネルギー使用量の抑制等の取組

環境負荷の低減を図り、京都議定書に示されている温室効果ガスの削減目標達成に寄与するため、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成１０年法律第１１７号）に基づき「京都議定書目標達成計画」（平成１７年４月２８日）が閣議決定されている。造幣局をはじめ「事業者」には、この法律の規定により、当該計画の定めるところに留意して計画を作成するなど、温室効果ガス排出抑制等のための措置を講ずるよう努力することが求められるとともに、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和５４年法律第４９号）の規定により、エネルギーの使用の合理化に努力することが求められている。

これらのことに従って、第１種エネルギー管理指定工場である造幣局の工場におけるエネルギー消費原単位を対前年度比で１％以上改善するよう努めるなど、エネルギー使用量の抑制及び温室効果ガスの排出の抑制に努める。

(6) 環境物品等の調達の推進

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成１２年法律第１００号）の規定に従って、環境物品等の調達の推進に努める。

(7) 環境負荷の少ない製品への取組

回収貨幣の再利用、販売用貨幣の発送時の緩衝材の使用抑制など、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）の事業者の責務をまっとうする。

2. 環境マネジメントシステムの運用・維持

製造事業を営む公的主体として模範となり、また、環境問題に積極的に貢献するため、ISO14001の認証を継続するほか環境マネジメントシステムの運用・維持に努め、環境保全活動の継続的改善を図る。

3. 環境保全に関する啓蒙活動の推進

(1) イン트라ネット等による啓蒙活動

イントラネット、各種会議などの機会を活用し、環境保全についての啓蒙活動を推進する。

(2) 環境月間における積極的取組み

環境保全についての関心と理解を深めるとともに、環境保全活動を推進するため、各自治体の環境月間とあわせて自主点検その他の取組みを進める。

(3) 環境保全に関する研修等の推進

環境保全に関する研修を実施し、講演会、環境保全施設等の見学会などに積極的に参加するとともに、公害防止管理者等の法定資格取得者の計画的な育成に努める。

以上